

第八節 青年訓習所

本町の青年訓練所は大正十五年七月に開所したるもので、その當時交附されたる設置認可書の内容は左の通りである。

附、設置認可書

寅學第一〇六八五號

南葛飾郡本田村

大正十五年六月二十二日付庶第一〇四一號申請其ノ村立青年訓練所設置ノ件認可ス

大正十五年六月三十日

東京府知事 平塚 廣 義

第一項 組 織

所在地 本田尋常高等小學校内
主 事 望 月 正 治 昭和三年五月二十二日就任

指導員	石 井 周 藏	大正十五年七月一日	囑託
同	三 谷 治 二 郎	同 年十一月十五日	同
同	岡 田 一 夫	昭和二年一月十五日	同
同	吉 田 豊 藏	大正十五年七月一日	同
同	大 木 顯 一 郎	同	同
同	矢 野 芳 次	同	同

第二項 入所者及修了者

開所以來の入所者を年度別にて示せば次の通りである。

大正十五年 九十五名。 昭和二年 十 名。
昭和三年 十七名。 計百二十二名

開所以來の修了者を年度別にて示せば次の通りである。

昭和元年 七 名。 昭和二年 七 名。
昭和三年 四 名。 計十八名。

第九章 衛生

第一節 衛生の概況

健康は人生最大の幸福である。この健康を保持する上に就ては、吾人の日常衛生に留意すべきことは勿論であるが、このことたるや、言ひ易くして實に行ひ難きことである。

惟ふに衛生は社會生活上各人の共に注意すべき義務を負ふもので、決して個人的のものではない故に今は公共衛生として或は組合組織により、或は官公署の一部事業として年々巨額の費用を投じて専ら衛生思想の普及に努めてゐる。殊に住家密集し、人口稠密なる都會生活に對しては、一刻としてゆるがせにすべき問題ではない。

本町は一帶に平坦にして、草木繁茂し周圍は大小の河川に繞られてゐる爲め、東京市内の雜鬧たる地に比すれば、遙かに優れたる保健地たるも、そは往時のことにして、近時都會化したる本町は、矢張り衛生設備の必要日毎に其の急を告ぐるに至つたが、本町當局は夙にこのことに留意し、さきに郡内二十ヶ町村と共に組合病院の組織に志し、小松川町に南葛病院を建設し、専心傳染病患者の治療に精勵し年々歳々好成绩を挙げつゝある。

尙町内の衛生施設としては各町内會に下水デーを施き一ヶ月一回嚴格に勵行し、汚物は之を焼却して、微菌の撲滅を期してゐるのみならず、衛生常設委員を配置し各受持ち區域を常時巡視し、悪疫の豫防、汚物の焼却又は搬出、其他諸般の衛生に留意してゐる、しかしながら、急激なる膨脹を來たしたる本町に於ては、未だ衛生施設には不備の點少なしとせず、下水の如きは降雨毎に汚水氾濫し、非衛生的の箇所あるのは遺憾であるが、是等の點については追々整備する運びになつてゐる。

因に本町の衛生常備委員は、各區長並に區長代理者之を兼務してゐるが、其人員は二十五名である。

第二節 傳染病

傳染病の流行は人口集密の都會地に多いのが常であるが、尙周圍の環境によることにも密接なる關係を存するものである。

本町に於ける傳染病豫防施設は管轄亀有警察署のそれと相俟つて、漸次充實しつゝあり就中豫防注射の成績は極めて良好で種痘は前後四回に涉り四千百八十名の多きに達し、之れを大正十二年の三百八十八名に比すれば約十倍の多數を算した。尙病別に見れば疫痢患者を除けば其他の患者

は比較的少ない。然れ共大正十五年より比較すれば以來年々増加し、腸チフス、赤痢は昭和二年の倍数となり、パラチフス、猩紅熱は昭和三年に至り初めて発生しその死亡率は極めて高い。従て將來は町民各自の衛生思想の向上を圖り一層留意して之れが撲滅を期するべきである。

第一項 傳染病別累年比較

(自大正十五年 至昭和三年)

病名	年次			計	死亡	百死 分比
	大十五	昭二	同三			
腸チフス	大十五	昭二	同三	計	死亡	百死分比
	二	二	三	九	一	二五、〇〇
疫痢	大十五	昭二	同三	計	死亡	百死分比
	一	二	九	一〇	三	六五、〇〇
猩紅熱	大十五	昭二	同三	計	死亡	百死分比
	二	二	二	六	三	七、六

第二項 傳染病死亡者

(昭和三年十二月末日現在)

計	デフテリア			パラチフス			赤痢			同三
	大十五	昭二	同三	大十五	昭二	同三	大十五	昭二	同三	
同三	大十五	昭二	同三	大十五	昭二	同三	大十五	昭二	同三	同三
一	一	二	二	一	一	一	一	二	二	一
一	二	六	二	一	一	一	一	二	二	一
七	二	七	三	一	一	一	一	二	二	一
一〇	六	三	六	三	三	三	二	二	二	一〇
二	六	八	二	六	四	三	八	一	一	二
二〇、〇〇	三七、五〇	五二、四	五八、二	一〇〇、〇〇	四六、一五	五〇、〇〇	七二、七	一〇、〇〇	一〇、〇〇	二〇、〇〇

計	大字名										計		
	立石	淡之	中須	梅原	原田	川端	上木	下川	澁江	若宮		四木	篠木
四										三			一
二三	三		一	一	五	二		九	一			一	
二							一					一	
八	三							三	二				
三	一									二			
二										一		一	
四一	七		一	一	五	三	三	七	一	一	一	一	

第三項 種痘人員累年比較

(昭和三年十二月末日現在)

計	大字名										計		
	立石	淡之	中須	梅原	原田	川端	上木	下川	澁江	若宮		四木	篠木
三八	七	五	八	四	四	二	二	二	九	九	三	三	三
四〇〇	七	三	四	七	三	二	三	三	八	〇	七	三	二
五八〇	九	三	三	九	三	二	九	八	一	七	五	七	三
八〇三	一	五	七	五	七	六	九	六	二	八	五	三	二
九五二	一	五	八	四	〇	七	五	七	二	二	二	三	六
一〇六	一	五	〇	二	四	五	九	九	五	八	三	二	五
四一八〇	七	六	九	八	六	三	七	二	八	〇	三	二	九

第三節 出生死亡

出生と死亡を比較すれば依然として出生率が高く出生中男子は女子よりも多い。しかし死亡に

於ては女子より男子が多いため、男女の死、産を對照すれば兩者殆んど同數である。この現象は獨り本町のみでなく全國を通じて稍々同様であることは年々政府の統計に現はるゝ數字に於て見るも明かである。

今昭和三年中本町に於ける状態を見るに出生數七百七十七人の中男子は三百四十八人、女子三百六十九人となり大正十二年以來女子に於て男子よりも多いことは初めての現象である。また死亡數四百九十二人中男子は二百四十六人、女子は二百四十六人にして男女共同數なることも同年以來初めてである。これを出産死亡の總數に比較すれば出産は死亡よりも二百二十五人多い。この死亡中最も多いのは十歳以下の幼兒で前記四百九十二人の死亡中二百四十七人に達し約半數を占めてゐる。

第一項 出生死亡累年比較

(昭和三年十一月末日現在)

年次	種別		計	死		計
	男	女		男	女	
大正十二年	101	116	217	133	75	208

計	種別		計	死		計
	男	女		男	女	
同十三年	175	159	334	177	106	283
同十四年	229	192	421	156	109	265
昭和元年	238	232	470	171	108	279
同二年	304	291	595	185	116	301
同三年	336	369	705	246	146	392
計	1356	1356	2712	967	945	1912

一、大字別出生比較

(昭和三年十一月末日現在)

大字別	種別		計	死産		大字別	種別		計	死産	
	男	女		男	女		男	女		男	女
寶木塚	3	13	16	1	3	川端	3	2	5	4	6
篠原	9	14	23	2	1	梅田	5	7	12	2	2
四木	11	14	25	3	3	中原	5	4	9	9	8
若宮	8	14	22	3	3	中須	6	3	9	9	9
澁江	9	7	16	2	3	淡之	3	3	6	6	6
上木下川	15	40	55	4	2	立石	8	9	17	17	19
計	1356	1356	2712	967	945	計	967	945	1912	1912	1912

計	107	106	43	33	計	141	133	304	331
---	-----	-----	----	----	---	-----	-----	-----	-----

二、年齢別死亡比較

(昭和三年十二月末日現在)

大字名	十歳迄	二十歳迄	三十歳迄	四十歳迄	五十歳迄	六十歳迄	七十歳迄	七十歳以上	計
寶木塚	女 4								4
篠原	男 4								4
四木	男 6								6
若宮	男 3								3
澁江	男 7								7
上木下川	男 5								5
川端	男 7								7
計	22	1	1	1	1	2	2	2	33

計	原	梅田	中原	淡之須	立石
男 24	同 6	同 5	同 1	同 2	同 2
女 23	同 8	同 6	同 1	同 4	同 9
計 47	14	11	2	6	11
二四	二				三
三〇	三				七
二二	三				五
〇八	二				四
二七	二				三
二九	二				六
九五	二				六
二四	三				五
二七	三				五
計 四九	五	八	五	八	二

第四節 醫師、歯科醫師、薬剤師及産婆

醫師、歯科醫師、薬剤師及び産婆等は日常生活上必要欠くべからざるものにして、文明の進歩發達に伴ひ之等醫療方法の改善進歩しつゝあることは敢て云ふまでもないが、苟くもこの職に携はるもの、責務重大なることは、人類保全の上よりして吾人の痛感するところである。

本町現在に於ける醫師は十五名にして、人口約一千六百人に對し一名となり、産婆はその數二十

六名あり、人口約九百十六人に對し一名の割合を示してゐる、この他齒科醫師及び藥劑師も年々増加し、齒科醫師は六名、藥劑師は十名となつてゐるが、之等の中には分院も包含してゐるとは雖も、その數極めて少なく、大部分は本院である。

しかしてその資格より見れば醫師の過半数は試験合格者にして、専門校卒業者中帝大卒は一名、日本醫專卒は二名、東京醫專卒一名、慈惠醫大卒は二名及び新潟醫專卒一名と云ふことになる、齒科醫師、産婆も殆んどこれと大同小異にして、藥劑師の如きは十名は十名全部試験合格者である。

第一項 醫師

(昭和四年三月末日現在)

氏名	資格	開業年月	住 所
雨谷 達三	試 驗	大正六年四月	澁 江 一九二
福住 喜一郎	同	同	同 一五一
西片 智忠	日本醫專	昭和二年六月	同 一〇三七
津金 信司	同	同 三年四月	同 一〇三七
潤田 基	試 驗	同	上木下川 三四二

香川 謙作	同	同 二年八月	原 二二三
稻 葉 穆	同	大正十二年十二月	立 石 二二三
片根 勝雄	東京醫專	昭和二年一月	同 二二九
荻原 六郎	新潟醫專	同 三年三月	同 五六六
忽田 秀	慈惠醫大	同 年七月	同 五七三
大島 貫一	同	同 年五月	同 六五
酒井 忠徳	試 驗	同 年八月	同 七八五
川井 左京	東大醫學部	同 年九月	同 二四一

(昭和四年三月末日現在)

第二項 齒科醫師

氏名	資格	開業年月	住 所
近藤 保斌	日本齒科醫專	大正十五年十月	澁 江 三六
田中 正己	東京齒科醫專	大正十三年十二月	原 八三
中津川 幸吉	日本大學 齒科醫學部	昭和二年七月	同 八三

根岸英	日本齒科醫專	同	三年七月	立石	五五〇
清野晋八	試驗	同	二年七月出張所	立石	五六二

第三項 藥劑師 (昭和四年三月末日現在)

氏名	資格	届出年月	住 所
近藥保斌	試驗	大正十五年十月	澁江 三六
井出義文	同	同	同 三
原千春	同	同	同 一〇三
佐々木意志司	同	同	同 一三三
松島彦三郎	同	同	同 八四四
鬼塚岩雄	同	昭和四年二月	上木下川 二七一
渡邊恒雄	同	同	同 原 一二六
古渡義徳	同	同 三年七月	同 立石 五五〇
齋藤善次郎	同	大正十五年十月	同 六一八

島岡芳江 同 同 同 五七三

第四項 産婆 (昭和四年三月末日現在)

氏名	資格	開業年月	住 所
金内キク	新潟試験	大正四年十一月	寶木塚 二六七
小宮キク	埼玉同	同十三年十月	澁江 三七
大室スエ	香川同	同八年四月	同 一九二
佐藤ヨネ	栃木同	同十四年八月	同 二九六
市川みゑ	東京同	昭和三年一月	同 七
江田まつ	茨城同	同二年五月	同 二三六
井桁まさ	同	同	同 二五七
中里ミエ	埼玉同	同三年一月	同 一九二
原すみぎ	東京同	同二年十一月	同 一〇三
小園ふみ	同	大正四年六月	上木下川 二八五

寺内	ヨシ	同	昭和二年五月	同	二八五
内田	トミ	埼玉同	同十月	同	一九二
永井	セイ	日本産婆看護婦學校卒	大正四年七月	川端	七〇二
北川	とらよ	東京試験	同	原	五〇
館野	クニ	同	同九月	同	六六
鎌田	あき	埼玉同	同十一月	立石	五九六
木村	イノ	東京同	同十三年十一月	同	八一〇
石井	シヅ	同	同十五年九月	同	六七二
伊京	カド	同	昭和二年一月	同	六六六
山家	みつ	同	同四年四月	同	七二五
藤原	ツヤエ	同	同三年十月	同	二九六
齋藤	きよ	群馬同	同七年七月	同	七六五
山本	政子	東京同	同二年二月	同	五九五
五味	すみの	同	同三年三月	同	六七八

川島 静 同 年十一月 出張所 立石 五四三

第五節 下水デー

下水は人口の集密の度を増すに従ひ、益々汚濁することは、今更ら云ふまでもないが、之れに對する衛生施設に關しては、各市町村共に苦慮するところである。東京市が年々下水處分に支出する費用は巨萬の高に昇りつゝあるも、尙且つ全市に對する施設は徹底せずと云はる。

本町の下水に對する衛生施設としては、全町十七ヶ町内會に委ねて各自適當の施設をなしてゐるも、尙町費を以て目下一ヶ月一回一定日を全町の下水デーとなし、各町内會を督勵し下水の掃除を行はしめつゝあり、また毎年八月には全町一齊に石油入劑其他殺虫劑を散布して、その徹底を期してゐる。しかれども元來一般に低潤なる本町は下水の排水不完備なる爲め、降雨ある毎に氾濫し平常の下水掃除も偶々その効少なからしむることは、甚だ遺憾であるが、之が對策に關しては町理事者も腐心しつゝあれば早晚は整備することになる。

第六節 私設水道

本町の飲料水、使用水は主として私設水道の供給を受けてゐるが、この私設水道は動力揚水唧

筒式で個人又は小組合の經營に依るものである。しかしその設備は元より普通水道の如きものではなく、只單にタンクに一時満水したるものを、鐵管によつて給水するもので、使用栓には専用栓と共用栓との二種に分ち、使用料は専用栓は一ヶ月普通一圓、共用栓は七八十錢である。水道施設ケ所は全町を通じて約三十ヶ所に達し、就中小規模のものゝ大部分は自己營業用の電力を使用し副業的に經營するもので、從て給水戸數も約百戸内外のものが多く、大規模のものに於ても未だ千戸を越ゆるものは無い。

抑々本町にかゝる私設水道の出現を見たのは、大正十一年頃にしてそれ以前は堀井戸若くは腕用吸揚唧筒であつたが、翌十二年よりは急激なる人口増大を來したるが故、經費や其他の關係上從來の方法にては、甚だ不利不便となつたのでこゝに動力による私設水道の實現となつたのである。

第一項 私設水道比較

(昭和四年二月一日現在)

本表は届出ありたるものゝみを掲載せり。

設置ケ所	組織	電動力	給水戸數	給一日平均水量	唧筒圓徑	給水鐵管ノ總延長	經營者又は代表者
------	----	-----	------	---------	------	----------	----------

澁江	二元	組合	二馬力	二〇〇	三〇〇	五吋	五六八	白田房太郎
同	二二三	同	二馬力	四〇〇	五五〇	二吋半	一六七半	淺岡鐵五郎
同	三三三	同	五馬力	四〇〇	五五〇	二吋半	一六七半	淺岡鐵五郎
同	四四四	同	二馬馬	一四〇	六〇〇	五吋	一一〇半	江川新次郎
立石	西二	個人	二馬力	八五	一四〇	三吋半	四〇〇	伊東金太郎
同	六〇三	組合	二馬力	四〇〇	一四〇	三吋半	四〇〇	伊東金太郎
篠原	八三	同	七馬力	二六八	四〇〇	七吋	二五五	清田彌助
上木下川		會社特設	一馬力	二二	四〇〇	七吋	二六〇	村松市太郎
若宮	元	組合	三馬力	九七	三〇〇	三吋	三三四	四ツ木食品市場
					三〇〇	二吋半	五〇〇	宇田川種弘

第七節 水量と水質

當地方に於ける水量水質に限らず、水は元來多くの砂層を透過して濾過されながら下方に降る程良くなることは敢て云ふに足らざるも、普通の井水は上部水脈に準據するものであつて、雨量や天候の如何に依つて水量は常に支配されてゐる。故に晴天続きの場合は直ちに乾涸し、また反對に雨天続きに至れば水量俄かに増加するのであるが、かゝる増水の時は地表や渠溝の汚水が透浸して、飲料水としては頗る危険千萬である、殊に人口集密の場所は益々危険である。地表の粘

土層の混層たる中部水脈を形成してゐる部分の水質は、上部水脈と異り自然の水量には甚だしき増減を見ることが少なきが故に、水質も稍良である、併しこの砂層には往々にして泥鐵礦が挟まれて居るので偶々この部分に突き當れる井水には鐵分を含まれてゐるのも免れぬ譯である。

この中部水脈の下部が所謂第三紀層に屬するところにして、凝灰質と認めらるゝ粘土及砂岩層は下部水脈であつて、地表の影響を受くることは殆んどなく、水質は最も良好である。従つてこの下部水脈まで穿たれたる井戸は頗る良質の水を得らるゝのである、然れ共地下水準面は一定不動のものでなく、常に上下するが爲め、水準面は漸次降下して來るのが通例である、淺井戸の水量が時に枯渴するのは一にこれが因をなすものである。

第一項 衛生學的井水の検査

最近警視廳管下の井水の検査を行つた結果の成績の一部を左に掲げて参考に供す。

府下日暮里町には全町を通じて一千九百九十四箇所の井戸があるが、その中で優良なる水としてそのまゝ飲料に適するものは、僅かに一割弱の百三十八箇所に過ぎず、全く飲料に適せざるものは實に九百五箇所の多きに及び、残る九百五十一箇所の井水は濾過、または煮沸等夫れ／＼適當の方法を施さざれば飲用に供し不能と認められた。

東京市牛込區早稻田方面一帯に於ける井水に對し、東京市衛生試験所が細菌検査を施した成績の結果に依れば、検査箇所の中五十三箇所の井戸は大腸菌の存在してゐることが證明された。

これは主として、便の浸入によつて井水に混じた證據で、しかも極少量の水の中に多量に含有してゐたことであつて、もし相當多量の井水に對し検査を行つたならば、殆んど全部の井戸に大腸菌の混入を發見することであると云はれてゐる。

本町は曩に第二尋常小學校建築に關し、同じく東京市衛生試験所に依頼し水質の検査を行つたがその結果は左に示す如く遺憾ながら飲料に適せざることが證明された。

附、試験検査書

第七九五號

一、堀井水 壹種 依頼者 本田村役場殿

目的 飲料 適否

本所ニ差出シタル堀井水ニ就キ試験ヲ遂クルニ其成績左ノ如シ

色	濁度	臭味
度	度	度
零	零	異臭味ナシ

反 應	弱アルカリ性	クロール	一〇、六三八	硫 酸	痕 跡
硝 酸	痕 跡	亞硝酸	檢出セス	アムモニヤ	微 量
硬 度	三、二一〇	固形物總量	三六五、〇〇〇	過マンガン 酸カリウム 消費量	三、五五五

備考 表中ノ數字ハ水一「リートル」中ノ「ミリグラム」ニテ硬度ハ獨逸法トス
右試験成績ニ依レハ該堀井水ハ飲料ニ適セサルモノト認ム

昭和三年二月二日

東京市衛生試験所 印

尙昭和二年十二月二十三日に行つた同様検査の結果に對照して見るに硬度に於て一二〇、固形物總量に於て二六、過マンガン酸カリウム消費量に於ては二七六五の相異ありて、同じく飲料に不適當なりと認定された。
依之觀之れば本町の井水は大體飲料に適せず、辛うじて濾過乃至は煮沸若くはクロール消毒に依つて、飲用に供するの外なきものである。しかし未だ人口密集せざる箇所には細菌の含有量少なきを原則とすれば、本町に於ては之等の危険率は比較的少ないと見てもよいが、年々人口激

増の情勢にある以上、飲料水の改善は極めて急務なりと云ふべきである。

第二項 飲料水の分析検査

現今衛生學の立場より飲料水に適すべき水質の検査には次の様な分析を必要なりと要求されてゐる。

(1) 細菌學的検査

- イ、連鎖狀球菌或は大腸菌を含有せざること。
- ロ、それ以外の病原菌を含まざること。
- ハ、細菌數が一廻毎に百個以下なること。

(2) 化學的検査

- イ、アムモニアNH₃と亞硝酸NO₂とを全く含有せざること。
- ロ、硝酸NO₃が五乃至一五以下なること。
- ハ、有機物が八乃至一〇以下の過マンガン酸カリウムの溶液を脱色すること。
- ニ、蒸發した残渣が五〇〇以下なること。
- ホ、アルカリ土類金屬の含量が二〇〇以下なること。

へ、鹽素が二〇乃至三〇厩以下なること。
 ト、硫酸SO₄が八〇厩以下なること。
 然れ共之等の検査は必らずしも全部に亘つて行はずとも、場合によつては適當に取捨することは
 差支へないとされてゐる。

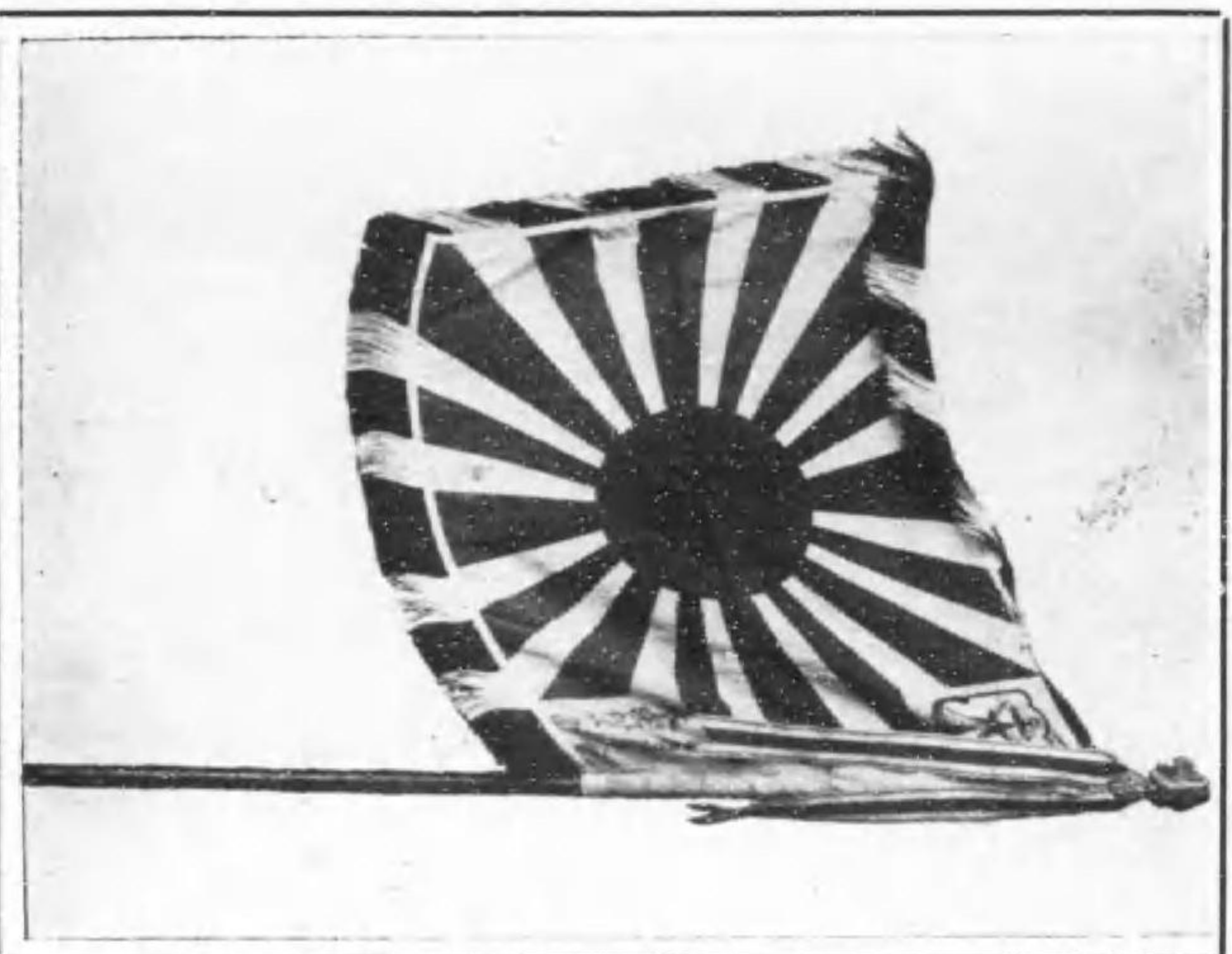
第十章 兵 事

第一節 兵 事 の 概 況

兵役の義務は我國憲法の規定するところである。即ち我國民にして男子たる以上は、皆兵役の義務を負ふものである。

凡そ兵は國家存立上必要缺くべからざるものにして、兵役に就くは國民の榮譽とするところで、吾人の常に尊敬すべきである、この兵事たるや我國に於ては古くより存したりと雖も、一定の形式を以つて國民が兵役に服すべきことを定めたのは、明治五年十一月のことである。即ち當時の太政官布告を以て全國に實施したもので、その内容を示せば次の通りである。

附、 太政官徵兵告諭

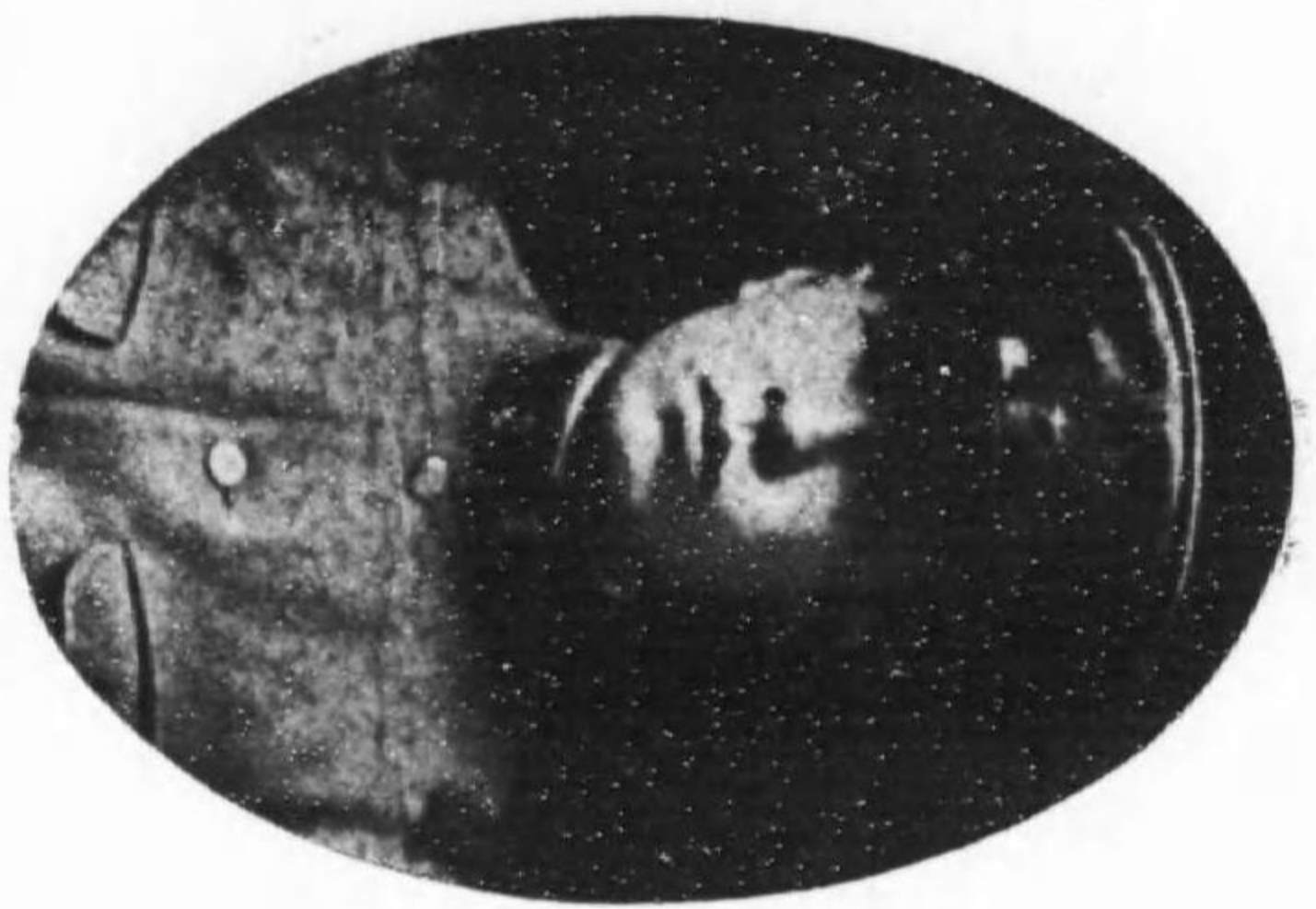


—— 旗會分町田本會人軍艦在國帝 ——

勅 語

朕親シク帝國在薺軍人會々買ヲ
 閱シ其ノ勇健ヲ擇フ汝等克ク先
 朝ノ聖諭ヲ體シ深ク時勢ノ推移
 ニ鑑ミ益々其ノ本分ヲ盡シ同心
 協カシテ朕カ信倚ニ副ハムコト
 フ期セヨ

詔勅ノルニ賜シテ下日三月二十年三和昭



行繁井由 長會分町田本會人事權在國帝



郎大金東伊 者功戰ノ役戰錄日

我朝上古の制、海内擧て兵ならざるはなし、有事の日、天子之が元帥となり、壯丁兵役に堪ゆるものを募り、以て不服を征す役を解き、家に歸れば農たり、工たり、又商たり、固より後世の双刀を帯び武士と稱し、抗顔座食し甚だしきものに至りては、人を殺し官其の罪を問はざる者の如きに非ず、抑神武天皇珍彦を以て、葛城の國造となせしより、爾來軍團を設け、衛士防人の制を定め、神龜天平の際に至り六府二鎮の設け始めて備る、保元平治以後朝綱頽弛兵權終に武門の手に墜ち、國は封建の勢をなし、人は兵農の別を爲す、降つて後世に至り名分全く泯没し、其の弊勝て云ふ可からず、然るに大政維新列藩版圖を奉還し、辛未の歲に及び遠く郡縣の古に復す、世襲坐食の士は其の祿を減じ刀劍を脱するを許し、四民漸く自由の權を得せしめんとす、是れ上下を平均し人權を齊一にする道にして、則ち兵農を合一にする基なり、是に於て士は従前の士にあらず民は従前の民にあらず、均しく皇國一般の民にして、國に報ずるの道も固より其の別なかるべし、凡そ天地の間一事一物として、税あらざるはなし、以て國用に充つ、然らば則ち人たるもの固より心力を盡し、國に報ぜざるべからず、西人之を稱して血税と云ふ、其の生血を以て國に報ずるの謂なり、且つ國家に災害あれば人々其災害の一分を受けざるを得ず、是れ故に人々心力を盡し國家の災害を防ぐは、則ち自己の災害を防ぐの基たるを知

るべし、苟くも國あれば則ち兵備あり、兵備あれば則ち人々其役に就かざるを得ず、是に由て之を觀れば、民兵の法たる固より天然の理にして、偶然作爲の法に非ず、而して其の制の如きは古今を斟酌し、時と宜を制せざるべからず、西洋諸國數百年來研窮實踐以て兵制を定む、故を以て其法極めて精密なり、然れども政體地理の異なる、悉く之を用ゆ可からず、故に今長ずるところを取り、古昔の軍制を補ひ海陸二軍を備へ、全國四民男兒二十歳に至るものは、盡く兵籍に編入し、以て緩急の用に備ふべし、郷長里正厚く此御趣意を奉し、徵兵令に依り民庶を説諭し、國家保護の大本を知らしむべき也

明治五年壬申十一月二十八日

太 政 官

本町はと從來壯丁の體格は概して良好で、徵兵人員も亦尠からぬ、彼の明治年間に於ける日清、日露兩役に出征したる軍人は頗る多く、大正年間の日獨戦争に従軍したるものもありて、帶勤者も相當多きを算してゐる。

第二節 徵 兵

體格検査に現れたる結果を見るに合格者は壯丁人員に比較して減少の傾向にあり、大正十二年壯丁検査人員四十一人中甲種十四人、第一乙種七人、第二乙種六人、計二十七人の合格者あるに反し、昭和三年には五十六人中甲種十四人、第一乙種五人、第二乙種八人、計二十七人の合格者で合格率を低下した。この現象は農村當時は一般に完全なる體格を有してゐたものが、年々發展し漸次商工業の町村となりたる結果、勢ひ體格の虚弱となつたに依るものである。これによつて見れば農村生活者と都會生活者とが如何に健康上に差異があるかは、この一事を以て見ても明かである。なほ學力程度を見るに、六箇年間は依然として尋小卒又は之と同等のものが、半数以上にして無學者のものも存することはいさゝか遺憾である。

尋小卒に次ぐのは高小卒で中等學校卒業者は頗る僅少である。

第一項 壯丁體格検査累年比較

(自大正十二年至昭和三年) (昭和三十年二月末日現在)

年 次	検査人員	合 格 者			
		甲 種	第一乙種	第二乙種	丙 丁 戊
大正十二年	四二	一四	七	六	二 三

年次	計	昭和三 年	昭和二 年	大正十 五年	大正十 四年	大正十 三年
検査人員	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三
大學卒	九	九	九	九	九	九
高専卒	九	九	九	九	九	九
中學卒 又ハ同等	五七	五七	五七	五七	五七	五七
高小卒 又ハ同等	五	五	五	五	五	五
尋小卒 又ハ同等	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
得讀 ル者	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
無學	一	一	一	一	一	一

第二項 壯丁學力程度累年比較
(自大正十二年至昭和三年) (昭和三年十二月末日現在)

年次	計	昭和 三年	昭和 二年	大正 十五年	大正 十四 年	大正 十三 年	大正 十二 年
検査人員	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三
大學卒	九	九	九	九	九	九	九
高専卒	九	九	九	九	九	九	九
中學卒 又ハ同等	一	一	一	一	一	一	一
高小卒 又ハ同等	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
尋小卒 又ハ同等	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
得讀 ル者	五	五	五	五	五	五	五
無學	一	一	一	一	一	一	一

第三項 現役、補充、豫後備兵

本町に於ける現役、補充及び豫後備兵を合して四百九十三人あり、之れを内譯すれば現役十九人、補充二百五十五人、豫備八十五人、後備百三十四人となり、尙兵科別に見れば歩兵が第一位を占め、次は砲兵、輜重兵（輸卒を含む）、騎兵と云ふ順で、海軍は未だ少数である。

一、現 役 兵

(昭和三年十二月末日現在)

計	三〇三	—	—	二	六	一八	三	七
---	-----	---	---	---	---	----	---	---

兵科別	大字名		陸 軍		海 軍		計
	寶 塚	篠 原	歩 兵	騎 兵	砲 兵	工 兵	
輜重兵	—	—	—	—	—	—	—
水兵	—	—	—	—	—	—	—
機關兵	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—

篠寶 木原	大字 名塚	步兵	騎兵	砲兵	工兵	輜重兵	看護卒	計
二	五		二	一	三			一〇
三	〇							

三、豫 備 兵

(昭和三年十二月末日現在)

計	立之石	淡須	中原	梅田	原田	川端	上木	下川	澁江	若宮
一〇一	〇	三	三	四	八	六	五	一	六	一
三										
三七	六	一	二	一			三	〇	一	
二	二				一		二	一		
一〇一	二	五	三	一	三	七	六	二	〇	五
一										
二五	五	七	六	八	六	三	三	四	九	七

二、補 充 兵

(昭和三年十二月末日現在)

四篠 木原	寶木 塚	大字名 兵科別	步兵	騎兵	砲兵	工兵	輜重兵	看護卒	計
五	二	八							八
一	一								二
六	五	二							二
三	一	一							五
三	五	三							一
三	四	四							一
七	四	四							一

計	立之石	淡須	中原	梅田	原田	川端	上木	下川
二	一							
二								
六	一							
三								
三								
三								
一								
一九	二	一					一	三

計	立	淡	中	梅	原	川	上	澁	若	四	篠
	之						木			ツ	
	石	須	原	田	端	川	江	宮	木		
六九	一七		四	一	八	五	八	九	五	六	三
七	三	一			一						
七	三					一		五		三	三
八	二		一			一	一	一			二
二七	九		二	一	三	二	四	三		二	一
四	一									一	二
三	一									一	
一三四	三六	一	七	二	二	九	三	九	五	三	二

四、後 備 兵

(昭和三年十二月末日現在)

寶	大
木	字
塚	名
三	歩
...	兵
...	騎
...	兵
二	砲
...	兵
...	工
...	兵
...	輜
...	重
...	兵
...	看
...	護
...	卒
一	海
...	機
...	關
一	軍
...	兵
六	計

第三節 出征軍人

計	立	淡	中	梅	原	川	上	澁	若	四	篠
	之						木			ツ	
	石	須	原	田	端	川	江	宮	木		
六九	一七		四	一	八	五	八	九	五	六	三
七	三	一			一						
七	三					一		五		三	三
八	二		一			一	一	一			二
二七	九		二	一	三	二	四	三		二	一
四	一									一	二
三	一									一	
一三四	三六	一	七	二	二	九	三	九	五	三	二

本町に現在軍籍を有する出征軍人は相當多數に昇つてゐるが、帶動者は四十名でその中金鷄勳章の所持者は伊東金太郎及び吉沼辰藏の二名、勳七等も二名あり、この他一時賜金を受けたるも

のは八名である。之等帶動者並に賜金者の大部分は日露戦役に出征したる人々で、韓國暴動事件に派遣せられたものは二名、青島戦役に出征したものは一名である。

なほ戦死病没者は明治十年の鹿兒島戦役に於て死亡した一名及び韓國暴動で一名戦死した外に日露戦役に出征して戦死又は病没したものは三名を出だしてゐる。

如斯本町にも戦役に出征した人々は相當ありて戦功者も亦尠くはないが、その大部分は前記の如く日露戦役に出征した軍人で吾人の均しく尊敬すべきである。今試みに當時を回顧するに、明治三十七年二月我軍隊は勅員令下に遠く戦場に赴き開戦以來二ヶ年連日身命を賭して、或時は嶮を越え、或時は大河を涉り、霞と降る敵弾を侵して戦ひ、大アジャの天地は正に動搖せん許りの大激戦を演じ、全世界は實に有史以來の大戦として、注目したことは記憶なほ新たならしむるものであらう。

この間明治天皇におかせられては長くも日夜御深憂あらせられ、一々戦跡の情報に御緊張遊ばされその都度くゝに勅語を賜ひ、軍隊の激勵をなされたのである、その勅語を下し賜ひしこと、實に前後十數回に達せしとは今更らながらに、恐懼に堪えざる所である。しかして我軍大勝し平和克復の日を迎ひたのは明治三十八年十月で、同日陛下よりは左の勅語を下賜された。

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク

朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五箇條ヲ以テシ明治二十七八年戦役終ルヤ深ク邦家ノ前途ヲ念ヒ更ニ汝等ニ諭示スルトコロアリ。

爾來十閱年朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ伴ヒ經校大ニ其少ヲ進メタリ、不幸ニシテ客歲露國ト疊ヲ啓キシヨリ汝等協力奮勵各々其任務ニ從ヒ籌畫宜シキヲ得攻戰機ヲ制シ陸ニ海ニ曠古ノ大捷ヲ奏シ帝國ノ威武ヲ宇内ニ宣揚シ以テ朕ノ望ニ副ヘリ、朕ハ汝等ノ忠誠勇武ニ頼リ出帥ノ目的ヲ達シ上ハ祖宗ニ對シ下ハ億兆ニ臨ミ、天職ヲ盡スコトヲ得タルヲ懌ヒ深ク其戰ニ死シ、病ニ斃レ又ハ癘瘡ト爲リタルヲ悼ム

朕今露國ト和ヲ講ス惟フニ我軍ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ更ニ汝等ノ責務ヲ重カラシメ國運ノ隆昌亦汝等ノ努力ニ待ツコト大ナリ汝等其レ能ク朕カ意ヲ體シ留リテ軍隊ニ在ルモノト散シテ鄉閭ニ歸スルモノトヲ問ハス常ニ朕カ訓諭ヲ服膺シテ朕カ股肱タルノ本分ヲ守リ益々屬精以テ報効ヲ期セヨ、

一、戦功者 伊 東 金 太 郎

氏は、大字立石五百四十一番地に生れ生家に於て家業に精勵中、明治三十三年十二月近衛野戰

砲兵聯隊第五中隊に入營し、翌三十四年六月野戰砲兵射撃學校に分遣さる。同三十五年上等兵に進み翌三十六年六月本隊に歸隊を命ぜらるゝや、以來幾何もなくして、同年十一月歸休除隊すれども、家業に従事する猶豫もなく明治三十七年日露の戰宣布告せらるゝに當り、同年二月八日第一軍黒木指令官の部隊に編入出征し戰功尠からず、依つて同三十九年四月一日附を以て勳七等功七級を授與さる。

爾來氏は生家にあつて農業に従事する傍ら明治四十二年従來の兵事議會が帝國在郷軍人團と改稱組織せらるゝに及び本町分團の副團長に推薦せられたのである。これ實に氏の全生を飾るところにして永久に朽ちざる榮譽である。

氏はまた當地の開発を豫見し農業を廢して綿布整理業に従事するのみならず、大正十年には立石耕地整理組合副組合長となり、同十四年には村會議員に當選し、なほ昭和二年には立石西町會を組織し自ら會長となり、専ら町發展の爲め貢献する氏の努力こそ眞に期待さるゝのである。

第一項 戰 死 病 沒 者

氏 名	戰 役 名	兵 科 別	戰 死 年 月 日	遺 族 の 住 所 氏 名
-----	-------	-------	-----------	---------------

小林 宗 吉	鹿兒島役 輻重輸卒		明治十年五月十二日	立石二三八 小林十郎
菊田 敬太郎	日清役 同		同 二十八年七月三日	川端五三七 菊田文五郎
宮田 庄五郎	日露役 同		同三十八年八月廿四日	中原一〇九 宮田清之助
牧野 茂七	同 砲兵		同三十九年一月十六日	上木下川三一五 牧野彗房
佐々木 鐵之助	同		同三十七年十月九日	中原三八 佐々木吉造

第二項 帶 勳 者

戰 役 名	兵 科 及 階 級	等 級	氏 名	住 所
日露戰役	砲兵 伍長	勳七等功七級	伊東 金太郎	立石 五四一
同	砲兵上等兵	勳八等功七級	吉 沼 辰 藏	川 端 四九一
同	砲兵上等兵	勳 七 等	宮 澤 正 一	立 石 五七五
青嶋戰役	砲兵特務曹長	同	石 井 周 藏	川 端 七二〇
日露戰役	輻重輸卒	勳 八 等	鈴 木 平 七	寶 木 塚 七八
同	步兵 伍長	同	岩 立 秋 五	同 八八
同	輻重輸卒	同	森 谷 鐵 次	同 九二
同	騎兵 一等卒	同	森 谷 鍵 次	同 二二一

日露戰役	輻重 輸卒	一時 賜金	田中 藤次郎	立石	六〇
韓國暴動	歩兵一等卒	同	座間 安次郎	同	二〇二
日露戰役	文官	正八位勳八等	宮本 晃	同	六七三
同	砲兵一等卒	勳八等	石井 文治	寶木塚	四四二
同	同	同	石田 作次郎	同	五〇四
同	歩兵一等卒	同	柴田 愛之助	同	二八二
同	同	同	清田 權四郎	四ツ木	一六四
出征ナシ	砲兵 中尉	從七位勳六等	柴 幾三郎	同	一五五

第四節 帝國在郷軍人會本町分會

帝國在郷軍人會は明治三十六年兵事議會と名命して團結したもので、當時は一郡を一區域として創立し平素は一定の會費を據金してその維持費に充て、會員中に一朝有事の起きた場合は臨時會員は應分の寄附金を持ち寄りて、種々慰安の方法を講じたものであるが、創立當初は主として日清、日露の戰役に出征した人々の間に於て至極有益に行はれ來たものであつた。其後内容の改革を圖り廣く一般入營兵にも同様會規の適用をなし會の徹底を期することになつ

た、然るに年々會員の増加するに伴ひ、從來の一部一區域の制はその區域稍廣きに失し偶々會の統一上困難を來たしたるが故に、各町村毎に一支部を設置し一層會の徹底を圖つた。この頃本町内に於ては寶木塚が最も發達し、當時同會に協力贊助せられ云はゞ房母役として何くれとなく會員を指導統制した人々には、森谷治郎兵衛、内山金次郎を首めとし石井佐重、岩立良之助等あり入營兵の送別金としては三圓乃至十二圓と定め、専ら會の助長發展に努力したる結果、爾來兵事議會の解散するを快としなかつたのである。

然るに明治四十二年四月在郷軍人同盟團と改稱せらるゝに及び本町は本田村在郷軍人同盟團を創立したが、當時創立に奔走し且つ當初の役員に推された人々は次の通りである。
 幹事長杉浦守吉、副幹事長伊東金太郎、幹事石井金藏、同増田三吉、同杉浦力松、同座間三吉同吉沼辰藏、同清田權四郎、同瀧澤仙太郎、同淺田銀太郎、同小澤萬吉、同三ツ島長吉、同小林仁三郎の十三名、

明治四十四年再び帝國在郷軍人會と改稱せらるゝに至り、本町は同年二月十一日名稱改稱式を舉行し以來帝國在郷軍人會本田村分會となり、分會長には杉浦守吉、副分會長には伊東金太郎各々就任した。これ現今の軍人會で本町分會長はこの間十回の更迭を経て會員は四百五十餘に達して

ゐる。

第一項 歴代分會長

初代	杉浦守吉	大字四ッ木
第二代	吉沼辰藏	同
第三代	小林治藏	同
第四代	増田三吉	同
第五代	島田太郎	同
第六代	杉浦太松	同
第七代	森谷力次郎	同
第八代	坂田健次郎	同
第九代	江川八藏	同
第十代	由井庸繁	同
(現在)	由井繁行	同

第二項 役員

分會長	由井繁行	副分會長	坂田直吉	同	内田藤四郎
監事	齋藤銀次郎	同	岩崎金之助		
會計	小澤兵三				

理事

吉野倉藏、江端金五郎、島田惣十郎、遊間清三郎、富澤鈴之助、大橋勘三郎、山田憲吉、宮田又吉、石井政藏、磯野豊甫、沼野善太郎、

常任幹事 宮澤正一

註、右役員中理事は各班より一名宛推薦することになつてゐるが目下第九及び第十一班よりの選出理事は缺員である。

第三項 班長

本町分會は十三班に分ち各班に班長を置きその統一をなしてゐる。その班長は次の通りである。

第一班長	石井長左衛門	第二班長	吉原勝久
第三班長	岩崎惣三郎	第四班長	常見銀次郎
第五班長	長嶋長作	第六班長	小久保芳藏
第七班長	菊田磯吉	第八班長	小泉仙次
第九班長	缺員	第十班長	中島八郎
第十班長	湯本平一郎	第十一班長	長野常次郎
第十一班長	湯本平一郎	第十二班長	
第十三班長	佐藤四郎		

第十一章 警 備

第一節 消防の概況

人類生存上災害は到底之れを免れ得るものではない、これは昔今東西を通じて見るも殆んど同様である。

災害には或は天災地變に依ることあり、或は人爲的に依ることもあるが之等災害の可及的少からしめ又は輕からしむることに努むるは、蓋し社會經濟上に於ても亦肝要の事である。その必要上生れたもの、一つが所謂消防と云ふ形式を以て、今日に至つた、昔日に於ては勿論斯様な名稱はなかりしも、方法に於ては毫も異るところなきは史を繙いて見るも明かである。只當時は今日の如く科學的進歩を來さざりし爲め、大抵は腕力とか意氣によつて敏捷に活動するに過ぎなかつた彼の御用所とか、町火消とかは現今の消防や警察と同一のものである、その使用器具にしても今尙使用してゐるものもある、例せば消防組の纏、鳶口、差股或は竹梯子等の如きものは、舊幕時代より盛んに使用せらるゝに至つたものである。

明治維新に至り追々その組織に變革を來たし、明治六年東京府に消防局設置せらるゝに及び、會



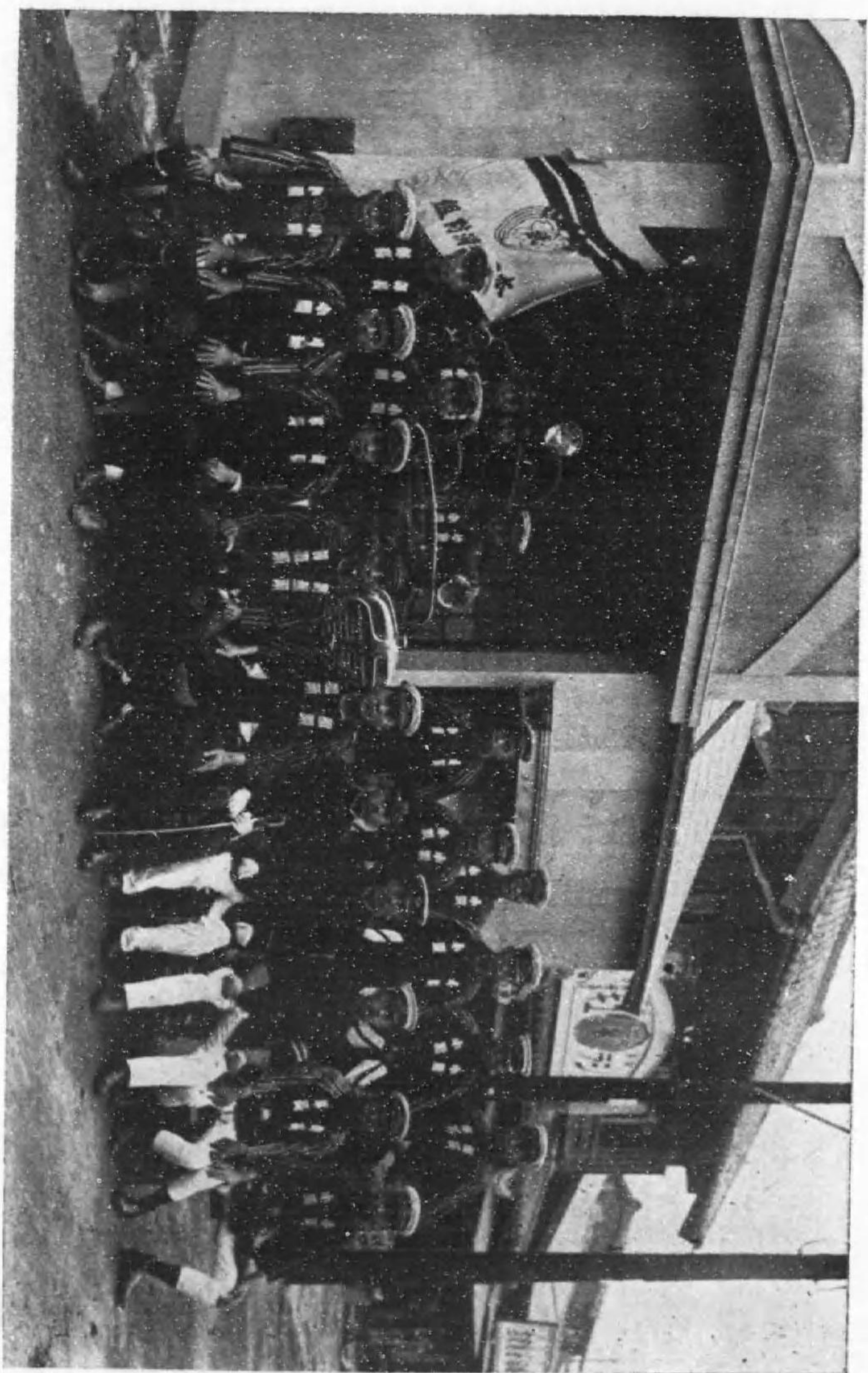
松力浦杉頭組消防町田本



治源邊渡長署察警有龜



龜有警察署廳舎



在現月五年四和昭（員役組防消町田本）

宇井 小頭
 田中 部長
 福田 巡查
 五島 巡查部長
 東警 部補
 杉浦 組頭
 長野 副組頭
 高橋 副部長
 杉野 小頭
 八木橋 小頭

石原 部長
 瀧澤 小頭
 中村 小頭
 菊田 小頭
 清水 小頭
 白田 小頭
 座間 小頭
 増田 轉手
 岩崎 小頭
 石井 副部長
 野口 小頭

て南北町奉行に支配されてゐた消防は、東京府の管下に属したが、翌七年警視廳設置せらるゝや
 消防は再び、そこに移管せらるゝことになつた。

以來地方町村に於ても各々その設置の必要を覺り、不完備ながら着々設置せらるゝに至りたるも
 實質的に改善せられたのは明治二十六年に施行せられたる、消防組組織規定の制定せられた以降
 である。従て本町に於ける消防組の組織せられたのも亦その頃よりであるが、現在の消防組は大
 正三年の組織によるものである。

即ち同年九月三日大宇寶木塚の森谷治郎兵衛外各大字代表者五十八名の有志協議の結果、こゝに
 組織せられたるものであるが、警視廳よりの訓令に接したのは同年十一月二十八日のことである
 その組織及び内容は左に示す訓令書の通りである。

附、訓令書

千住警察署
 本田村役場

南葛飾郡本田村消防組各部區域、職員、器具、器具置場、位置、火ノ見梯子位置及給與左ノ通
 リ定ム

右訓令ス

大正三年十一月二十八日

警視總監 伊澤多喜男

區域

第一部 本田村大字寶木塚、篠原、四ツ木、澁江、若宮、上木下川、

第二部 同村大字川端、原、梅田、中原、淡ノ須、立石、

職員

第一部 小頭三、消防手二七、計三〇、

第二部 同三、同 二七、同三〇、

器具

第一部	第二部	計	部	唧筒	梯子	鳶口	旗	刺扱	提燈
一	一	二							
三	三	六							
五	五	一〇							
一	一	二							
三	三	六							
五	五	一〇							

器具置場位置

第一部 本田村大字四ツ木百五十七番地

第二部 同村大字立石二百十三番地

火ノ見梯子位置

第一部 本田村大字四ツ木百五十七番地

第二部 同村大字立石二百十三番地

給與

半纏 一 二ヶ年保存

辨當料 一回出場毎ニ一人分金二十銭

この訓令書交付により翌四年一月十六日日本町小學校に於て、消防組創立式を舉行しこれより劃一せる消防組の實現を見たのである。

超えて大正十一年に至り従來千住警察署管内なりし本町は寺島警察署管内に移るや、同署管下九ヶ町村の各消防組の統一を圖る爲め、同年十一月同署内に於て右九ヶ町村よりなる聯合協議會を開き、翌十二年五月寺島消防聯合會と稱して大いに秩序を保持するに至る。

同年九月一日の關東大震災の爲め反動的發展を來した本町は、從來の火ノ見梯子を以てしては到底完全なる警戒も至難の業なるが故に、大正十三年四月第二部の火ノ見梯子を高さ四十二尺の鐵骨望櫓に改め、場所も大字立石五百四十五番地先に移轉し、續いて第一部に於ても同様改築したのみならず、同十五年八月十七日大枚五千二百圓を投じて、タービンバランス式十八馬力のガソリン唧筒二臺を購入し、昭和三年十一月には御大典紀念として自動車ポンプを設備するに至り、町内は勿論近接町村の消防に萬善を期することになった。

第二節 防 消 組

今日の秩序ある本田町消防組の實現を見たのは前節に於て述べた通り大正十一年のことであつて、それまでは大正三年初めて購入したる腕用ポンプ二臺（一臺の價額百七十五圓）に過ぎなかつたが、大正十五年と昭和三年とは大々の改革を行ひ、威力ある消防組となつた。

第一項 組 織

組 名	部 名	組 頭	副組頭	部長タル 小 頭	小 頭	消防手	計
本田町消防組		一	一				二

計	第一 部	第二 部	計	第一 部	第二 部	計
	一	一	二	一	一	二
			二	六	六	四二
			二	六	六	四二
			八	四	四	一〇〇

一、役 員

組 頭	第一 部	第二 部	副組頭	部 長	副 部 長	小 頭
杉浦力松	石原市太郎	田中藤次郎	長野啓次郎	高橋儀助	石井福藏	菊田磯吉
	八木橋芳郎	石井福藏		吉野鈴之助	宇井政藏	岩崎新太郎
	杉野信吉	宇井政藏		野口兼助	清永銀篋	瀧澤米藏
	白田要五郎	瀧澤米藏				

らるゝこそ、威力ある今日の消防組の出現を見たのである。

氏は本町大字四ツ木百五十九番地に生れ、十八歳の時陸下を離れて獨立自營中形染色工場主となり、孜孜として活動を續けたるが、生來頑強なる體軀の所有者たる氏は、明治三十五年壯丁検査に合格し既定の營内生活を終へて、除隊したるときは歩兵上等兵となる。除隊後幾何もなくして日露戦役に出征し勳八等を授與さる。

爾來氏の職業は轉々として定まらず或は海苔やニカワの製造に、或は製藥業に或はセルロイド加工業に従事したるも、氏の満足すべき域に達せざるかの感があつた。然れどもその間の明治四十四年我國に初めて帝國在郷軍人會の創立せらるゝに當り、氏は同軍人會本田村分會の創立幹事に推薦せられて、努力せしところ尠からず、大正七年本田村分會長に推さる。越えて同十二年には本町消防組小頭に就任し同十四年に至り副組頭になり、昭和二年九月前組頭小林傳治氏退職せらるるに及び、昇格して組頭に就任し今日に至りたるものであるが、以來氏は本町消防の充實に意を注ぎ、昭和三年十一月強大なる自動車ポンプの設備をなす。この設備をなすまでの間約半歳に亘り、町有志の後援を得べく日夜寢食を忘れて、東奔西走終始一貫努力せられたる結果、目出度くこゝにその實現を見たることは吾人の均しく感謝すべき所である。

第四節 火 災

火災の原因は多々あることではあるが、其中最も多いのは火の不始末に基くものである。

この火災に依て年々受くる損失は莫大にして、其恢復は甚だ困難である。我南葛二十ヶ町村の最近三ヶ年間に於ける損害額は九十二萬六千七百六十三圓にして一人當りの損害は二圓六十七錢の割合である。この中本町の損害額は十七萬五十八圓にして、一人當り損害額は一圓二十九錢となる。

これを他町村と本町の火災度数を比較せしに、寺島町の十三度三を筆頭にして本町は亀戸町と共に第四位に例する。即ち五度七の割合となつてゐる。而して其損害額に於ては亀戸町が最も多く四十八萬七千五圓となり、本町は第九位となつてゐる。

これに依て見れば本町の火災は多き方に例してゐることが明かで、將來は益々警備力の充實を圖るは町民安住の上よりして、最も大切なるものである。

第一項 南葛二十ヶ町村火災統計

(最近三ヶ年間ノ平均シタルモノ)

町村名	出火度数	損害一 以上火災 度数	見積損害概算額	一人當り損害額	人口一 万ニ對ス ル 度数
寺島町	一三、三	一	二六、〇四	二、九七	三、三
吾田町	九、七	二	六五、六五	一、一〇	一、六三
隅田町	六、三	一	二〇、六五	九七	二、九七
本田町	五、七	一	一七、〇五八	一、二九	四、三三
龜戸町	五、七	五	四八七、〇〇五	八、四八	〇、九九
大島町	五、三	一	三九、三一〇	一、二二	一、五〇
小松町	四、三	一	五、五六五	三三	一、七九
南瀬川町	三、七	一	七三、三五	七、八八	四、〇一
松江町	三、〇	一	一八、四五〇	一、六	二、七三
龜青村	二、七	一	一一、五六三	二、五七	五、九七
砂青村	二、三	一	三〇、〇〇八	一、三	一、一三
小金町	一、七	一	九、九五〇	一、二九	二、三三
小岩町	一、七	一	三、二九五	〇、四七	二、四七
水元村	〇、七	一	九〇〇	〇、二五	一、九二
奥村	〇、七	一	八〇〇	〇、一〇	〇、九三
瑞江村	〇、六	一	一三、二三〇	一、八三	〇、八六

町村名	出火度数	損害一 以上火災 度数	見積損害概算額	一人當り損害額	人口一 万ニ對ス ル 度数
葛西村	〇、三	一	二、〇〇〇	〇、二三	〇、三五
鹿本村	〇、三	一	一〇、〇〇〇	〇、〇一	〇、九七
篠崎村	〇、三	一	一〇、〇〇〇	二、五六	〇、七九
新宿町	〇、三	一	二、〇〇〇	〇、五六	〇、八二
計	六八六	一四	九六、七六三	平均 二、六七	平均 二、五四

第五節 警備委員

氏名	職名	住所
岩立良之助	委員長	吉原信吉
坂田眞十郎	委員	石渡磯次郎
細井和吉	委員	吉沼三平
大澤梅吉	委員	清田定吉
岩立良之助	委員	吉原信吉
長野彌之助	委員	長野彌之助
田中卯之助	委員	田中卯之助
清水鐵三郎	委員	清水鐵三郎
小林十郎	委員	小林十郎

右現在の警備委員は昭和二年十月二十九日の設置によるもので、本町に於ける最初の委員である。蓋し急激なる發展を來せる本町の現状より見れば現在の定員十二名にては未だ少數の感がある。

第六節 警 察

本町は元千住警察署管内に属したれども、大正七年本郡寺島町に分署設置さるゝに及び、當分署管内に移りたるものなるが、此頃より漸く隣町の寺島町を始め吾嬭町、隅田町等の人口増加に伴ひ本町も亦年々發展を來たし、警察力の稀薄を感ずるに至る。

こゝに於て大正十二年十月寺島分署が本署に昇格すると共に龜青村に分署を設置した、これ現在の龜有警察署で本町を始め外五ヶ町村を管轄してゐるが、本町には當時四駐在所ありしのみ分署制度廢止され本署となつてより、二駐在所を廢し新たに三巡查派出所を設置し現今に至つたのである。

然れ共現時本町に於ける警察力は人口一千余人に對し、一名の巡查が配置されてゐる割合で警察の萬善を期し難きは、甚だ遺憾に堪えざるところである。勿論斯様な状態は獨り本町のみならず、兎角新興町村には稀れならぬものであるが、幸ひ現に其筋に於ては警察力充實に留意し、目下改築中の龜有署落成の曉には、本町の警察力の充實も期し得べきものである。しかして龜有警察署設置以來の歴代署長を示せば次の通りである。

初代署長 警 部 北 島 光 太 郎

第 二 代 同 三 須 欣 平
第 三 代 同 (現在) 渡 邊 源 治

第一項 巡 査 駐 在 所

巡査駐在所の所在地及設置順を示せば次の通りである。

四ツ木 駐在所 大字四ツ木一五三番地 (廢止)
立石 駐在所 大字立石一四番地
澁江 駐在所 大字澁江一二番地 (廢止)
川端 駐在所 大字川端

第二項 巡 査 派 出 所

當派出所の設置したのは大正十四年以降にして、その所在地並に設置順を示せば次の通りである

澁江 派出所 大字澁江一一三番地
四ツ木 派出所 大字四ツ木一五三番地
立石 派出所 大字立石六一九番地

第十二章 交通及水運

第一節 交通の概況

大正初年に遡り本町交通の一般を見るに、對内的には道路狹少にして、また對外的には本町の周囲を繞る大河川の爲め、交通甚だ不便の地であつたが、爾來京成電車の開通、府道橋梁の改修又は新設により、今は全町悉く交通至便となる。就中町内は過去數年前より施行中の區劃整理的耕地整理に依つて、道路整然となりつゝある。

即ち中川に架設した奥戸橋は大正三年四月、開通した橋梁にして、本町交通機關の充實に着眼せるときである。それ以前は渡船連絡であつた、この橋梁の幅員は二間半、延長七十五間の木橋にして、總工費一萬五千五百圓を要したのである。當時同橋梁架設の衝に當り専ら奔走したる本町の人々には、當時の村長柳川峰太郎、小林金之輔、山田忠右衛門、島田八郎、清田兼吉及び鈴木磯吉の六名あり、終始奥戸村の人々と協力して其完成を告げたのである、この時東京府よりは工事完成の日より、向ふ十五ヶ年間所定の渡橋料徴收免許を得たのであつた。

車輛は概して増加し來たり、殊に自轉車にありては素晴らしき増加を示してゐる。即ち大正十二

年に於ける自轉車總數は四百六十五輛であつたが、昭和三年には二千九百八十五輛となり、一ヶ年間に於ける平均増加數は五百四輛である、反之牛馬車、大小車は年々減少し、リヤーカーはまた増加して大正十二年の六十八輛は昭和三年に至り四百十六輛の増數を示してゐる。

第二節 交通機關

本町内道路は之を分ちて府道、町道の二種となし、府道は五線、府費の補助を受けてその管理をなすものには六線あり、町道は二十九線となつてゐる。

橋梁に於ては府の管理に屬するもの五橋にして、橋梁總數は四十一橋である、而して之等道路橋梁はその府の管理に屬するものを除けば、幅員二間以内に至り、就中九尺のもの最も多い。尙交通機關としては電車、乗合自動車あり、乗合自動車は年々増加の傾向にある。

第一項 府費支辨道路

路線 番 號	路 線 名	本町地内ニ於ケル		幅 員
		起 點	終 點	
第二十八號	淺草松戸線	四ッ木橋	大字淡之須	三間七分

第二十五號	隅田市川線	同	大字立石	二
第二百十號	南千住行德線	同	大字上木下川	三
第二百七十九號	吾孀新宿線	大字四ツ木	大字寶木塚	三
第二百十四號	千住市川線	大字寶木塚	大字寶木塚	四

第二項 府費補助道路

路線名	起點	終點	巾員	延長
新田道	川端屋敷廻り五四四	川端古道七〇一	十二尺	三百五十間
帝釋枝道	立石前野四九	淡之須宅地添六九	十二尺	三百間
藥師道	上木下川塚越二二六	立石諏訪前二二三	同	千百七十五間
立石停留場道	立諏訪前一九七	同	同	三百五十八間
立石道	四ツ木東屋二二五	若宮綾瀨川四三	同	二百九十九間
堀切道	若宮綾瀨川四三	同	九尺	四百四十三間

第三項 町費支辨道路

路線名	起點	終點	巾員	延長
千住道	寶木塚用水向五〇五	寶木塚南道一九〇	九尺	二百七十間

路線名	起點	終點	巾員	延長
新沼新道	同	前トブ三三九	十五尺	八十三間
北沼新道	同	北沼四四七	九尺	二百五間
芝杖道	同	篠原稻荷一	同	二百四十五間
稻荷道	篠原井堀一六九	同	同	百八十八間
同	同	前	同	百二十五間
同	同	前	同	二百三十間
同	同	前	同	五十四間
東屋道	同	四ツ木東屋一三二	同	八十三間
同	同	同	同	五十二間
同	同	同	同	六十八間
立石道	同	若宮綾瀨川二二一	十二尺	百六十八間
鞍曲道	同	澁江鞍曲二六九	同	二百五十間
同	同	同	九尺	百九十八間
同	同	同	同	百九十六間
綾瀨川道	同	上木下川綾瀨川三三	同	百八十六間
同	同	同	同	百八十六間
同	同	同	十二尺	七十三間

綾瀬川道	上木下川綾瀬川二完	川端古道七〇六	九尺	五百七十二間
梅田道	川端古道七九五	梅田宅地添一	同	三百五十間
居村道	原居村六〇	原居村一	同	二百八十三間
立石停留場枝道	立石堀ノ内一四八	立石堀ノ内一五四	同	五十一間
同	同 前沼東三〇〇	同 前沼東三一三	同	百四十一間
同	同 前沼西四二〇	同 前沼西四三一	同	百二十間
中原道	同 前沼東四一九	同 前沼東四一八	同	六十五間
同	中原東屋敷廻り一完	中原東屋敷廻り一七	十二尺	百二十間
同	同 堤後二六〇	同 二枚田四八六	同	四百二十間
同	同東屋敷廻り一	同東屋敷廻り一八一	同	四百十間
同	淡之須宅地廻り三四	淡之須宅地廻り二六	九尺	九十間

第四項 橋 梁

府費支辨の橋梁は四ツ木の鷹番前橋、古上水橋、川端の大道橋及び寶木塚のお花茶屋橋の五橋にしてこの他大橋梁としては四ツ木橋、本田橋、平井橋及び奥戸橋等、本町周囲を流るゝ河川に架設しあるも、之等は何れも隣接町村との境界地點にありて、専ら本町の對外的交通の使命を帯びてゐる。

而して町内に於ける重要橋梁としてはコンクリート橋十四、石橋十六、木橋十一である。

第五項 車輛及船舶累年比較

(昭和三年十二月末日現在)

種 別	大正十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年
荷積馬車	二六	二五	三三	二二	三三	二七
同牛車	二	四	五	五	五	五
同大車	二	二〇	一七	一六	一四	一四
同小車	三三	二五	二四	二四	二七	三三
自轉車	四五	七二	九七	二九	四〇	一九
自轉車荷臺	六	一五	二〇	二六	三〇	四六
營業用人力車	一	四	一	二	二	四
營業用貨物自動車	一	一	一	一	一	一
家用貨物自動車	一	一	一	一	一	一
營業用乘用自動車	一	一	一	一	一	一
家用乘用自動車	一	一	一	一	一	一
自動自轉車	一	一	一	一	一	一

計	噸數	石數
一〇五三	一〇七	九四
一四七三	六四	七三
一七四五	一	六〇
二一〇九	一	七四
二三四四		
二九五		

註、營業用人力車は大正十五年度より課税中止す、従つて其數不明。

第三節 水 運

水運の便に富む地形をなしてゐることは隨所に叙したるが如く、本町は河川に圍られ向島方面より眺望すれば恰も鳥嶼の觀がある。即ち西部には荒川放水路及び綾瀬川あり、東南は中川の清流に包まれて船泊にも亦便である、從て適當の方法を以て之等河川による水運の發達を劃すならば、商工業に裨益する所尠からざるも、現時陸上運送の壓迫を受けつゝあるが故に比較的水上運送の發達を見ない。然れ共千葉、埼玉方面よりは數百の船舶日々に往來して充分の成績を收めてゐる。

本町從來の水運は、その農村當時東京市よりの糞尿を運搬するのが大部分であつて、貨物船は依



— 船 帆 の 川 中 —

然少數である。従つてその使用する船舶も石數船が多く現今噸數船は僅かに一雙のみである。しかし之等船舶も年々減少し、大正十二年に於ける石數船は百七雙なりしも昭和三年には七十四雙に減少を來した、その減少した船舶の七十四雙も運送船として使用するものは約七割にして、殘る三割は漁船に使用するに至る。



第十三章 通信

第一節 通信の概況

一村落たりし當時の本町は寺島郵便局の管内にして、凡ての通信は同局の支配下にあつた爲め住民の不便尠からざりしも、大正八年六月大字澁江に本田郵便局開設せらるゝに及び、稍不便を除くを得た、爾來十年の間は同局あるのみなりしも、本年五月立石郵便局開設せられた結果普通郵便に關しては、漸く完備した。然れ共この二局共無集配三等郵便局なるが爲め、日常の通信上多少不便免れざるは遺憾であるが、昭和三年九月電信、同二年四月電話の開設した外、同年七月よりは本田町特設電話の開通に伴ひ從來の通信の不便を補ふを得たるが故に、商工取引上裨益する所甚大である。

而して本田郵便局長は淺岡勝太郎、立石郵便局長は清田常吉で、兩者何れも努力家として期待されてゐる。

一、本田郵便局長 淺岡勝太郎

本田郵便局長として本町最初の通信機關の要路に起つた氏は、寧ろ事業家の淺岡氏として廣く

その名あるを知るであらう。

氏は明治十四年十一月十一日本町大字澁江百五十九番地に生れ、以來自家にありては鐵工業を営みたるが、大正十二年九月よりは金物業をも經營し今日に至るものである、鐵工業としては今や本町隨一となり東京市内に出づる製品は年々増加の傾向にあれども、多年鐵工業を以て築き上げたる氏は豫猶嘖々として、大正七年十二月東京亞鉛鐵工株式會社を同八年十月には芝電氣工業株式會社を創立し現に兩會社の取締役である。なほ大正六年五月には時の村會議員となり、大正八年六月には、西葛西惡水普通水利組合議員ともなる。

二、立石郵便局長 清田常吉

氏が立石郵便局長として本町通信機關に携るに至りしは、同局の開局したる昭和四年の五月である。氏は本町大字立石の立身にして、農業に従事す、爾來農事に關しては他に稀れなる熱心家で、特に肥料問題に就ては常に心を置き、當時糞尿汲取會社を創立して、本町農界に盡力したるも、漸時土地の都會化するに伴ひ、其經營不可能となりて解散す。また本町々治に就ても從來區長として努力したるが、立石郵便局長となるに及び、區長を辭す。

因に氏は明治十六年十月十五日生れである。

第二節 郵 便

本町郵便局に於て取扱ふ郵便物中普通郵便物は小包及び書留をその主なるものとし、之を昭和三年十二月中に於ける本田郵便局の一日平均取扱件数は、小包約三十五通、書留約三十通となり小包は書留に比し稍多い。また郵便貯金は約二萬二千圓（昭和三年中）の預入金額に對し拂渡金額は約一萬圓弱にして、預入金額は年々増加の見込である。

この調査は未だ立石郵便局の開設以前のものなれば人口に比較し、多少不成績の感なきにしもあらざれども、それは同郵便局が本町の西端にあつて東部に居住する人々には不便なるが爲めであつたが、立石郵便局の開局に依つてその不便は一掃されたので一般取扱件数の増加を來たすことは當然である。

第一項 取 扱 事 務

取扱事務を分てば七種となる。その種類は次の通りである。

- 一、普通郵便物
- 二、郵便貯金
- 三、振替貯金
- 四、郵便爲替
- 五、恩給年金
- 六、簡易保険
- 七、郵便年金
- 八、郵便切手、ハガキ、收入印紙賣捌

この取扱事務の昭和二年中に於ける成績を示せば左の通りである。

一、普通郵便物	
イ、小包	六千二十八箇、
ロ、書留其他	五千七百二通、
二、郵便貯金	
イ、預入口數	二萬一千九百二十九口、
同 金額	五十四萬八千七百八十九圓十八錢、
ロ、拂渡口數	九千九百十九口、
同 金額	四十四萬九千九百九十八錢、
三、振替貯金	
イ、拂込口數	二千五十四口、
同 金額	二萬八千二百五圓六十三錢、
ロ、拂渡口數	三百三十九口、
同 金額	一萬一千七百七十二圓六錢、
四、郵便爲替	

- イ、 振出口数 五千二百四十一口、
- 同 金額 七萬二千百十三圓一錢、
- ロ、 拂渡口数 四千六百二十五口、
- 同 金額 八萬九千五百九十六圓五十錢、
- 五、 恩給年金
- イ、 口 数 九十六口、
- ロ、 金 額 八千二百圓八錢、
- 六、 簡易保險
- イ、 契約口数 二百二十二口、
- ロ、 保險金額 四萬四千四百五十五圓七十錢、
- ハ、 保險料 三百十四圓、
- 七、 郵便年金
- イ、 契約口数 十五口、
- ロ、 同 金額 一千八十八圓、

八、 郵便切手、ハガキ、収入印紙賣捌高

- イ、 郵便切手、ハガキ 一萬三百五十一圓五十三錢、
- ロ、 収入印紙 一千七百九圓九十八錢、
- 計 一萬二千六十一圓五十一錢、

第三節 電 信 電 話

電信の開設したのは昭和三年九月一日であるが、その電信事務中受信は當分之を取扱はずして發信事務のみを取扱ふ。この通信方法は自動式通信と云ひ之に使用する回線名は東京本田線と云ふ。

之より先き昭和二年四月六日には本町に初めて電話が設けられ、之れが抑々一般公衆電話事務を開始したる時である。其後同年七月十一日には本町特設電話の交換事務を開始されたのである。その當時の電話口数は七十二口である。爾來再度の増設をなし、現今の總口数は百四十五口であるが、この電話線は東京本田線と云ひ、一番線二番線の二回線よりなつてゐる。

第一項 電 信 取 扱 件 数

- イ、 發信通數 (昭和三年九月一日より同年十二月末日まで) 一千七百七十二通、

ロ、 一日平均發信通數 十五通、

第二項 電話取扱件數

イ、 通話回數 (昭和二年七月十一日より同三年十二月末日まで) 八萬八千六十回

この中

一、 加入者相互間 六萬二千二十回、

二、 加入區域外 二萬六千四十回、

ロ、 電話線延長 七萬七千七百餘間

第十四章 社會事業

第一節 社會事業の概況

本町には未だ社會事業として之れを特記すべきものなきも、所謂町内會は全町に十七團あり、夫れ／＼規約を設けて不時の災害や傷病者或は死亡者の生じたる場合には、或は金品を贈り或は勞力を以て會員相互間の親睦を圖り、所謂隣保相助の實を擧げてゐる。

これ元より社會事業團體にはあらざるも、その實質に於ては寧ろより良き効果を收めつゝあるこ

とは等閑に附す能はざるものである。

舊幕時代には五人組と稱し庶民の間に起つて人民保護に専念したるものである。これは本誌沿革の章にも述べてあるが、現今町民が近隣の人々と相寄りて、一つの團體の態形を有したる町内會もこの五人組の精神の流れをくんだものである。その五人組の規約と稱すべき五人組連判帳の内容を示せば次の通りである。

五人組連判帳

- 一 前々從公儀。被仰出御條目之趣者勿論、自今以後被仰出候御法度之旨、堅相守可申候事。
- 一 御鷹場村々之儀。從前之被仰出候通、御用向大切相守申候事。
- 一 五人組之儀。家並最寄次第五軒宛組合、借地借店寺社門前下人等迄諸事吟味仕無惡事様可致候事。
- 一 切支丹宗之儀。御禁制之條、不審成者有之候はば可申出、若不審成者隱置後日顯候はば五人組共急度可申付事。
- 一 常は無油斷耕作精入仕。百姓不似合遊事何にても仕間舖候、作物不精成者之有候はば隨分致異見、於不用は可申出候事。

- 一 父母に孝行、夫婦、兄弟と睦まじく仕可候、若親類と不和にて異見をも不用不義之輩有之者は、名主年寄致吟味可申出事。
- 一 兼而被仰出候通、捨子堅仕間舖候、惣而無便老人幼少之者有之候はば、其所にて致介抱其旨可申出事。
- 一 其村々之内鉄砲之儀。前々より吟味之上預置候外、一切所持仕間舖候、尤持主之外他人之者不及申親類兄弟たりと云共堅借申間舖候事。
- 一 人賣買御禁制之條相守可申、召使之男女抱置候節は宗門之儀相改儘成清人手形を取り可差置候事。
- 一 捨馬之儀。不仕前々之通相守可申候、自然禽牛馬有之は名主年寄立會養置可申出候事。
- 一 御朱印傳馬並往還之儀。人馬先繼勤來候通傳馬宿之外、在々なりと云共、御用にて通候衆有之は晝夜風雨を不厭、人馬無滯可申出候、勿論御朱印之外定駄賃請取繼送可申候、若囚人通候はば無油斷人馬出大切可致候事。
- 附、往還之旅人對不法成儀仕間舖候事。
- 一 押賣押買仕間舖候、他所より來る對旅人不法之儀不仕例令怪敷者にても、輕卒之儀仕間舖候事。

候事。

- 一 名主年寄加判無之質地證文之事。
- 一 名主置候質地は名主又年寄組頭等之役人加判無之質地證文之事。
- 一 拾ヶ年季を越候質地證文之事。
- 右三ヶ條之儀並田畑永代賣買、又地元者より年貢諸役不動質地之類、前々より御停止にて村々も五人組帳に書記有之様右之通不埒之證文以訴出候も有之候、自今五人組帳名主年寄より、大小百姓等へ讀聞爲不致忘却様可仕候事。
- 一 享保元申歲以來年季明き質地は、自今年季明き拾ヶ年過而訴出候共取上無之事。
- 一 金子有台次第可請返旨證文に有之候質地は、質入候年より拾ヶ年過候はば訴出候共取上無之事。
- 右二ヶ條之儀自今拾ヶ年之内訴出候はば、取上裁斷可有之候、若右年數過候はば取上無候事。
- 一 所々にて跡々より有來造酒屋之外、自今以後新酒屋仕間舖候事。
- 附、前々より御改御免高之造酒屋仕間舖候事。
- 一 火事喧嘩其他何事不依不慮之儀於有之早速注進可仕候事。

附、火元之五人組切常に堅吟味仕大切可仕候、自今村中之儀不及申隣村有之早速火元へ馳付火消可申諸道具等敢構申間鋪候事。

御傳馬宿出火有之高札焼失不致様早速取外可申候事。

旅人一夜の宿借候共名主寄五人組に可相行、若無據事之有翌日迄留仕於は、名主年寄五人組立會吟味之上留可申候、怪敷者には一夜之宿も借申間鋪候事。

附、旅人何成共取落置候はば早速追馳爲持可遣候事。

旅人相煩候歟又酒醉者有之候はば名主年寄立會諸事之雜物相改メ抱致置、本復之後右之品々相可渡遺主於可申出候事。

他所より手負候者來候はば名主年寄立會介抱致置委細承而可申出候事。

倒死候者有之候はば名主年寄立會候て委細相改、所持之品々相封死骸所不知者人附置早速進可候、若尋來者有之候はば出生等承置可申出候事。

馳込者有之節、慕ふ者來届有之は早速村中之者共馳集、隨分取逃不申様致置可注進致候事。博奕諸勝負事一切停止尤宿堅仕間鋪候若相背者有之は其科重かるべき事。

附、常に人之妨成或は酒狂口論好簇有之、耕作商業家業不致者有之は名主年寄吟味之

上可申出、爲無出入有之は五人組心附可申出候事。

一 三笠附之儀堅仕間鋪候、若外より右体之者參宿尋候とも、一夜之宿成共借申間鋪候、若右之儀五人組切相改常に心付怪敷者候はば、早速可申出候事。

一 喧嘩口論有之は聞付次第出合取押可申人を討ち立退者有之は押置可注進致候、若取逃候はば跡追見届預置可注進致候事。

附、喧嘩口論取押候節飛道具等持出加勢不可致事。

一 堂宮山林に怪敷者不罷在候様常に吟味致、行衛不知者差置申間鋪候事。

一 郷中夜番之儀、如有來番人差置不審成者之有ば聲立可申、自然盗人入候はば番人は不及申、近所之者共不殘見付捕可申慘と殺申間鋪候、不出合者有之者は可爲越度候事。

一 新規之寺社不可建立、並念佛塚庚申塚小社等有來之外不可致候事。

一 社事祭禮有來通相勤、新規之祭禮仕間鋪候事。

附、住主神主替目之儀可申出佛事作善分限より軽く可致候事。

一 勸化能相摸操狂言芝居、其他見物類可爲停止候事。

附、遊女並舞妓之類不可致候事。

一 不依何事徒黨釜敷儀仕間舖候、惣而公事出入之儀有之ば名主年寄五人組可取扱不相濟儀は可出候事。

附、荷擔致候者有之又公事工み出入する族有之ば科重かるべく候事。

一 往還之道橋不及申脇にても無油斷、賄之人馬道路無難儀様可仕候事。

附、有來道田畑へ切込申間舖候事

一 公儀御林不及申山之儀は、四壁之竹木猥に伐荒申間舖候事。

附、御林往還之儀並木風折等有之ば當分道路之障に不成様致置早速可注進致候事。

一 村次之廻狀不限晝夜先々へ相届手形取置可申候事。

一 質物之儀。能々吟味致慥成證人相立可取候事。

一 百姓家作之儀。分限より軽く仕べく候、目立様普請不可致候、衣類之儀名主年寄之妻子なり

と云共木綿之外着申間舖候、惣而糸織物之類袴帶等にも不可致候事。

附、男女共乗物並鞍は停止候、惣而奢釜敷儀不可致尤無斷にて刀不可差候事。

一 毎年百姓夫食之類不成貯置、凶年之節夫食等相願不申候様常に心掛可申候事。

一 聲嫁縁談取組之儀。名主年寄五人組立會能々入念重而六ヶ敷儀無之様可致候事。

一 不依何事他所より引越候考有之ば出所吟味致、慥成證人を立其所可申出候事。

附、所出生たりと云共年久他所へ罷出立歸候はば其所可申出候事。

一 他所へ罷出一宿可仕候節は名主年寄へ相行、其他之者迄五人組へ相行歸候て共届致可候事。

附、江戸並何方にても用事有之罷出候はば其事相濟次第罷可歸永留不可致候事。

一 跡式之儀。兼而書置名主年寄五人組立會致加判死後出入無之様可仕候事。

附、跡目無之者不慮に死去候はば、所持之品々名主年寄五人組相立會相改可申出候事。

一 獨身之百姓若長病杯相煩耕作成兼候節は、五人組として介合田畑荒不申様可致候事。

一 訴訟其他不依何事申出之儀有之ば、五人組へ相行名主年寄以而可申達、百姓我儘致名主年寄之申付をも不承引族有之ば吟味之上可申付候事。

一 町在々共諸事御用に付手代差出候節、貯之儀、御定之儀、木賃雜用代可相濟間其所に有合候物を以而相賄、奢釜敷儀一切仕間舖候、並召仕之中小間仕等迄事に相心得可申勿論朱錢酒肴等衣類諸道具何様之輕き物にても、音物堅仕間舖候、尤金、銀、朱、錢當分たりと云共一切貸借致間舖候事。

附、手代並召仕之者迄非分之儀申者有之候はば早速申出べく候事。

一 毎年御年貢割付之儀。惣而百姓出作之者迄爲致被見無相違様割合可申候、尤御年貢皆濟無之以前殺物猥に他所に不可出候事。

附、御年貢米金名主年寄之請取之儀。手形取替置重而出入無之様可仕候事。

一 村々御普請人足扶持方其外被下物之類當座に割合可申、尤年中村入用之掛物之儀其時々名主年寄百姓立會帳面に記置、致判形無相違様割合重而出入無之様入念可申候、若不吟味可有之候はば詮議之名主越度たるべき事。

附、繼合勘定一切仕間舖候、不依何事合意之上にて判形可致候事。

一 名主年寄判形替候はば判鑑以而申出、其他之者は名主年寄迄判鑑出可置候事。

一 寛延三年三月被仰出候百姓御訴訟之儀に付、大勢相集徒黨仕候儀御停止之處、此上も右休之儀有之に於而は重き御科に可被付旨被仰渡御書付奉拜見急度可相守候事。

右之條々堅相守若違背之者有之は、當人は不及申品により、親類縁者名主年寄五人組迄可爲曲事者也。

右條目之趣旨大小之百姓其他水呑等に至迄村中之者共、不殘承知仕奉畏候、無油斷吟味仕候者御座候はば當人は不及申諸親類縁者名主年寄五人組何様之曲事にも、可被仰付爲其村中相談之上五

人組惣連判差上申所如件。

明 和 二 酉 三 月

この連判帳は今より百五十八年前徳川家治時代に造られたもので、全文五十三ヶ條にして世事百般を網羅したる實に綿密なることは一讀以て當時の世相を窺ふに足る。

第二節 社會事業 團體

本町に於ける社會事業團體は前記に於て述べたるが如く、町施設にかゝるものは未だなく、只其事務を受けてゐるものは日本赤十字社、愛國婦人會、日本海員掖濟會及び帝國水難救濟會の四團體あるのみであるが、之等諸團體に對し廣く其精神に賛せられて加入せられてゐるものも少くない。就中赤十字社と愛國婦人會に加入せるものは頗る多數である。

第一項 日本赤十字社

(昭和三年十二月末日現在)

大 字 名	特別社員	終身社員	正社員	計	大正十二年以降死亡者	年 釐 金
寶 木 塚	—	九	—	九	二	三〇円

	立	淡	中	梅	原	川	上	澁	若	四	篠
	之						木			ッ	
計	石	須	原	田	端	川	江	宮	木	原	
六	四			一						一	
三三	二		二	三	三	六		九		〇	
三三	六				二		五	四		五	一
九三	三		二	四	五	六	五	三		六	一
三七	九	四	一	四		三	一	五		四	四
四一三	一七六	二〇	九〇	四二〇	一〇四	二七〇	一五五	四五二		七〇二	二九四

第二項 愛國婦人會

(昭和三年十二月末日現在)

- 特別維持會員 一
- 特別會員 三
- 終身正會員 四
- 通常會員 九

第三項 帝國水難救濟會

(昭和三年十二月末日現在)

- 終身正會員 七
- 正會員 一二
- 贊助會員 一

第四項 日本海員救濟會

(昭和三年十二月末日現在)

- 特別會員 ナシ
- 正會員 四

第三節 救護

救護施設として目下取扱ひ中の恩賜財團濟生會及び行旅病人の取扱ひは、漸次減少の傾向にあることは洵に喜ばしき現象である。

濟生會に於て診療をなさしめたる患者を昭和元年より同三年までの三ヶ年間の比較を見るに昭和元年には二十二名、同二年二名、同三年十二名と云ふ數となり。なを職業別にすれば何んと云つても無職のものが大半を占めてゐる。

行旅病人を養育院に入院加療せしめその救護をなした件數は昭和三年中に五件となり、その中女子は一名である。試みに之等救護を受くるに至る原因を綜合して見るに、その主因は何れも妻子

なき孤獨の生活をなすが爲め、一朝罹病に際しては只金錢關係に依るのみならず、自家手當をなすの術もなく重態に陥つてより初めて救護を受くるに依るものである。

第一項 濟生會職業別診療件數

(昭和三年十二月末日現在)

計	昭和元年		昭和二年		昭和三年	
	職業別	人員	職業別	人員	職業別	人員
	鍛冶職	三	金屬工業	一	金屬工業	一
	金物商業	二	無職	一	化學工業	一
	切花商業	二			土木建築業	二
	無職	一五			物品販賣業	三
					其他自由業	一
計		二二		二		四

第二項 行旅病患者

(昭和三年十二月末日現在)

種別	氏名	年齢	病倒地	入院月日	退院又ハ死亡月日	職業	病名	行旅病人トナレル原因
	早乙女與助	四十一歳	澁江三二	九月九日	七月十一日死亡	下駄齒入業	腎臟病	上木下川ニ居住中ナルモ孤獨ニテ療養ノ途ナキ爲メ
	鈴木てう	五十九歳	立石五五〇	三月二十四日	入院中	遊藝師匠	胃腸病	病倒地ニ居住中同ノ原因ニ依ル
	近藤清太郎	五十九歳	澁江西光寺墓地	七月八日	九月十四日退院	無職	自殺未遂	不明
	小林民次郎	不明	原一四一	三月二十六日	一月六日死亡	洋傘直し	胃腸病	病倒地ニ居住中孤獨ノ爲メ療養ノ途ナキニ依ル
	大橋鎌吉	六十九歳	上木下川二八九	十月十日	十月十六日死亡	染色業	老衰病	京都ヨリ上京シタルモ身寄リテナスベキ所ナキニ依ル

第十五章 産業

第一節 産業の概況

本町は從來隣接町村と共に農村地帯であつた。此地一帯は平坦なる地勢なるが故に、灌漑の便に富み過去十七八年前即ち大正元年頃までは一般農作物も頗る良好なるのみならず、その産額も非常に多かりしも、東京市膨脹の餘波を受け吾郷、寺島隅田の各町に相次いで、人口の増加を來

すに至つた。

之れが爲め本町の農業は追々衰頽し、之に反し工業の發展を來して、水田は埋立てられ多數の工場はこゝかしこに建設せらるゝに及び、各種商業も自然的に吸引せられ、何時しか工業にも劣らぬ發達をなし、一變して都會化した。これが爲め農家の大半は小農園或は家庭工業を營むやうになり、米麥栽培に代るに蔬菜園藝並に家庭工業の發達を見るに至りたるは、敢て偶然ではない。現今本町に於ける主なる産物としては、野菜類、草花の農産物を始めとし、ポールト、ナット等の火造物及び農具類染物、特殊織物、セルロイド玩具並にゴム製品の種類のものにして、尙大字寶木塚、四ツ木、篠原方面よりは注連飾、花卉等の副業産物も相當の産額に上り、本町産物としては見逃すことの出来ぬものである。

第二節 農 業

農業は町の發展に伴つて漸次縮少するに至り、現在水田は本町の北部及び中川沿岸に存するのみにして、これまた現に着々進捗しつゝある區劃整理的耕地整理の施行に依り、追々整理せられ工場、商家、住宅の建築を見るに至るも目捷の間にある。従つて農産物の減少することも亦當然にして、現在なほ農業を營みつゝあるは大字寶木塚方面が大部分を占めてゐる。

第三節 工 業

農業の衰頽に反し益々工業の發達を來しつゝあるは本町として特に注目すべき現象である。元來工業は消費率の高き都會地に起りそれが漸次進化して、應てその集中を見るのが通例である就中大工業は殊に生産條件の適する地方を選んでそこに發展を見るものである。故に一定數の大工業を抱擁した都市には其後は中小工業のみが集中するに至る。

これは主として生産關係に基くもので寧ろ自然的現象とも云ふべきであらう。従つて大工業は特殊の生産條件を有する場合を除くのはか大抵は、近接郊外の適地を求めて發展するもので、中小工業も亦次第に集中するやうになる。

本町は近時工業の發達を來してゐるのも、蓋しかゝる理由に依るものである。試みに本町に於て大正十一年に大工業として數へられたものは僅かに、日本製紐株式會社の一にしてその他、中工業に於ては十一小工業に於ては十一と云ふ極微弱なものであつたが、過去六年間には大中小の各工業を合せて、五十一の多きを見るに至り、之等多數の工業の種類も勢ひ廣汎に亘つてゐる。今その主なるものを擧ぐればセルロイド加工業、染色工業、織物工業、ゴム工業、鍍金工業及び鍛冶工業等で尙之を生産工業及び加工業に大別して、その年産額を見るに、生産工業の年産額に於

ては約二百九十八萬六千三百圓餘にして、加工業の年加工額は約七十九萬六千六百九十圓餘とな
る而して右産額及び加工額は適用工場に就ての調査に基くものであるから、小工業を合すれば相
當増大することは勿論である。

第一項 工場統計表

工場名	主要業務	所在地
日本製紐株式会社	細組織物エレブイターリース	本田町大字四ツ木二七五
東京ベルベット株式会社	ベルベット染色加工	同 澁江一五九
濱野商事株式会社	綿織物染色加工	同 立石二一八
勝田染色加工株式会社	銘仙染色加工	同 立石一五〇
大和護謄製作所	護謄製品製造業	同 澁江五〇〇
常磐化学工業所	防水布製造業	同 寶木塚五五〇
東鑑販賣購買利用組合	アンチモニー自轉車部分品製作メッキ	同 川端四五〇
奥田染色工場	友禪染色加工及其主要業務	同 立石
日新堂インキ製造業	印刷インキ製造	同 澁江九二一
石井染色工場	友禪染色加工	同 上木下川二一五

大久保染色工場	友禪染色加工	同 立石二二六
瀬川染色工場	綿布染色加工	同 立石八一
田中染色工場	綿布染色加工	同 立石八二〇
嘉重染色工場	友禪染色加工	同 立石二八四
田崎染色工場	友禪染色加工	同 原一八
芝中染色工場	友禪染色加工	同 原二九
由井染色工場	友禪染色加工	同 原三〇
山中染色工場	友禪染色加工	同 原三五
齋藤染色工場	ビロード染色加工	同 原四一
山本染色工場	諸旗捺染加工	同 立石一七
細田染色工場	友禪捺染加工	同 立石三四
石毛染色工場	友禪染色加工	同 立石七九
坂田染色工場	莫大小及綿布晒加工	同 四ツ木二五二
花井晒加工工場	綿布晒加工	同 立石五二
瀧澤晒加工工場	綿布晒加工	同 立石五二
		同 梅田三七

瀧澤	晒工場	綿布加工	本田町大字梅田五五
坂田	晒工場	綿布加工	同 篠原四三
小林	晒工場	綿布加工	同 立石二五八
宮本	防水布工場	防水布製造	同 原 三
淺岡	フェルト工場	フェルト製造	同 上木下川一〇二
氏川	鐵工場	ボールドナット製造	同 四ツ木二二八
大橋	銅鍍工場	銅鍍製造	同 上木下川二一一
江端	鐵工場	ボールドナット製造	同 澁江一三五
淺善	鐵工場	ボールドナット製造	同 澁江一六〇
ヤング	自轉車製造所	車體製造	同 澁江九一四
大橋	金屬挽物工場	墓口金輪製造	同 上木下川一七五
白田	金屬挽物工場	墓口金輪製造	同 澁江六四
林製	鍊物工場	針金製造業	同 澁江九〇八
中島	鐵工場	ボールドナット製造	同 立石二五四
淺岡	鐵工場	ボールドナット製造	同 澁江二五六
江川	鐵工場	ボールド製造	同 澁江二六〇
中島	鐵工場	ボールド製造	同 原 七二

宮田	セルロイド工場	セルロイド玩具製造	同 四ツ木一三四
増田	セルロイド工場	セルロイド彩色加工	同 四ツ木 九八
河合	セルロイド工場	眼鏡枠製造	同 澁江 九
丸山	護謨製作所	ゴム風船製造	同 川端六〇六
長岡	護謨布引工場	ゴム布引加工	同 川端
永田	セルロイド工場	セルロイド彩色加工	同 澁江二二二
石島	護謨工業所	靴踵製造	同 立石七九六

一、大和護謨製作所

大和護謨製作所は所主大和真太郎氏個人經營にかゝるものにして、本社を寺島町に有し製品月經帯を以て其名を知らる。現今當製作所の年産額は約二百萬圓にして、其大半の製品は本町大字澁江五百番地所在の第二工場に於て製作するものである。

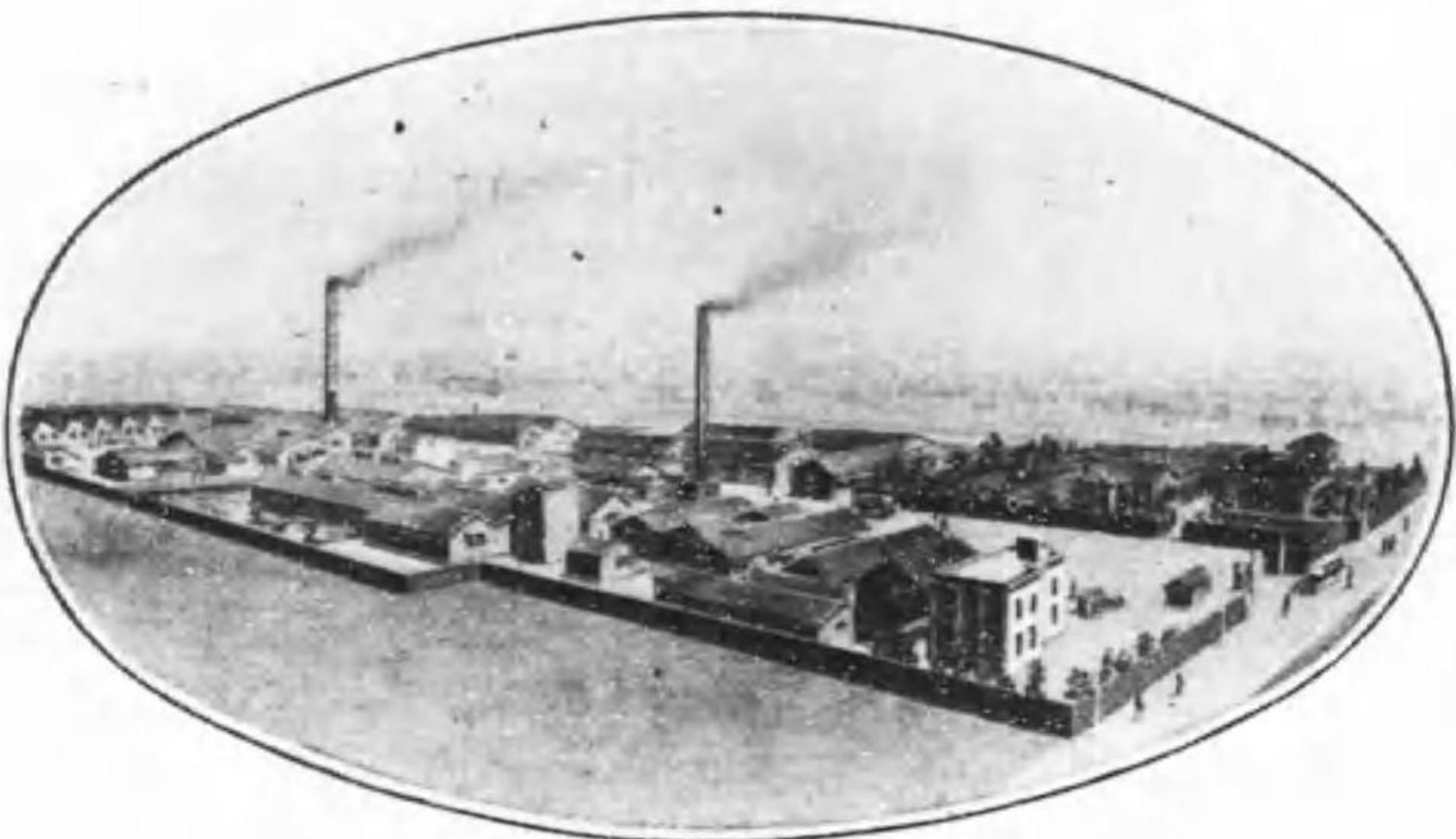
所主大和氏は明治二十三年四月十五日裏日本は福井縣井阪郡三國町大字下西六番地に生れ、中京名古屋市の甲種商業學校を卒業後二十二歳の明治四十四年東京市本所區番場町に於て、ゴム製雜貨類の輸入商を營む、大正五年府下寺島町に各種護謨製作所を經營し専ら製作販賣に従事す。

之氏が初めて護謄工業界に勇躍したる第一歩である。而して本町に數千坪を擁したる、第二工場を建設したのは大正十三年にして目下同工場に使用する職工は約三百人に達す。

即ち氏が初めて護謄工業界に活動してより爾來十八ヶ年今日この隆盛を見るに至りたるは、獨り天運のみ云ひ難く、氏の生來敏腕家たる定評を郷土に博したる、それに基因するものであらう。

同製作所の製品を示せば次の通りである。

ビクトリヤ、イージーおしめ、イージークレツプ手袋、
 エスワイ印工業用手袋、金リボン印ゴムシーツ、朝日印
 空氣枕、同印スポンジバック、同印フットボール、鷺印
 フットボール、イージーゴムマント、レオンコート、イ
 ーシー氷嚢、イージー湯タンポ、時計印水枕、リボン印
 濕布帶、ホームベルト、エスワイ印スプレー球、



— 大和護謄製作所 —

以上十數種の外各種防水耐氣ゴム引布其他各種ゴム製品等である。

二、日本製紐株式會社

當會社は明治二十二年今より四十年前の創立にかゝるものにして、我國に於ける機械製紐の元祖である。工場は敷地三千數十坪を有し本町西部綾瀬川沿岸に程遠からぬ地點にあり東京市日本橋區通油町七番地には營業所を有す。現社長淺井辰三郎氏は福島縣出身にして前社長荒明淺吉氏の後をついて一倍の活躍振りは今や斯界の先輩として一身に信望を集めてゐる。

之蓋し現社長淺井氏の酷苦辛酸十年一日の如く精勵するに依るは勿論なるも、前社長荒明氏の努力こそ眞に當會社の今日あるを見るに至りたるものである、即ち荒明氏は當會社創業當初より自ら社長となり、未だ我國に機械製紐に依る方法なき機會に乘じ、専ら生産能率の増進に將又品質の精選に努力したる結果茲に製紐界の一大革命を惹起したのである。

以來氏も亦身命を賭して事業に精進したること三十有餘年その間の努力は到底筆舌に盡し得ざるものである。然るに（生者必滅會者常離の世の倣ひ）とか、氏は大正七年六十七歳を以て惜しくも歿したのであるが、我國機械製紐界の元祖としてまた三十有餘年の勤績者として後世に永く氏の偉を保存すべく歿前の大正六年氏の銅像をば同工場庭内に建設す當會社の現状凡そ右の如くな



— 工場株式組製木口 —

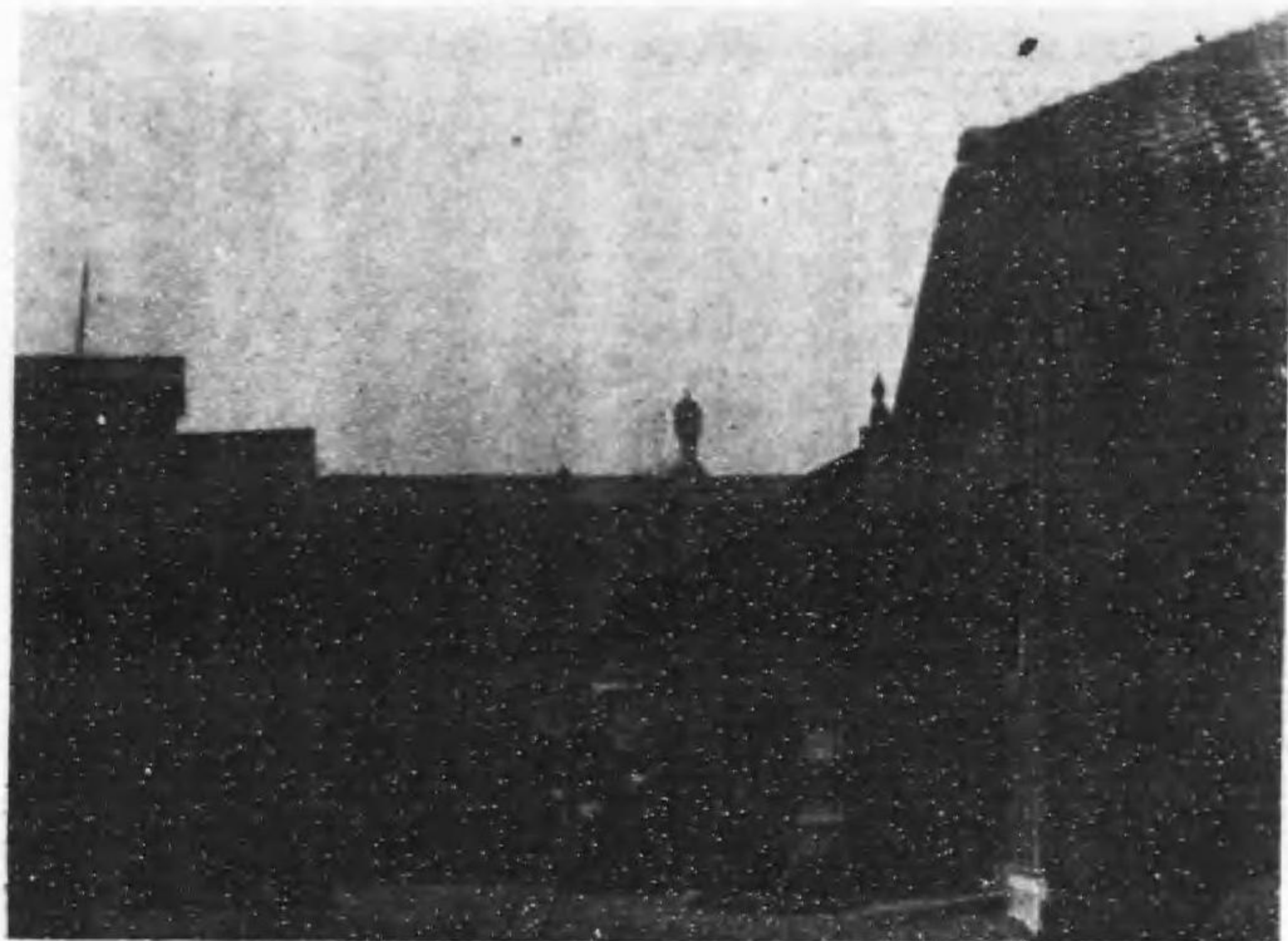
二四〇
るも、なほ創立後四十年間の推移を尋ねるに、創立當時の明治二十二年には東京市新宿及び下谷區入谷町の二ヶ所に工場を建設事業の開始をなしたるものなるが、同四十年に至り第一工場たりし新宿工場は入谷町の第二工場に合併したのである、しかし本町大字四ツ木二百七十五番地に移轉し現工場の建設したのは大正四年である。如斯古き歴史を有して今日に至りたるものであるが現在の資本金は五十萬圓にして、従業員は二百三十餘名を使用し、年に約四十萬圓の生産額を示してゐる。しかして當會社の主なる生産品を示せば次の通りである。

ゴム入りサナダ、同細巾織物、裝飾紐、エンプロイターレース、陸海軍飛行機用緩衝紐、其他一般組紐。

三、東京ベルベット株式會社

當會社は、大正十一年の創立にして、本町大字澁江百五十九番地に本社と工場とを有す、その建物の延坪總數は四百八十一坪にして、ピロイド及びコールテン染色を營業とし、年産額は約十六萬圓である。

資本金は十五萬圓にして男女工七十名を役し、社長には吉岡清惠氏に當り、創立當時より終始一貫努力精勵してゐる氏は淺草の、藏前高工出身にして、未だ四十そこ



— 工場株式組製トッペルベ京東 —

の活動力旺盛の手腕家にして、毎日東京市本郷区の自宅より出勤日夜東奔西走、その活動振りは實に目覚ましいものである。

従つて會社内部よりの信望は益々厚ふし、約百名の社員は何れも自己の手足の如く動かし得るが爲め、財界不況の今日なほ依然として年々生産額を高めつゝあるは蓋し幸甚の至りである。

當會社は終始堅實主義をモットーとし徒らに資本の大なるを好まず、また使用人員の多きを欲せず只管事業に専念してゐる。

第四節 商業

商業は工業の發達と相俟つて次第に發展し、府道筋の如きは軒を並べて數多の商家あり、西部は荒川放水路堤塘下の大字澁江より、東部は中川堤塘下の大字立石間は堂々たる商業街となり、従つて、商品も其種類多く東京市の供給は殆んど必要な程までの發達を來した。然れ共商業の大部分は小商人なれば、商人間に於ける商品の供給及び取引は東京市と結ぶのが普通である。それが爲め物價は比較的騰貴せるも經濟上已むを得ざるものであらう。

第十六章 公益團體

第一節 有限責任本田町信用組合

本組合は大正十一年十二月の創立に係り、現在は第七事業年度にある。組合の本分としては組合員の産業及び經濟の發達の爲め、資金の貸付又は組合員並に其家族其他營利を目的とせざる團體として、貯金の便を得せしめつゝある、しかしてその目的を達成せんが爲め常に左の三項を厳守し以て事業の經營をなしてゐる。

- 一、貸付金利率は常に世間普通の利率よりも高からざること。
- 一、貯金利率は常に銀行利率よりも低からざること。
- 一、組合は徒らに輪廓の大ならんことを望まず堅實を旨とし徐々進展を期すること。

第一項 組合の概況

本信用組合は過ぐる大正十一年十月二十五日、初めて當時の村會に諮り、同月三十日村會議員の外、區長、學務委員並に各大字の代表者數名づゝの出席を求めることの必要ありとし、十一月

十九日當時の本郡長大島亨藏氏、並に本郡産業部主任書記秋元秀次郎氏の兩氏の臨席の上、創立



— 所務事合組用信 —

委員會を開催し、こゝに其創立の件可決した、これと同時に東京府信用購買組合聯合會に、加入することも可決し、十一月二十五日該組合創立申請人會を開き。同月二十八日右組合の許可申請の手續を了して、十二月二日許可せられたのである。

當時の申請人の氏名並に役員の氏名を掲ぐれば次の通りである。

一、申請人

森谷治郎兵衛

小林仁三郎

坂田藤八

細井和吉

清田權四郎	増田愛太郎	清田彌助	磯部銀藏
大橋市太郎	吉澤又治郎	大澤梅吉	伊東孝一
石井岩次郎	西川銀次郎	清水梅吉	岩崎久藏

二、役員

理事 (組合長)	岩崎常次郎	同 (常任)	吉澤又治郎
同	森谷治郎兵衛	同	小林仁三郎
同	坂田藤八	同	大澤梅吉
同	増田愛太郎		
監事	清田彌助	同	大澤市太郎
		同	清田權四郎

このときの組合員は百四名、出資口數一千三百二十二口(一口の金額貳拾圓)であつて大正十二年一月二十五日には第一回の拂込を了し、茲に組合は完全に成立して事業を開始するに至つた。爾來三年間毎年四月、十月の二期に出資の拂込をなし、同十四年十月を以て拂込を完了した。以來事業の成績については資金の需要大なるに反して貯金の増加は遅々なるものあり、是れ實に經營方法の良否に依るは勿論なるべしと雖も、關東大震災及び之に次いで來る財界の不況動亂

を主因とするの外、組合區域は近年新開の過渡期にありて、諸種の方面に流動する資金大なるものがあるが爲めに叙上の如き結果を、見るに至りたるものとの考察も亦過らざる所である。之れを要するに組合の成績は未だ不振なりと云ふも、近來産業組合運動は陰に、陽に益々熾烈にして、世人亦産業組合の趣旨を解し、且つ其必要を感ずるの時期に際會しつゝあれば、本信用組合の將來は頗る多望にして、従つて町内産業の發展上貢献する所尠からざるものである。

三、組合長 吉澤又治郎



本町信用組合長 吉澤又治郎氏

氏は明治二年二月四日長野縣埴科郡東條村三百六十四番地に生れ、明治二十二年當時二十一歳の

數ある人の中に於て眞の人物と稱さるゝ御人は極めて少ない、就中我國教育界に於てその人あるの實に稀なることは、敢て今更ら云ふに及ばぬ。然るに現今本町に在住せらる人々の中に、吾人が尊敬するに充分なる人のあることは、誠に喜ばしいことではなからうか、吉澤又治郎氏その人である

時小學校教員に志し、同年十月郷里の小學校に奉職し専ら小學教育に努力せられた、以來五ヶ年地方教育に精勵した、二十六年以降は東京に來たりて再び同職に専念したのであつたが、明治四十四年三月都合上止むなく退職したのである。この間實に二十三年の長年月に亘る小學校教育に盡瘁せられた氏の退職は東京府民の均しく惜まざるを得なかつたのであらう。

かくの如く永年教育界に心身を傾倒して努力せられた氏は、早くも人の知るところとなり明治三十六年東京に於て引き続き教鞭を執るに及び、同三十七年より退職したる四十四年三月までは東京市本郷區學務委員に推され、教員たるの傍ら小學教育の改善に努力せられたることも亦少くはなかつた。

その當時本郷區駒込神明町に居住中の氏は、退職と同時に本町大字四ツ木六十四番地に移轉し、大正十一年當町有志と相諮り、本田村信用組合を創立し爾來該組合發展向上に留意せられ、岩崎常次郎氏組合長を辭するに代つて、氏は組合長に就任今日に至りたるものである。

願れば該組合の創立以來茲に七年の歲月を流れ未だ不振の状態にありと雖も、近時漸く産業組合の必要なることを覺り來たりたる時期に際會しつゝある秋、幸ひにして吉澤氏を組合長として迎ふるを得たるは蓋し該組合の前途に曙光を見たるものと云ふべきである、望むらくは氏に一層の

奮闘努力を乞ひ町産業の發達に助力されんことを衷心より祈る次第である。
加之大正十年より同十四年の一期間當時の村會議員に在職するのほか、その間なほ本村名譽助役として村治に精進せられたのである。また現に本町教育會々長として老齡その身を惜まず、努力されてゐる、呼鳴ねがはくは氏の健在なることを長へに祈る。

第二項 組合 一 覽 (昭和四年二月現在)

一、組合の所在及組織

イ、東京府南葛飾郡本田町役場内

ロ、有限責任

一、組合の役員

組合長理事 吉澤又次郎

理事 岩崎常次郎 同 細井和吉

同 大澤梅吉

同 坂田藤八 同 小林傳治

同 吉野銓三

監事 清田彌助 同 清田權四郎

同 森谷健次郎

一、組合員數及出資口數

イ、組合員 一四七名

ロ、出資口數 一、四七四口

一、組合の財産狀況

イ、資産之部

中央金庫及聯合會出資金

一、七〇〇、〇〇

貸付金

五一、三三〇、〇〇

預金

一七、一四五、〇〇

其他

五五九、二九

計

七〇、七三四、二九

ロ、負債之部

借入金

九、二四〇、八六

貯蓄金

二七、三五〇、四五

出資金

二九、四八〇、〇〇

積立金

四、八三四、七二

其他

五一六、九一

計

七一、四二二、九四

右の中出資金及積立金は、内の負債なるが故に、組合の純資産は、前記出資の合計より、負債の合計中出資金及積立金を、控除したる残額即ち、三萬三千六百二十六圓七錢である。

第三項 組合の定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
但本組合ハ加入豫約者ノ貯金ヲ取扱フ

二、組合員ニ對シ其經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者公
共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若クハ團體ノ貯金ヲ取扱フ

第二條 本組合ハ有限責任本田町信用組合ト稱ス

第二條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ東京府南葛飾郡本田町トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ東京府南葛飾郡本田町役場内ニ置ク

第六條 組合員タルモノハ本組合ノ区域内ニ居住シ且獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル加入豫約者ノ資
格亦同シ

第七條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ産業組合ニ加入スルコトヲ得ス
但シ組合長ノ承諾ヲ經タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 本組合ノ存立時期ハ二十ヶ年トス

第九條 本組合ノ財産ニ對スル組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一、出資金ニ對シテハ出資額ニ應ジ算定ス

二、準備金ニ對シテハ拂込済出資累計額ニ應シ年度毎ニ算定ス

但シ圓位未満ノ端數金額ニ對シテハ之ヲ爲ササルモノトス

三、其他ノ財産ニ對シテハ解散當時ノ組合員ノミ持分ヲ有シ拂込済出資額ニ應シ算定ス
本組合ニ損失アリ其未填補ヲ爲ササル前當分ヲ拂戻ストキハ其損失額ガ特別積立金
ノ額ヲ超ユル場合ニ於テハ其超過額ヲ準備金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ特別積
立金及準備金ヲ以テ足ラサルトキハ其超過額ヲ出資額ニ應シ按分シテ控除シ持分ヲ

算定ス

本組合ニ損失アリ準備金ヲ以テ填補シタルトキハ準備金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

本組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應シ持分ヲ算定ス

第十條 産業組合法ニ基ク公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示ス

第二章 出資及積立金

第十一條 出資一口ノ金額ハ金貳拾圓トス

一、組合員ハ出資口數五十口迄ヲ所有スルコトヲ得

第十二條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金二圓トス

但シ第五十二條三項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 第一回後ノ出資拂込ハ出資一口毎ニ左ノ各號ノ一ニ依ルモノトス 但シ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツヘキモノアルトキハ之ヲ合算スルモノトス

一、毎月末金五拾錢宛拂込ムコト

二、毎年四月末及十月末金參圓宛拂込ムコト

三、第一回拂込後三箇年内ニ金額ヲ拂込ムコト

第十四條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其拂込ムヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

第十五條 本組合ハ出資總額ト同額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第十六條 過怠金及拂戻ヲ爲ササル持分額ハ之ヲ準備金ニ組入ルルモノトス

第十七條 本組合ハ剩餘金ヨリ特別積立金、昭和記念積立金、建物備品償却積立金及職員退職給與積立金ヲ積立ツルコトヲ得

準備金特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス 但シ特別積立金ハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得

昭和記念積立金ハ社會事業ノ資ニ充ツルヲ目的トシ本田町ニ於テ該資金ヲ要スルニ至リタルトキ該積立金ノ一部若クハ全部ヲ本田町ニ寄附スルモノトス

建物備品償却積立金ハ建物備品ノ減價償却ニ充ツルモノトス

職員退職給與積立金ノ支出ニ關スル規程ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第十八條 準備金及特別積立金、昭和記念積立金、建物備品償却積立金、職員退職給與積立金ハ産業組合中央金庫有限責任東京府信用購買組合聯合會又ハ總會ノ承諾ヲ經タル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券、地方債證券、勸業債券、農工債券、産業債券、復興貯蓄債券、興業債券ヲ買入ルルノ他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス但シ總會ノ承諾ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第三章 機關

第十九條 本組合ニ理事七名、監事三名ヲ置ク理事ハ組合長常務理事各一名ヲ互選ス

組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ常務理事之ニ代リ組合長及常務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

第二十條 理事及監事ノ選舉ハ總會ニ於テ連記無記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ第二十五條第三項ノ規定ニ依ル得票ヲ得タルモノヲ以テ當選者トス

前項ノ選舉ハ總會ノ決議ヲ以テ指名推選ノ法ヲ用ユルコトヲ得

第二十一條 理事ノ任期ハ參箇年トシ監事ノ任期ハ貳箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

組合長及常務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從テ補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監

事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ欠員ヲ生シタルトキハ通常總會開會ノ時期迄猶豫スルコト能ハサル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シテ補欠選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニ其補欠選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回壹月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、監事カ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ虞アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スル爲メ必要ト認メタルトキ

三、理事ノ缺ケタルトキ

四、組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ

第二十四條

總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ通知スルコトヲ要ス
前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十五條

總會ハ總組合員半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス若シ半數ニ滿タサルトキハ十日以内ニ招集シ出席シタル組合員ヲ以テ開會ス
前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス
理事及監事ノ選任又ハ解任定款ノ變更除名解散及合併ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス
但シ合併ニ因リテ組織變更ト同一ノ結果ヲ生スヘキ場合ハ總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第二十六條

總會ノ議長ハ第二十三條第三項第二號ノ場合ヲ除クノ外組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ常務理事之ニ代リ組合長及常務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

第二十三條第三項第二號及第三號ノ場合ニ於ケル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ハ互選ニ依ル

同條第三項第四號ノ場合ニ於テ監事ノ招集セル時亦同シ

第二十七條

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得トス
組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十八條

總會ニ於テハ決議録ヲ作り會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ捺印スルコトヲ要ス

第二十九條

總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條

本組合ニ信用評定委員若干名ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ二箇年トス 但シ再選ヲ妨ケス

第三十一條

信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ理事及監事ノ例ニ依ル

第三十二條

信用評定委員ハ毎年一月及七月定會ヲ開キ組合員各自ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス

第三十三條

信用程度表ハ組合長之ヲ保管シ役員以外ノ者ニ閱覽セシメサルモノトス

理事監事信用評定委員ハ總テ名譽職トス但シ總會ノ決議ニ依リ報酬又ハ賞與ヲ支給

スルコトヲ得

理事監事及信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十四條 本組合ニ書記若干名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事監事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第三十五條 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ特別ノ技能アルモノヲ協議員トナスコトヲ得

協議員ハ理事ノ諮問ニ應シ且組合ノ事業ニ付理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

第三十六條 本組合ハ世話係若干名ヲ置キ組合員中ヨリ理事之ヲ選拔ス

世話係ハ理事ノ指揮ヲ受ケ業務執行上ノ補佐ヲ爲スモノトス

第四章 事業ノ執行

第三十七條 本組合ノ事業ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十八條 組合ニ餘裕金アルトキハ産業組合中央金庫有限責任東京府信用購買組合聯合會又ハ

總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入ルルモノトス

第三十九條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第一節 信用ノ部

第四十條 組合員カ貸付ヲ請求シタルトキハ理事ハ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シテ其金額及貸付方法ヲ定ムルモノトス

第四十一條 理事貸付ニ際シ必要アリト思料スルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ要ス

第四十二條 貸付金ノ辨濟期限ハ一ケ年内ニ於テ之ヲ定ム 但シ特別ノ事由アルモノニ付テハ之ヲ三箇年内ト爲ス事ヲ得

第四十三條 組合員カ貸付金ノ辨濟ヲ怠リタルトキノ遅延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第四十四條 組合長ハ貸付金使用ノ實況ヲ調査シ貸付ノ目的ニ反スルモノアリト認ムルトキハ組合員ニ對シ期限内ト雖モ辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十五條 貯金ハ一回金拾錢以上トス

貯金ノ利子ハ毎年十二月末ニ之ヲ元本ニ組入ルルモノトス

加入豫約者ノ貯金ハ一人ニ付出資一口ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十六條 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ之ヲ定ム

一、貸付金ニ付テハ年壹割貳分以下

一、貸付金ニ付テハ年壹割貳分以下

二、貯金ニ付テハ年七分以下

第五章 剰餘金處分及損失填補

第四十七條 剰餘金ハ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

剰餘金ノ配當ハ拂込済出資額ニ應シ其ノ率ハ年六分以下トス

第四十八條

剰餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ特別積立金、昭和記念積立金、建物備品償却積立金、職員退職給與積立金若クハ役員報酬又ハ翌年度繰越金トナスコトヲ得

第四十九條

損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第五十條 新ニ組合員タラントスル者又ハ出資口數ヲ増加セムトスル者ハ申込書ヲ組合長ニ差出スコトヲ要ス

組合長ハ前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨ヲ加入者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十一條 削除

第五十二條 加入豫約ノ申込アリタルトキハ組合長ハ其許否ヲ決シ其ノ旨ヲ申込人ニ通知スルコトヲ要ス

加入豫約者ノ貯金額カ現在組合員ノ出資一口ニ對スル拂込金額ノ最少額ニ達シタル後ニ非サレハ之ヲ組合ニ加入セシムルコトヲ得ス

第五十條ノ規定ハ加入豫約者及組合ニ加入セシムル場合ニ準用ス但シ此ノ場合ニ於テ加入豫約者ノ貯金ハ其ノ全部ヲ出資ノ拂込ニ充ツルコト要ス

第五十三條 加入豫約者カ第五十七條第二號又ハ第三號ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ豫約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五十四條

持分ヲ讓渡サムトスル場合ニ於テハ組合長ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス持分ヲ讓受ケムトスル者カ組合員ニ非サルトキハ出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外第五十條ノ規定ヲ準用ス

第五十五條

組合員脱退セムトスルトキハ其事業年度末六箇月前ニ其旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十六條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人カ遲滯ナク加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サスシテ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス

第五十七條 組合員ハ左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總ノ決議ニ依リテ之ヲ除名ス

- 一、出資ノ拂込、過怠金ノ納付、貸付金ノ辨濟、利息ノ仕拂、購買代金ノ仕拂ヲ怠リ一箇月内ニ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、組合事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ
- 三、犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十八條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其拂込済出資額ニ止ムルモノトス

但シ除名者ニ限り其拂込出資額ノ半額ヲ死亡、禁治産、區域外轉住、其ノ他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル場合ニ於テハ其拂込済出資金及前年度末ニ於ケル準備金ノ持分ニ相當スル金額ヲ拂戻スモノトス

第七章 組合ノ解散

第五十九條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人トナル但シ總會ノ決議ニ依リ組合員中ヨリ

之ヲ選任スルコトヲ得

第八章 附 則

第六十條 本組合設立當時ノ役員氏名ハ略ス

第二節 水利組合

本町ノ加入スル水利組合には、西葛西第一部普通水利組合、葛西用水普通水利組合、西葛西水害豫防組合、葛西用水路普通水利組合及び本田町普通水利組合の五種あるも、西葛西水害豫防組合は大正十三年に本田町普通水利組合は大正十五年に解散したる結果、現在加入するものは三組合である。而して西葛西第一部普通水利組合水路の本町内に於ける支流は、中井堀二千四百四十二間、東井堀三千三百七十七間、古上水二千四百四十二間、千間堀二千百十間の四支流に分かれ、その總延長は九千七百七十一間となる。

顧ふに之等水利組合の必要を見たるは農業に依るものにして、本町の如く都會化したる町村には勢ひ其必要なきに至るは必然の結果である。之本田町普通水利組合の解散したる所以にして、また西葛西水害豫防組合の解散は荒川放水路の開鑿に依て、水害の憂ふなきに至りたる結果に外ならぬ。

第一項 水利組合費累年比較

(自大正十二年至昭和二年)

組 合 名	大正十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年
西葛西第一部普通水利組合	一、〇七九、八六	二七七、〇五	一、〇〇二、二二	一、三七一、四一	一、一九〇、九九
葛西用水普通水利組合	五六一、二〇	五六九、四九	五八九、六〇	八八九、五三	九九三、一三
西葛西水害豫防組合	二七九、七	—	—	—	—
葛西用水路普通水利組合	六五、六一	七三、八一	五〇六、七〇	五二、二一	五四八、九六
本田町普通水利組合	四九八、八三	五〇六、七二	五一一、七一	—	—
計	三、〇四五、八七	二、〇八七、〇七	二、六〇〇、二二	二、七七三、〇五	二、七三三、〇八

第三節 青年 團

本町の青年團は大正十二年一月二十一日に創立したもので、初代の團長には岩崎常次郎之に當り以來七ヶ年五代の團長を経て現任北村達郎團長に至つたものである、この間町の發展に伴ひ歴代團長の均しく努力精勵せられたる功に報ひられ、年々團員の増加を來たすのみならず、内容の

充實を圖り、現在は十三分團に區分し總團員五百七十六名の多數を有するに至る。

かくの如く今日の發達を見たる青年團は、その名稱こそ異れども、今を去ること凡そ七百有余年前の鎌倉時代頃より存したることは、史上に散見するところである。

當時は(若連中)と稱し各部落に若人の會合を催し、主として娛樂を共にする衆團であつたこの風習は江戸時代まで續いた。

明治二十年頃に至り從來の(若連中)の改革に志すもの漸やく多くなるに及び、政府筋にても重要視せらるゝやうになり、彼の日清日露の戰役頃に至りては愈青年は國家の中堅たることを覺り時の内務、文部兩省は卒先青年會の組織に關し、種々努力せられた結果、全國に青年會の組織を見るに至る。之實に現在青年團の前身にして、この頃は道德並に經濟思想の涵養に主力を注がれた。

その後明治四十三年三月當時の文部大臣小松原英太郎は全國青年會中より、成績の優良なるもの八十二團體を選抜して之を表彰した、蓋し我國に於て青年團を表彰したのは之れが最初である。かくして(若連中)は青年會となり青年會は以來日進月歩益發達し、今日再び青年團と改稱せらる、これが即ち我國青年團發達のアウトラインであつて、將に修養團體として愈國家の中堅をな

すに至つた。

第一項 歴代團長

代別	氏名	住所
初代	岩崎常次郎	大字梅田 七
第二代	坂田藤八	同 立石三一八
第三代	小林傳治	同 立石八二一
第四代	武藤廣吉	同 川端 六
第五代(現在)	北村達郎	同 四ツ木一三七
一、團長	北村達郎	

氏は明治二十三年三月九日東京市本郷區根津藍染町に生る。中學を卒へ東京齒科醫學專門學校に學び卒業したのは大正六年である。氏が同校に在學中は抜群の成績にて母校當局は氏の前途を囑望し、卒業するや直ちに母校の助手として聘せられ、同九年には講師に任ぜられて専ら後輩の爲め教鞭を執りたるがその翌年退職し麻布區山元町に獨立齒科醫を開設した、これが即ち氏の技術が初めて實社會に現はれた時である、同十一年に至り本町大字四ツ木に移轉引き續き齒科の治

療に従事したのである。然るに氏は尙それにては満足せず、大正十三年十一月ライオン齒磨會社の研究部に入り一般の研究を重ねること、

なり今日に及ぶ。



本町北村達郎氏
—— 長團年青町田本 ——

學窓を出で、十有二年現今に至る間氏はまた同業者間に尊重せられ、獨立開業するや東京齒科醫師會麻布支部幹事に推されたるのみならず、母校の學生會評議員並に東京齒科醫學士會評議員等と重ね、のの名譽職

に推薦さる。剩へ本町に移轉居住するに及んでは本町青年團第三分團長に推され、昭和三年本團副團長となり、續いて同年五月には團長に推擧されたのである。

第二項 役員

一、役員

- 團長 北村達郎
- 副團長 瀧澤利兵衛
- 同 淺岡傳之助

常任幹事	若林友之助			
會計主任	山田豊一			
會計	清田鉄之輔	同	繪畑金太郎	
記録主任	梅原諫之助	同	有田安司	
記録	末水壽義	同	村松虎夫	
体育部長	中村正義	同		
副部長	金子徳次郎	同		
喇叭部長	大熊次郎吉			
副部長	後藤誠記			
雄辯部長	宇田川種弘			
副部長	坂本亀八	同	秋元光一	
第一分團長	石井亮辰		大字寶木塚	
第二分團長	瀧瀬喜八郎	同	篠原	
第三分團長	石毛慶次郎	同	四ツ木	
第四分團長	古庄亀吉	同	若宮	
二分團長	二、分團長			

第五分團長代理	白田亦四郎	同	澁江
第六分團長	淺岡兼吉	同	上木下川
第七分團長	増田兼吉	同	川端
第八分團長	中村忠次郎	同	原
第九分團長	瀧澤利兵衛	同	梅田
第十分團長	中島八郎	同	中原
第十一分團長	安井利一	同	淡之須
第十二分團長	坂田八藏	同	立石
第十三分團長	控井銈松	同	立石

第四節 女子青年團

本町の女子青年團は大正十五年四月婦女會と命名して組織し、初の會長には小林つる子を推し以來同一會長によつて、今日に至り現在にては七十名の團員を有するに至る。この團員を率ゐる役員は次の通りである。

團長	小林つる	
副團長	雨谷たか	同
		稻葉ツルエ

評議員

河合 たく

同

細井 たま

彌十郎 さく

同

大室 スエ

町田 圭

同

同

理事

吉野 鎧

鶴岡 久枝

石渡 ふじえ

大内 エイ

清田 園

立川 隣

山本 アヤ

中岡 さく

山口 三重

増田 さわ

廣澤 文

鈴木 静

會計係

雨谷 たか

稻葉 ツルエ

福田 レツ

飯倉 松枝

しかして同團顧問として創立以來助力して來た小林傳治及び武藤廣吉の兩名は、今尙顧問として引續き盡瘁せらるゝ處尠からぬ。

第五節 保護者會

小學校保護者會は從來本町教育會の一部事業たりしも、兒童の増加したる今日其獨立は極めて必要なりとされた結果、十八名の發起人に依て爾來創立準備に着手し、本年五月十八日を卜し盛

大なる發會式を舉行して、茲に獨立した保護者會の出現を見たのである。

而して會長には現町長代理助役伊東孝一、副會長には伊東金太郎、加藤徳次郎及び望月、多田兩校長等夫れく就任し、其他役員も會則の定むる所により顧問、相談役を首めとし、總數百四十九名の役員を定む。

第一項 保護者會趣旨

廣く世界の趨勢を見まするに、現時の各國は何れも善良なる國民の養成に力を注ぎ、以て自國の健實なる發展を圖りつゝあるやうであります。各所に要塞を築いたり、船艦の建造をしたり、或は陸軍常備を増加したりして、所謂軍備擴張に依つて國防を嚴にすることよりは、寧ろ國民教育の振興を計り國に堅實な民を多くして、それを唯一無二の國防上の武器とした方が、遙かに有力で且つ最後の覇權を掌握するに至る捷徑であらうと思はれます。

彼の軍縮會議も實にかゝる要求の表はれであるといつても過言ではありませんまい、之は大きく考へた場合ですが、小にては此の本田町の堅實なそして眞面目な發達を期するには、矢張りどうしても善良な町民を多くしなければならぬのは勿論であります。一概にはいはれませんが此の眞面目なそして堅實な民を得るには廣い意味からしても、狭い意味に於ても教育の二字に俟たね

ばならぬのであります。世界各国が等しく教育事業に目をつけて教育上の制度、施設、方法等を改善して逐次完成の域に達せしめやうと競うてゐるのも、實に無理ならぬ事と信じます。かやうに何れの國に於ても『教育尊重』の呼聲高く到る處に『教育第一』を論せられて益々進歩發達の度を加へて來ますと、同時に教育費の膨脹も實に著しいやうになりました。随つて之れに伴ふ町費の加増を見るが爲め残念ながら學校に於ては充分の施設も出來ず、教育上甚だ遺憾な事象が起りはしまいかと氣遣はれてならないのであります。それに又教育費は町費科目中の大部分を占めてゐる始末ですから、一入其の感を深くします。かふいふ窮狀を幾分なりとも救済し不充分ながらも學校に於ける教育的施設並に學校として計劃したる事などを援助して、教育費の不足を補ひ町費の負擔を軽減したいといふ切實なる要求から此の會の成立を企てるやうになつたのであります。種々の教育的施設が充分に運行されないやうでありましたら、其の惡影響たる實に直接皆様の最愛なる兒童の上に及ばずにはゐないのであります。願くは本會の趣意の存する所に御賛成下され相共に學校に對する深い同情者となり、有力な擁護者となつて頂き度いと思つてあります。幸ひ皆様の共鳴を得て、此の計劃を實現しうる曉に於ては三千有余の兒童の幸福と便益併て教育的向上を計りうるこの出來るのは今更いふまでもない事であります。

第二項 會 則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ本田町立小學校保護者會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本田町立尋常高等小學校ノ教育事業ヲ後援ナスヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ本田町立小學校在籍兒童保護者並ニ本會ノ趣旨ニ賛成ナシタル者ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ノ事務所ハ本田町立尋常高等小學校内ニ設置ス

第二章 會 員

- 第五條 本會ノ會員ヲ左ノ如ク別ツ
 - 一、正 會 員
 - 二、贊 助 會 員
 - 三、特 別 會 員
 - 四、名 譽 會 員
- 第六條 正會員ハ兒童保護者並ニ本校卒業業者ニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シタルモノ
- 第七條 贊助會員ハ兒童保護者以外ニシテ本會ノ趣旨ニ賛成シタルモノ
- 第八條 特別會員ハ本會ノ趣旨ニ賛成ナシ特別ノ援助ヲナシタル者ニシテ役員會ニ於テ推薦ス

第九條 名譽會員ハ本會ニ特別ノ功勞アリタル者ニシテ總會ニ於テ推薦シタルモノ

第三章 會 費

第十條 本會ノ事業經費ハ會費及ヒ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、會費ハ一口金五錢トス（但シ會費ハ毎月納金スルモノトス）
- 二、正會員ハ一口以上齎出スルモノトス
- 三、贊助會員ハ三口以上五口未満齎出スルモノトス
- 四、特別會員ハ五口以上十口未満齎出スルモノトス
- 五、名譽會員ハ十口以上ヲ齎出スルモノトス

第十一條 會費ハ便宜上取纏メ前納スルコトヲ得

第十二條 本會ノ現金出納ハ本町收入役ニ囑託ス

第四章 事 業

第十三條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一、學校家庭連絡上必要ナル事業ニ對スル補助
- 二、保護者相互ノ啓發的事業

三、兒童教育上必要ナル設備ニ對スル補助

四、教育功績者ノ表彰

五、其ノ他教育ノ進歩發達ヲ助長スルニ必要ナル事業費ノ補助

第五章 役 員

第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會 長 壹 名 一、副會長 四 名
- 一、會 計 四 名 一、監 査 六 名
- 一、幹 事 若干名 （但シ常任幹事四名ヲ置ク）
- 一、評 議 員 若干名 一、顧 問 若干名
- 一、相 談 役 學務委員及校醫

第十五條 評議員ハ總會ニ於テ之レヲ選舉ス

第十六條 會長ハ本町々長又ハ助役ヲ以テス

第十七條 副會長四名ノ内二名ハ本町立兩小學校々長トナシ二名ハ評議員ニ於テ互選スル者トス

第十八條 會計及常任幹事ハ學校職員中ヨリ會長之ヲ指命ス

第十九條 監査員ハ評議員會ニ於テ互選ナスモノトス

第二十條 幹事ハ會長之ヲ指命ス 但シ評議員及幹事中若干學校職員ヲ推薦ス

第二十一條 顧問及相談役ハ本會ノ推薦ニ依ル

第二十二條 役員ノ選舉方法ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ同數者アル時ハ年長者ヲ以テ當選者トス

第二十三條 本會ノ役員ハ總テ任期ハ滿二ケ年トス 但シ再選ヲ妨ケス

第二十四條 役員ハ任期滿了後ト雖モ新ニ選舉セラレタ役員カ就職スル迄尙役員タルノ義務ヲ有ス

第二十五條 本會ノ役員中缺員ヲ生シタル時ハ役員會ニ於テ補缺員ヲ選任ス

但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十六條 本會員ノ職責ハ左ノ如シ

一、會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

二、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ之レヲ代理ス

三、會計ハ專ラ金錢出納帳簿ヲ整理ス

四、監査ハ常ニ一般事務ヲ監査スルモノトス

五、幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

六、評議員ハ豫算決算ヲ審議シ且重要事項ノ決議ヲナシ緊急必要ノ場合ハ總會ニ代ル

ヘキ決議ヲナスコトヲ得

七、常任幹事ハ常ニ事務一切ヲ擔任シ其ノ帳簿ヲ整理ス

八、顧問及相談役ハ本會ノ事業ヲ扶助指導シ職務ヲ遂行セシムルモノトス

九、役員タルノ體面ヲ穢ス行爲アルモノハ役員會ノ決議ヲ以テ除名スル事アルヘシ

第六章 會 議

第二十七條 本會ノ會議ハ左ノ如ク之レヲ定ム

一、定期 總會 二、臨時 總會

三、役員 總會 四、幹 事 會

第二十八條 定期總會ハ毎年五月中ニ開催ス

一、會 務 報 告 二、收 支 決 算 報 告

三、役 員 改 選 四、其ノ他必要ト認ムル事項

第二十九條 臨時總會ハ會員三分ノ一以上同意ヲ以テ請求アル時又ハ會長必要ト認ムル場合開催ス

第三十條 役員總會ハ前條ノ目的ヲ遂行スルニ必要ト認ムル場合開催ス

第卅一條 幹事會ハ急施ヲ要スル場合會長之ヲ招集シ決議事項ハ事後承諾ヲ求ムルコトヲ得
 第卅二條 議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第卅三條 本會々議當日出席之レ無クモ決議ナセシ事項ハ贊同セシモノト看做ス
 第卅四條 本會々則ハ役員會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ變更スル事ヲ得ス
 第卅五條 本會々計年度ハ毎年四月ヲ以テ始マリ翌年三月ニ終ル

附則 一、創立ノ際ハ發起人ヲ以テ評議員トス

二、役員ハ總テ名譽職トス

三、會務執行ニ關スル細則ハ役員會ニ於テ之ヲ定ム

第三項 役員

顧問	小林 傳治	立石 八二二	監查役	江川 庸四郎	澁江 一三六
同	吉澤 又治郎	四ツ木 六四	幹事	岩立 秋五郎	寶木 塚 八八
相談役	大和 真太郎	澁江 五〇〇	同	岩立 良之助	同 一〇〇
同	村松 市太郎	篠原 八三	同	坂田 真十郎	同 四二
同	石毛 慶次郎	四ツ木 二五二	同	増田 三吉	同 一四
同	江川 新次郎	澁江 二二一	同	鶴岡 七之助	四ツ木 一四九

同	兩谷 達三	同 一九二	同	細井 和吉	同 一六三
同	淺岡 勝太郎	上木下川 一〇二	同	森谷 龜太郎	同 一一二
同	清田 定吉	原 二〇	同	宇田 川種弘	同 三八
同	田中正己	同 八三	同	吉原 信吉	同 五九
同	清水 勇吉	淡ノ須 五五	同	大橋 鐵五郎	澁江 四八三
同	奥田 重兵衛	立石 七二	同	齋藤 仙太郎	同 一〇五
同	島田 太郎	同 三四九	同	堀川 善吉	同 一〇二〇
同	津金 信司	澁江 三三七	同	座間 三吉	同 二九七
會長	伊東 孝一	立石 二一三	同	淺岡 權次郎	同 一三六
副會長	伊東 金太郎	同 五一四	同	山田 留吉	上木下川 三六四
同	加藤 徳次郎	四ツ木 一六四	同	淺岡 大五郎	同 一五四
同	望月 正治	第一學校	同	淺岡 傳之助	同 一三一
同	多田 菊次郎	第二學校	同	菊田 作次郎	川 端 五四六
同	飯沼 謹一郎	立石 一八三	同	吉沼 三平	同 一七四
同	淺原 聚三	川端 七七五	同	三田 初太郎	同 七二五
同	長野 銀次郎	立石 二三九	同	淺田 宇吉	同 七六九
同	長野 周藏	梅田 一八	同	丹後 太市	川 端 七二〇
同	西片 熊次郎	澁江 一〇三七	同	清田 權四郎	原 一六四

幹事

中村傳次郎	瀧澤武次	岩崎金之助	中田卯之助	岩崎久藏	鈴木平藏	清水鐵三郎	小林十郎	小宮秀起	伊東五平	瀧澤德三郎	坂田八藏	小林安右衛門	糸久種臣	大木顯一郎	小沼高三郎	昌木武彦	吉田豐藏
原	梅田	同	中原	同	淡ノ須	立	立	同	立	同	同	同	同	同	同	同	同
八三	五三	八四	七八	九五	一九〇	石二三八	石二三八	石二九五	石二九五	五九九	三〇一	八一八	第一學校	第一學校	第二學校	第二學校	第一學校

評議員

杉浦力松	氏川五郎	北村達郎	白田松太郎	江川清藏	細田長三郎	西川銀次郎	古庄龜吉	磯部銀藏	大澤金五郎	大澤梅吉	江川力藏	飯島敏甲	白田房太郎	白田清太郎	松島謙太郎	座間權三郎	佐藤圭三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四ツ木一五五	一九五	一三七	一六二	一一八	四三	五七	三九	江三六四	四七一	四二八	二四六	八八六	一二九	八八八	八八八	江一八〇	二九六

評議員

矢野芳次	鈴木重雄	遠藤茂	森谷伊三郎	森谷健次郎	石田石之助	石井文治	石井與吉	石井兼吉	内山新次郎	柳原忍	吉野銓三	吉野鈴之助	大久保長藏	大久保由吉	河合長吉	齋藤源藏	濱島信治
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第二學校	同	同	寶木塚二五四	二二一	一六〇	四四二	八二	四四六	一〇九	同	篠原	一三六	一八二	一八三	同	四ツ木一五七	二〇六

淺岡鐵五郎	奧村愛次郎	富田道雄	堀川善邦	佐々木意志司	石渡磯次郎	石井與吉	山田藤次郎	佐野傳藏	石井周藏	石井福藏	石井辰藏	高橋宜教	增田兼吉	菊田榮藏	宮本重信	中村峯吉	中村忠次郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二五六	三五	八九六	二〇三〇	一一三	上木下川二七四	二一五	二一四	川	端六四一	七二〇	四九	四九一	五一四	五七	五二六	一四九	一五二

評議員	由井藤吉	原	三五	同	中村大藏	役
同	長野彌之助	梅田	七	同	村松虎夫	同
同	岩崎常次郎	同	八四	同	春日秀郎	同
同	瀧澤利兵衛	同	三七	同	若林友之助	同
同	佐々木仁三郎	中原	五三	同	須賀龍治	第一學校
同	淺田鎌太郎	同	一八四	同	今井保	同
同	白木金藏	淡ノ須	二三	同	飯倉松枝	同
同	小澤雄一郎	同	一一四	同	河野隣	同
同	小澤兵三	同	一五	同	重光レツ	同
同	清田常吉	立石	八〇六	同	鳥海良一	第二學校
同	清田彌助	同	二〇三	同	石引薫	同
同	原田與八	同	一五	同	長岡勝三郎	同
同	坂田藤八	同	三〇一	同	掛川ミツ	同
同	生魚一壽	同	七六〇	同	松前とわ	同
同	岩間磯右工門	同	三八五	同		

第六節 教育會

本町教育會は去る大正十三年一月當時の村有志四十名と相諮り、東宮殿下（今上天皇）の御成

婚事業として創立したもので、同年三月十一日學務委員會に於て會則の草案につき協議し、翌四月十三日創立總會を開き、會則の討議及役員の選舉を行ひたるが、その結果會長には吉澤又治郎副會長には武藤廣吉の兩名が推薦就任し、其他評議員十九名、理事二十五名及び書記二名の選任を了し、茲に本會は完全に成立を告げたのである。

爾來本會は會則の定むる所に依り町教化事業を初めとし、善行者の表彰、小學校兒童の保護事業等に當りて、衷心向上發展を計り今日まで總會を開きしこと、五回にして本會の面目を改めたるもの尠からず。然れ共昭和四年五月十八日前節の如く、本町立小學校保護者會の生るゝに及び會則の一部變更を行ひ、從來本會の一部事業たりし小學校兒童保護事業は之を右保護者會に委譲し、以て益々名實共に鞏固ならしめんことを期してゐる。而して現在の役員は次の通りである。

會長	吉澤又治郎
副會長	望月正治
評議員	二名
理事	三名
書記	二名

第一項 會

第一章 總 則

第一條 本會ハ本田町教育會ト稱ス

第二條 本會ハ教育事業ノ發達ヲ圖リ文化生活ノ進展ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ノ事務所ハ本田尋常高等小學校内ニ置ク

第二章 事 業

第四條 本會ノ事業綱領左ノ如シ

- 一、小學校及ヒ實業補習學校、青年訓練所ノ事業ヲ援助スルコト
- 二、町内ノ良風ヲ舒暢シ弊風ヲ矯ムルノ首唱者トナリ文化生活ノ向上ヲ圖ルコト
- 三、通俗講演會又ハ講習會ヲ開催スルコト
- 四、教育功績者ヲ表彰スルコト
- 五、德行ノ上ヨリ廣ク衆人ノ模範トナル人物ヲ表彰スルコト
- 六、其ノ他萬般ノ教育事業ヲ獎勵シ援助シ其ノ振興ヲ期スルコト

第三章 會 員

第五條 本會々員ハ左ノ二種トス

- 一、普通會員 就學兒童ノ保護者並ニ第二條ノ趣意ニ賛スル町内居住者トス
- 二、名譽會員 學識名望アルモノ又ハ本會ニ多大ノ援助ヲ與ヘラレシモノノウチヨリ評議員會ノ決議ニヨリ請ウテ推薦ス

第七條 會員ニシテ退會セントスルモノアルトキハ其ノ旨事務所ニ届出ツヘシ

第四章 役 員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會 長 一 名
- 二、副會長 二 名
- 三、評議員 若干名
- 四、理 事 若干名
- 五、書 記 二 名

第九條 會長、副會長、理事ハ評議員會ニ於テ之レヲ選舉シ書記ハ會長之レヲ選任スソノ任期ハ各々二ケ年トシ滿期再選ヲ妨ケス補缺任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十條 評議員ハ學務委員ノ全部、町名譽職及ヒ會員並ニ町教化事業ニ關係アルモノノウチヨリ會長コレヲ選任ス 但シ任期ハ學務委員並ニ名譽職ハ本職在任中トシ他ハ四ケ年ト

シテ滿期再選ヲ妨ケス

第十一條 會長ハ本會ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ之レヲ代理ス

第十二條 評議員ハ豫算ノ決議及ヒ決算ノ認定並ニ會長ノ諮問ニ應シ重要ナル會務ヲ商議ス
理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ會務ヲ掌理シ書記ハ記録ヲ掌ル

第五章 會 議

第十三條 定期總會ハ毎年一回開催ス必要ニ應シ他ニ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十四條 評議員會並ニ理事會ハ必要ニ應シテ之レヲ開催ス

第十五條 本會ノ事業ハ評議員會ノ協賛ヲ經テ之レヲ行フ

第十六條 本會總會及ヒ役員會ハ會長ヲ以テ議長トス

第十七條 評議員會ノ決議ハ出席議員ノ過半數ニヨル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第六章 會 計

第十八條 本會々計年度ハ其ノ年四月ニ始マリ翌年三月ニ終ルモノトス

第十九條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、公費ノ補助及ヒ寄附金其他ノ收入ヲ以テコレニ充ツ

第七章 附 則

第廿條 本會々則ハ總會ノ議決ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

●備考 昭和四年五月十八日第六回總會ニ於ケル會則變更ノ件ハ審議ノ上右ノ如ク決定ス

第十七章 施 設 事 業

第一節 第二尋常小學校建築

本町學齡兒童は年々増加を來すので、從來その應急策として二部教授を行ひ來たるも、之亦満足に達せず大正十二年以來増築を行ひたること、數回に及んだが尙且つ收容殆んど不可能となつた爲め、昭和二年十月十八日當時の村會に於て、第二尋常小學校の建築斷行を議決し、同三年一月十二日校數並に位置指定に關し、東京府に申請し同月三十一日には十五名の臨時建築委員を設定した、次いで二月四日、同月十四日の二回に亘り、校名並に開校豫定期日の認可申請をなすに至つた。東京府よりは之等申請に對し一月二十八日には校數並に位置の認可あり、三月二十七日には校名並に開校期日及び校舍新築認可の指令に接した。

茲に於て昭和三年七月一日には開校すべき豫定にて諸般の準備を急いだのであつたが、一方之が

新築費の起債は豫定の如く進まず、或時は却下なりと、或ときは修正を求められまた或時は不許可たんとする氣運に陥りたること等數度難關に遭遇したのであつた、然れ共この間にあつた町理事者は躍怒として、猛然該起債許可促進の策を講ずること一再ならずして、漸やく同年五月三十日附を以て許可の指達を受けた。これ即ち建築工事の遷引したる一大原因にして、同年十二月二十三日日出度建築に着手するまでには如何に理事者並に關係名譽職員に於て苦慮したかは窺ふに足るのであらう。

以上は第二尋常小學校の建築工事に着手するまでの徑路にして、該建築費金拾萬圓の起債許可書の内容を示せば次の通りである。

附、起 債 許 可 書

内務省東地第一三八號

東京府南葛飾郡本田町

昭和二年十月十九日庶發第一六九號稟請起債ノ件左ノ通り更正シ許可ス
昭和三年五月三十日

内務大臣	望月圭介
大藏大臣	三土忠造
文部大臣	勝田主計

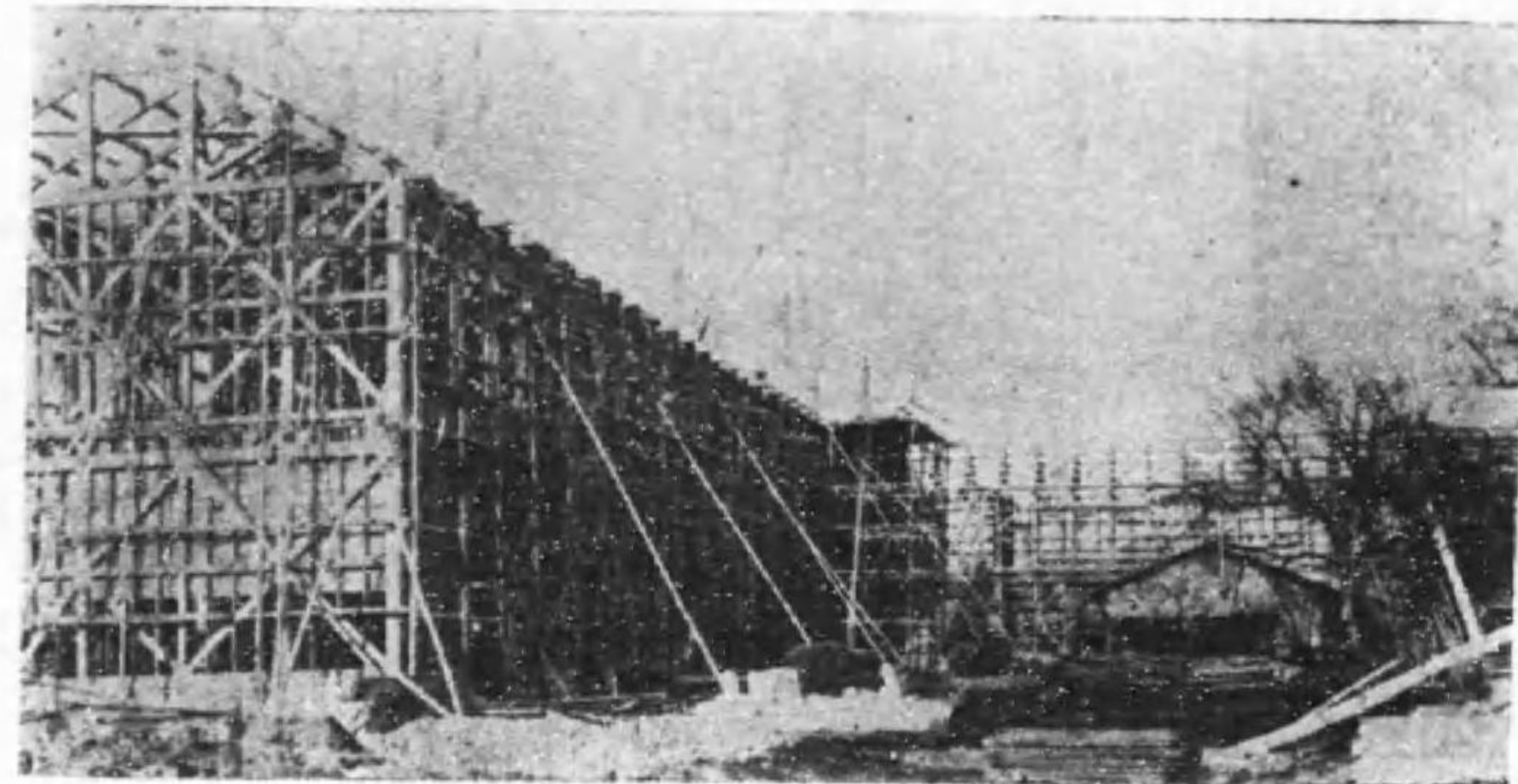
記

借入ノ時期 昭和三年度

据置期間 借入ノ日ヨリ昭和七年三月末日迄

元利金償還ノ方法及期限中(昭和二年度)ヲ(昭和七年度)ニ改ム

爾來約半歳に亘り、敷地の買収に、基礎工事にと着々準備を進め、昭和三年十二月十八日十二名の建築請負人を指名し右建築工事の入札を執行した、然るに何れも豫定價格を超過したるを以て直ちに再入札に付するも再び豫定超過の爲め、最低入札者(入札金額七萬五千九百圓)の株式会社竹田組と協議の上、七萬五千圓にて隨意契約を締結した、この契約に基き前記の如く同月二十三日愈建築工事に着手し昭和四年三月二十五日正午限りで落成せしむべき、強制契約を結び、同年四月の新學期開始と同時に開校するに至る。



— 舎々校學小常尋二第ルタシ了完組骨 —

第一項 校舎及學級編制

一、校 舎

校舎建築場所 本町大字四ツ木自二百八番地至二百六

十七番地

敷地總坪數 一千四百九十一坪六合

建物延坪數 六百六十一坪二合五勺

此内譯

一、校 舎 六 百 十 坪

二、玄 關 四 坪

三、使 丁 室 十 七 坪 七 合 五 勺

四、便 所 二 十 二 坪

五、渡 廊 下 七 坪 五 合

構 造 木造二階建玉子瓦日本型葺

二、學 級 編 制

學 年 別	學 級 數	兒 童 數		計
		男	女	
尋 常				
一 年 年	四	二〇〇	二〇〇	二四〇
二 年 年	三	一七〇	一〇四	二七四
三 年 年	三	一〇三	九 五	一九八
四 年 年	二	七 七	七 七	一四〇
五 年 年	二	七 七	七 七	一四〇
六 年 年	二	七 七	七 七	一四〇
計	一六	五〇七	五三二	一〇三九

伊東町長代理助役 上棟式ノ挨拶

本日茲ニ第二尋常小學校ノ上棟式ヲ舉行スルニ當リ、各名譽職員ノ臨場ヲ得マシタコトハ 不肖私ノ無上ノ光榮ニシテ深く感謝致シマス。

抑々本校建築ノ工ヲ起シマシタノハ舊臘二十三日テアリマシタカ、以來本日マテ僅カニ三旬餘

日テアルニモ拘ラス、目出度上棟ノ式ヲ舉ケルヲ得マシタノハ、偏ニ建築委員ヲ初メトシ各名譽職諸賢ノ熱誠ナル盡力ト請負人竹田組ノ現場員諸君カ終始歩武ヲ整ヒ、而シテ其責任感ノ強キコトニ依ル結果ノ賜テアリマシテ、不肖町理事者ノ一人トシテ、感謝ニ堪エサルモノテアリマス。

想フニ此種土木建築ノ工事ニハ、天候ニ支配サルルコト大ニシテ、若シ天候悪シケレハ工事幹々トシテ拂ラサルノミナラス、其間工事上幾多支障ヲ來タスモノテアリマスカ、多幸ナルカナ本工起スニ及ンテハ一雨タニ見ス晴天續キテアリマシタコトハ、之天惠ニ浴シタルモノト云フヘキテアリマス。

希クハ建築委員ハ勿論各名譽職ニアル人々並ニ請負人ニ於カレマシテハ、益々奮勵努力以テ有終ノ美ヲ致サレンコトヲ懇望スル次第テアリマス。

昭和四年二月四日

本田町長代理助役

伊 東 孝 一

龜有警察署長 祝 辭

國家ノ隆運ハ人口ノ増殖ト、教育ノ力ニ俟タサルヘカラス本町曩ニ就學兒童ノ増加ニ備フヘク完備セル校舍ヲ建設スル所アリシカ町ノ急遽ナル發展ハ直ニ校舍ノ狹隘ヲ告ケ、今又第二尋常小學校建築ノ議ヲ樹テ、已ニ工ヲ起シ、本日盛大ナル上棟式ヲ舉行セラル、洵ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ。

然リト雖モ當町發展ノ狀況ヨリ之ヲ觀ルニ更ニ第三、第四ノ校舍ヲ經營スヘキ時運決シテ遠キニアラサルヘシ。希クハ町民各位一層ノ奮勵ヲ以テ、國民教育ノ完備ニ力ヲ盡サレムコトヲ望ム。

所感ヲ述ヘテ祝辭トス。

昭和四年二月四日

龜有警察署長

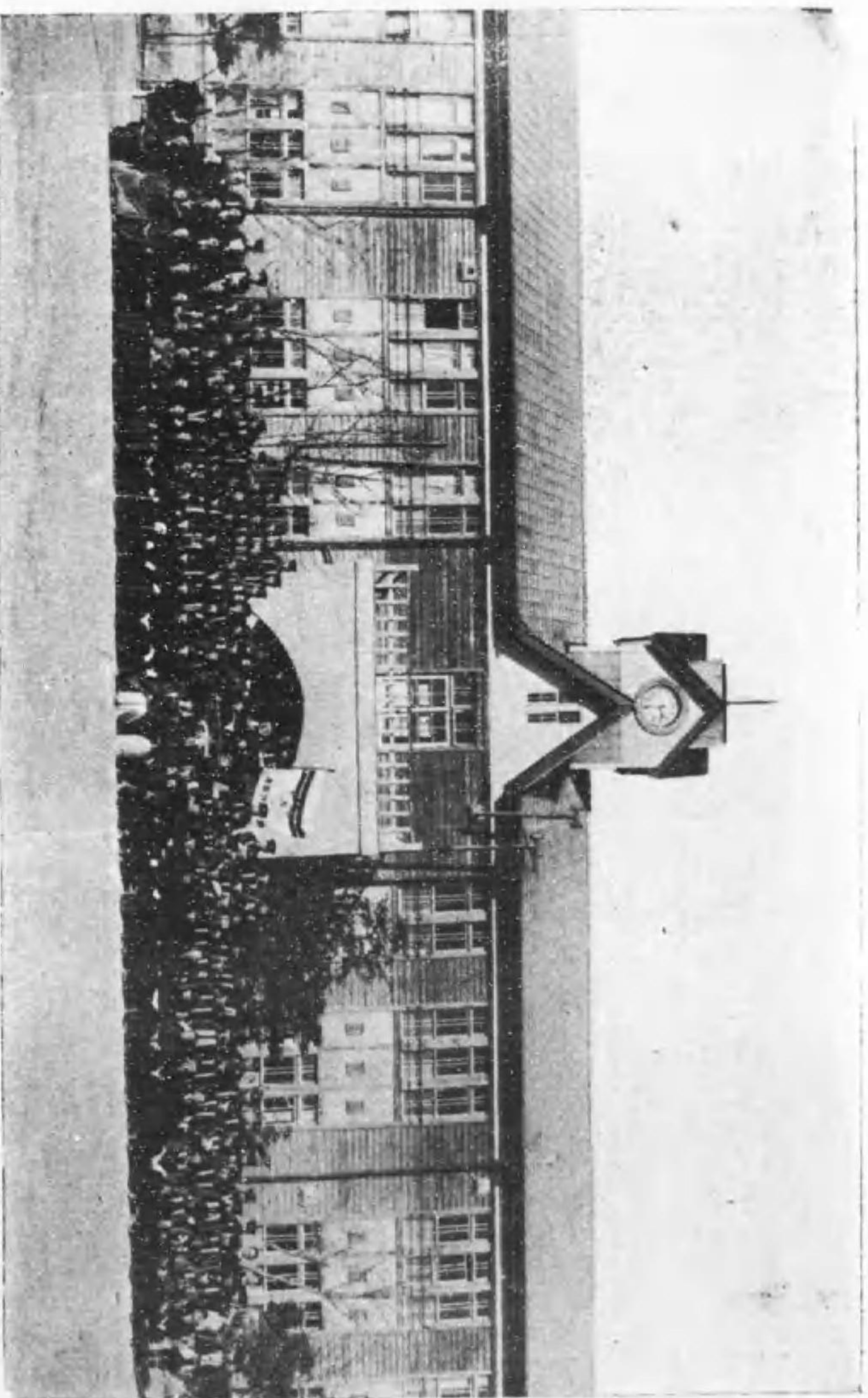
警 部 渡 部 源 治

第二節 自動車ポンプの設備

本町に於ける消防は大正十五年以來内容の充實を期し、昨年十一月自動車ポンプを設備し一層その充實を圖りしは警備の章に於ても、説明したる如くなるが、同ポンプはタービン式にして機械は米國製にかゝるもので、四十七馬力の強大なる威力を有するものである。價額は七千二百圓にしてホースには一千五百九十圓を投じ、何れも川口製作所より購入したのである。

該自動車ポンプの設備するまでには専ら現組頭杉浦力松の努力の結果に依るものであつて、即ち昭和三年御大典紀念事業として、その實現を見るべく同年新春早々町有志の淨財の募集に着手し茲に目出度く購入設備するに至つた。之に伴ひ從來二ヶ所にある鐵骨望櫓より尙一層高大なる鐵骨望櫓の築造もなす豫定にて、目下準備中であるが、其應急策として町役場前に高さ五十尺の木骨望櫓を築造した。

かくの如く本町の消防力の増大せし所以のものは、獨り組頭杉浦のみならず之に同する町有志の淨財を惜まず支出せられたる、その眞誠は本町事蹟として永遠に亡びざるものであつて、また町住民は之れに對して衷心より感謝し、益々以て各自が自發的に火防に留意せらるゝこそ自他共に負ふべき義務である。



—— 本町自動車ポンプ購入紀念 ——
第十七章 施設事業

第三節 町制施行祝賀並本田町立

第二尋常小學校開校式

本町に町制施行せられたるは、昭和三年三月一日である、爾來町制施行祝賀を舉行致すの運び



祝賀式當日於多田第二小學校校長ノ答辭
答辭ヲ受ケルハ伊東町長代理理事役

に至りたるは再三なるも施設改善事業多きを以て遷延し來たりたるものであつたが、本田町立第二尋常小學校落成を期し、同校の開校式と併せ行ふこととなり、昭和四年四月二十九日天長の佳節をトし、盛大に舉行したのである。

而してこの擧式の費用は一般町民の淨財を募り、永くその喜びを共にすると同時に町經濟を尊重

するの意味を以て、協賛會を組織して其費用を支出したのである、この協賛會によつて募りし金額は三千七百四十三圓二十錢にして、應募人員は二千七百九十五名である。しかして擧式總經費は四千百八十五圓八十一錢となりたるが故に、募集金額との差額四百四十二圓六十一錢は町費を以て補足した。

第一項 協 賛 會

町制祝賀並ニ第二小學校開校式協賛會規約

第一條 名稱 本會ハ町制祝賀並ニ本田町立第二尋常小學校開校式協賛會ト稱ス

第二條 目的 本會ハ町制祝賀並ニ開校式ノ舉行及ヒ之ニ附帶スル事業ヲ遂行スルヲ以テ目的ト爲ス

第三條 會員

本會ノ會員ハ本會ノ趣旨ニ賛同シタル者ヲ以テ組織シ其會員ヲ分チテ左ノ四種トス

種トス

- 一、贊助會員 金五十錢以上金三圓未満ヲ醸金シタル者
- 一、正會員 金三圓以上金五圓未満ヲ醸金シタル者
- 一、特別會員 金五圓以上金二十圓未満ヲ醸金シタル者

一、名譽會員 金二十圓以上ヲ醸金シタル者

第四條 役員 本會ハ前二條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 (委員中ヨリ互選スル事)

會計 四名 (同上)

委員 若干名

一、町長、助役、收入役、小學校長、町教育會長、在郷軍人分會長、青年團長、同窓會長、處女會長、町内會長及ヒ消防組、學校職員、役場吏員ノ代表者各一名

二、前後ニ該當セサル名譽職全員

第五條 委員 本會ノ委員ハ協力一致シテ其事業ノ遂行ニ任シ會員ノ募集其他諸般ノ事務ヲ

分擔スルモノトス

尙各大字ニ於ケル委員中ヨリ主任委員一名乃至三名ヲ互選シ會計其他事業遂行ニ必要ナル協議ニ參與セシムルモノトス

第六條 經費 本會ノ諸經費ハ會員ノ醸金額ヲ以テ之ニ充ツ若シ決算ニ於テ過不足ヲ生シタ

ルトキハ全員委員會ニ於テ其處理方法ヲ決スルモノトス

本會ノ事業大要

一、委員ハ四月二十日迄ニ所屬大字ニ於ケル全員ノ概數(各會員別)ヲ會長ニ報告シ四月二十二日迄ニ醸金額ヲ本會ノ會計ニ引繼ク事

一、町制祝賀並ニ開校式ノ期日ハ昭和四年四月二十九日(晴雨ニ不拘)トシ式ノ順序ハ別ニ之ヲ定ム

一、本會ノ會員ハ當日式場ニ參列シ校合ヲ參觀シ得ルモノトス

一、當日ハ全般ノ兒童ニ對シ御祝ノ印ヲ與ヘ賛助會員ニハ粗品ヲ呈シ、正會員其他ノ會員ニ對シテハ粗餐ヲ呈ス

一、餘興、花火、大神樂、其他

第二項 祝 辭

町制施行祝賀式ノ告辭、式辭、祝辭、

東京府知事 告 辭

本日天長ノ佳節ヲトシ茲ニ南葛飾郡本田町ハ町制施行祝賀ノ式典ヲ舉ケラル、洵ニ慶賀ニ堪ヘサルトコロナリ

惟フニ村ヲ變シテ、町トナスモ之固ヨリ制度上彼是相異スルモノニアラスト雖モ經濟的ニ一新紀元ヲ劃スルモノニシテ之ニ依リテ土地ノ發展ヲ誘致スルトコロ蓋渺カラサルモノアルヲ信ス本田町ノ地タル帝都ニ近接シ、近來郊外ノ發展ニ伴ヒ戸口噸ニ増加シ交通ニ經濟ニ進境著シク今ヤ農村一變シテ田園都市ノ觀アルニ鑑ミ諸般公共施設ノ充實ヲ圖ル亦緊要ナルモノアリ本田當路者思ヲ茲ニ致シ、曩ニ町制ヲ施行シ以テ面目ヲ一新シ益堅實ナル發達ヲ期シ能ク其ノ趨勢ニ順應シタルハ、寔ニ機宜ヲ得タルモノニシテ之今日ノ盛觀ヲ觀ル所以ナリ希クハ協心戮力制度ノ運用宜シキヲ制シ、以テ本町永遠ノ康福利益ヲ企圖セラレンコトヲ一言以テ告辭トス

昭和四年四月二十九日

東京府知事 平塚廣義

伊東町長代理助役 式辭

本日町制施行祝賀式ヲ舉行スルニ當リ、忝クモ東京府知事閣下並ニ來賓各位ヲ首メトシ名譽職諸賢ノ臨場ヲ得タルハ、不肖其局ニ當ルモノノ深ク感謝スル所ナリ

抑々本町ニ町制施行セラレタルハ客年三月一日ニシテ、茲ニ滿一週年ヲ迎フルニ至ル是時ニ當リ過去ヲ顧レハ、本邦ニ町村制施行セラレテ實ニ四十一年ノ星霜ヲ歷タルモ烏免勿々トシテ毫モ昔日ノ感ナシ、然レトモ文明ノ進歩ハ駸々トシテ其停止スルところヲ知ラサルナリ本町ハコノ間未タ見ルヘキ事迹ナシト雖モ、町治ハ幸ヒ平和ヲ保チ教育ニ、衛生ニ、將又勸業、治水等ニ多少改善好果ヲ見タルモノ無キニ非ス、之加最近五六年間ニ於ケル本町ノ人口ハ其増大スル所殆ント測知シ難ク現時二萬三千ヲ突破スル趨勢ナリ。之畢竟先輩諸君カ良ク意ヲ自治ニ致サレタル賜ニシテ余ノ感激ニ堪エサル所ナリ。今ヤ時代ハ日進月歩町村自治ハ益々多事多端トナリ、職ヲ其局ニ奉スルモノハ銳意精勵以テ自治行政ニ善處スルコソ至極肝要ナリ。希クハ本町、名譽職各位並ニ町民諸君ニ於テハ一齊ニ、其歩武ヲ整ヘ専ラ町ノ平和ト圓滿ナル自治ノ發達トニ留意シ、併セテ心身ノ健全ナラシメンコトヲ祈ル。聊カ所感ヲ陳ヘテ式辭トナス。

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本田町長代理助役 伊東孝一

龜戸稅務署長 祝 辭

天長ノ佳節ヲトシ町制施行祝賀式ヲ舉行スルニ方リ、一言所思ヲ述フルコトヲ得ルハ頗ル欣幸トスル所ナリ。

本町ハ客歲三月一日町制施行セラレテヨリ、茲ニ滿一ケ年ニシテ施設經營シタル事績尠カラス中ニモ耕地整理、道路ノ新設、學校ノ新築、火防衛生ノ設備等ハ最モ重ナルモノニシテ、之當事者始メ有志諸氏カ私ヲ忘レテ公ニ奉シタル結果ニシラ洵ニ感謝ニ堪ヘサルナリ。

本町ハ交通運輸ノ利便多ク、將來工場地帯トシ急激ナル發展ヲ豫想セラル、最近各種工場カ荒川放水路以東ニ移動シツ、アル狀勢ヨリ推シテ知ルヘキナリ。

諸氏ハ今後益々共存共榮ニ依リ之カ實現ヲ期スルト共ニ本町發展ノタメ、尙一段ノ御努力アラムコトヲ一言以テ祝辭トス。

昭和四年四月二十九日

龜 有 稅 務 署 長

龜有警察署長 祝 辭

本町曩ニ町制ヲ布キ又第二小學校ヲ新築シ、其ノ工竣リ茲ニ本日ヲ以テ町制施行祝賀並開校ノ式ヲ舉ケラル、ニ方リ、不肖コノ盛典ニ列スルヲ得タルハ光榮トスル所ナリ。

本町民ハ克ク公共ノ美風ニ富ミ、一巳ノ利害ヲ省ミス土地ノ開發ニ力ヲ効シ、一面町民ノ保健ト危害ノ豫防排除ヲ考慮セラル、結果近時急激ナル發展ヲ來タシ、人口將ニ參萬ニ乘シトスルノ情勢ニアルモ、夙ニ町制ヲ實施シテ自治機關ノ完備ヲ圖リ、更ニ宏壯堅牢ナル、第二小學校ヲ新築シテ、初等教育ノ基礎ヲ確立セラル、等本町ニ居ヲ有スル者ノタメ洵ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ。然リト雖モ町ノ財政ヲ一層鞏固ニシテ更ニ町民ノ福利ヲ進メ尙教育機關ノ設備ヲ企劃セサルヘカラサル等尙後ニ俟ツヘキモノ鮮少ナラサルヲ思フ、

希クハ各位一層ノ奮勵以テ諸般ノ施設ヲ完フシ以テ本町隆盛ノ基礎ヲ固カラシメンコトヲ一言嚙辭ヲ呈シテ祝辭トス。

昭和四年四月二十九日

龜有警察署長

警 部 渡 部 源 治

南葛町村長會長 祝詞

當町ハ昨年三月ヲ以テ既ニ町制ヲ施行シ、本日ノ佳辰ヲトシ町制實施祝賀式ヲ舉行スルニ當リ不肖其末席ニ列スルヲ得タルハ、尤モ光榮トスル處ナリ抑モ自治團體ノ隆盛發達ハ、各部機關ノ齊整統下其融和輯睦トニ歸ス、故ニ其規模ノ小ナルモノハ効ヲ擧ケ易ク、其組織ノ大ナルモノハ續テ成シ難シ、是レ天下模範村ニ乏シクナクシテ優良市町カ極メテ稀ナル所以ナリトス。

當町ハ自治制ヲ布カレテヨリ、茲ニ數十年近時東京都市ノ膨脹ニ伴ヒ、交通機關ノ便利ト共ニ人口戸數ノ激増トナリ年ト共ニ益々多キヲ加フルヲ以テ能ク自治ノ精神ヲ理解シ公共ノ便宜ヲ形成シ町政ノ進展、興隆ノ域ニ達成スルハ未タ前途遼遠ト云ハサルヲ得ス。

然リト雖モ當町有志諸君ハ能ク眞摯誠實ヲ以テ町當局ヲ補助シ、諸般設備ノ改善ヲ促シ更ニ自治機關擴張ノ機運ヲ助成シ、遂ニ町制實施ノ期運ニ到達セシメ之レカ實施祝賀會ヲ舉行スルヲ得タルハ洵ニ慶賀ニ堪ヘス、不肖之シキモ茲ニ南葛飾郡町村長會ヲ代表シ、聊カ嘸辭ヲ述ヘテ祝詞トス。

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡町村長會長

奥戸村長 町山 孫右衛門

本田町立第二尋常小學校開校式ノ告辭、式辭、祝辭、答辭

東京府知事 告辭

南葛飾郡本田町立第二尋常小學校新築工ヲ竣リ本日開校式ヲ舉行セラル、惟フニ國家興隆ノ途ハ國民智德ノ増進ニ待ツヘク、國民智德ノ増進ハ普通教育ノ進歩發達ニ賴ラスムハアルヘカラス、而シテ教育ノ要ハ教師其人ヲ得ル事ヲ最モ重シトナスト雖モ、日新ノ文化ニ伴フ校舍各般ノ施設宜シキヲ得ルニ非レハ能ク其效果ノ完キヲ期スヘカラス、抑々本町ハ東京市ニ隣接シ近時産業ノ進歩ニ伴ヒ、且ハ荒川放水路ノ開鑿、交通機關ノ發達等ニヨリテ人口日ニ稠密ヲ加ヘタリ從テ學齡兒童ノ激増ト共ニ校舍ノ狹隘ヲ告ケ新築ノ己ムナキニ至レルヲ以テ本町當路者、名譽職員、學校關係者諸氏銳意之カ計劃ヲナシ拮据經營本日ノ式典ヲ見ルニ至レルハ洵ニ慶賀ニ堪エサルナリ、今本校ノ構造ヲ見ルニ堅牢ニシテ質實ヲ旨トシ内容概ネ整備セルモノアリ。

希クハ本校教員諸氏協力一致克ク校舍ノ活用ニ勉メ一意専心、内容ノ充實ヲ圖リ常ニ清新ノ氣ヲ失フ事ナク能ク郷土ノ事情ヲ察シテ、教育効果ノ向上ヲ期シ以テ國家ノ進運ニ寄與セラレムコトヲ敢テ所懐ヲ陳テ告辭トス。

昭和四年四月二十九日

東京府知事 平塚 廣義

伊東町長代理助役 式 辭

維時昭和四年三月二十五日本町第二尋常小學校ノ新築工成リ、本日爰ニ開校式ヲ舉行スルニ當リ、東京府知事閣下ヲ首メトシ來賓各位並ニ有志多數ノ臨席ヲ忝シタルハ、本町ノ光榮之ニ過キタルハナク本校ノ面目亦何物カ之ニ加ヘン、剩ヘ不肖伊東孝一町長代理助役ノ職ニ承乏スルノ故ヲ以テ式辭ヲ述フルコトヲ得タルハ重ネ重ネノ榮譽ニシテ轉々感激ニ堪エサルトコロナリ抑モ本校新築ノ必要ヲ見タルハ、過クル大正十二年ニ於ケル、關東大震災後、本町ハ反動的ニ累年就學兒童ノ激增ヲ來タシ之カ收容ニハ從來増築ニ、増築ヲ以テ應急ノ策ヲ講シツ、アリシモ尙且ツ増大スルノ今日斯ル姑息ナル施策ニテハ、到底完全ナル教育ヲ施スコト頗ル困難ナル

ノミナラス當地西部ノ地域ハ兒童通學上甚タ不便ナルヲ痛感シタルニ依ルモノナリ。

蓋シ本校ノ新築ハ本町教育ノ改革ヲ劃シタルモノニシテ、吾人ノ共ニ喜フトコロナリ。然リト雖モ小學教育ハ國民教育上最大ノ重要機關ニシテ其施設ノ良否如何ハ國家消長ニ至大ノ關係ヲ有スルコトハ敢テ言フ俟タサルヘシ、即チ小學教育ハ人類教育ノ登龍門ニシテ、未タ純真ナル兒童ヲ初メテ、一定ノ形式ヲ以テ教育ヲ施スモノニシテ恰モ農夫カ田畑ニ、作物ヲ播種スルニ似タリ、若シ夫レ適當ノ土地ト適良ノ手段トヲ施サスンハ作物ハ枯死シ或ハ不良品トナリ市場ニ出テモ永ク其効用ヲ失フニ至ル、サレハ小學校ニ於テ施ス教育モ適當ノ場所ト、設備ト並ニ適良ノ教職員ニヨリ最善ノ努力ヲ以テ常ニ兒童教育ニ當ラレサレハ遂ヒニハ善良ナル兒童モ思想ニ變革ヲ來タシ國民思想統一上實ニ恐ルヘキ弊害ヲ招致スルモノナリ。

今ヤ本町ハ着々教育設備ノ完成ニ努メツ、アルノ秋、豫定ヲ過ラス本校ノ落成ヲ告ケタルハ昨年十一月二十三日株式會社竹田組ト建築工事請負、契約締結以來、各位カ終始協力一致シ工事ノ完成ニ努力セラレタルニ據ルハ勿論ナリト雖モ又其間天惠ニ浴シテ、殆ント雨雪ヲ見サリシニ依ルトコロナリ、翼クハ益々和衷共同シ本町教育ノ爲メ盡瘁セラレ職員諸君ニハ特ニ地方町村ノ事情ト本校設備トヲ顧慮シ學校ト家庭トノ連絡ニ留意シ而シテ事ニ偏重ナカラシメン

コトニ努メ鋭意職務ニ精勵シ以テ内容ノ充實ヲ圖リ大イニ其成果ヲ收メンコトヲ望ム。
一言以テ式辭トナス。

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本田町長代理助役

伊 東 孝 一

亀戸稅務署長 祝 詞

抑モ國家ノ隆運ハ教育ノ力ニ俟タナケレハナラヌノハ今更申スマテモアリマセヌ、國富ハ充實シ兵力ハ整備シ文學榮エ美術興ルト言フモ一般民衆ノ教育ニシテ若シ缺ケテ居ル所カアツタナラハ富ト兵ト學術ト文藝ト畢竟何事ヲカナシ得マセウ、教育ハ實ニ國運ノ基礎トナルモノテアリマス、コノコト完備シテ初メテ、國モ富マスコトモ出來兵モ強クスルコトカ出來、世界ニ獨立シテ國家ノ體面ヲ保ツコトカ出來ルノテアリマス、又教育ノ尤モ重スル處ハ人格ノ養成テアリマス、國家社界カ健全ニ發達ヲ遂ケルニハ偏ニ其ノ分子タル個人個人ノ人格ニ依ラナケレハナリマセヌ、今ヤ我カ國ハ世界ニ對スル使命ヲ自覺シ國民一齊ニ其歩武ヲ整ヘ猛然トシテ理想

ノ境地ニ驀進スヘキ秋テアリマス、而シテ國運勃興ノ氣運ヲ鼓舞シ直チニ日本帝國ノ特色ヲ發揚カルト否トハ實ニ教育ノ如何ニ由ルノテアリマス、本町ハ人口モ殖ヘ商業モ榮エ工業モ盛ニナリツ、アルノテアリマス。

從テ入學兒童ノ如キモ年ト共ニ増加シ教室ノ狹隘ヲ告クルニ至ツタノテアリマス、茲ニ於テ本町當事者及有志諸氏ハ多大ノ勞ト巨額ノ資トヲ吝マス奮テ本校舎ノ新築ヲ斷行シタノテアリマス經營數ヶ月新築成リ茲ニ天長ノ佳節ヲトシ開校ノ式ヲ舉ケラル、ヲ得マシタコトハ洵ニ慶賀ニ堪ヘサル次第テアリマス、今其ノ結構ヲ觀マスルニ華美ヲ去リ、堅實ヲ旨トシ特ニ兒童衛生ニ重キヲ置キマシタコトハ頗ル欣快ノ至リテアリマス。

冀クハ之ニ依リマシテ一ハ明治立教ノ餘風ヲ揚ケマスルト共ニ一ハ昭和新政ノ宏圖ニ副ヒ奉ラムコトヲ一言所思ヲ述ヘマシテ祝辭ト致シマス。

昭和四年四月二十九日

亀 戸 稅 務 署 長

南葛町村長會長 祝 詞

本田町立第二尋常小學校新築工事落成シ、本日ヲ以テ開校式ヲ舉ク不肖其席ニ列スルヲ得タルハ洵ニ欣幸トスル處ナリ。

抑モ本校ハ近時附近人口戸數ノ増加ト共ニ、就學兒童激増ト共ニ遂ニ獨立小學校ノ設立ヲ要スルニ至レルヲ以テ茲ニ此地ヲ相シ校舍ノ新築トナリ其構造堅牢ニシテ採光通氣宜シキニ適シ其ノ他諸般ノ設備完成シ實ニ單級組織ノ小學校トシテ、他ニ多ク其比ヲ見サル點アリ。

當町人士ノ教育ニ熱心ナルト當局者周旋宜シキヲ得タルニ、因ルニアラスンハ安ンソ能ク此ニ至ルヲ得ンヤ國家教育ノ爲メ慶賀ニ堪ヘス。惟ニ兒童教育事業ハ教職員諸君ノ誠實ト父兄ノ協力トニ因リテ其効ヲ奏スルコトヲ得ヘシ、殊ニ單級組織ノ小學校ニ於テハ最モ職員諸氏ノ懇切勵精ニ待ツコト大ナリトス。

希クハ同心協力シ有終ノ美ヲ濟シ本校創立ノ主旨ヲ達成セラレン事ヲ茲ニ南葛飾郡町村長會ヲ代表シ聊カ嘸辭ヲ述ヘテ祝詞トス。

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡町村長會長

奥戸村長 町山孫右衛門

南綾瀨町長 祝 辭

本日天長ノ佳節ヲトシ、茲ニ本町々制施行祝賀式並ニ第二尋常小學校開校式ヲ行フニ當リ不肖亦此ノ盛典ニ列スルノ光榮ヲ得衷心歡喜ニ堪ヘサル次第ナリ。

願ルニ本町ハ最近異常ノ發展ヲ來シ自治施行上漸ク多事ナラントスルニ當リ、人口ノ増加ト共ニ就學兒童ノ數又之レニ伴ヒ此處ニ第二尋常小學校ヲ新築スルノ、盛運ニ達シタルハ獨リ本町ノ發展ヲ祝福スルノミナラス又以テ國力發展ノ爲メ慶賀ニ堪ヘサルナリ。

抑モ本校ハ其ノ構造設備ニ於テ總テ虚飾ヲ避ケ、質實ヲ旨トセラル是レ理事者ヲ始メ各關係者諸氏ノ努力推知スルニ足ル、冀クハ今後兒童教養ノ職ニ奉スルノ諸先生ノ熱誠ナル、奮勵ト努力ニヨリ國民教育ノ實ヲ完フセラレン事ヲ切望シテ止マサルナリ。

昭和四年四月二十九日

南綾瀨町長 吉 田 孝 吾

南葛第二部小學校長總代 祝 辭

第二本田尋常小學校新設工事茲ニ成リ、天長ノ佳節ニ當リ、開校ノ盛典ヲ舉ケラル誠ニ慶祝ノ至リナリ。

輓近、市近隣町村ハ帝都復興事業ノ影響カ將又自然ノ趨勢カ人口激增ヲ來ス、本町亦著シク學校新設ノ要ニ迫ラル、教育ニ熱誠ナル町當事者並ニ名譽職員各位ハ夙ニ是ニ留意多大ノ犠牲、巨萬ノ資ヲ吝マス、茲ニ新築セル校舍ノ落成ヲ見タルハ國民教育ノ爲メ誠ニ喜トスルコロニシテ本町ハ曩ニ町制ヲ施行セルト共ニ本町ノ二大盛事ト言ハサルヘカラス。

吾人齊シク國民教育ノ衝ニ當ル、茲ニ友校ノ呱呱ノ聲ヲ聞キ欣快ニ堪ヘス、共ニ相倚リ以テ國民教育ニ寄與セントス。

茲ニ開校ノ盛典ヲ祝シ將來ノ發展ヲ祈リ以テ祝辭トス。

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡第二部小學校長 總代第五吾孀小學校長

豊岡新藏

第二寺島小學校長 祝 辭

我カ大君ノ生レ給ヒシ今日ノ佳キ日ニ本田第二尋常小學校落成開校ノ式ハ舉行セラレ、其ノ席末ニ列シテ祝辭ヲ述ヘルコトノ出來マスノハ誠ニ光榮ト存シマス。

我カ本田町ノ遠イ過去ニ就イテハ、私ニハ申上ケルタケノ資料ハアリマセンカ、少クモ大正六年四月以後ノ事ハ直接觸レタ經驗テアリマシテ、種々ナル回想ノ種トナツテ現ハレルノテアリス、當時ハ學級數ハ八ツシカアリマセンテシタ兒童數モ確カ五百人足ラステアツタト、記憶シテ居リマス。職員八名今カラ思フト虚言ノヤウナ話テアリマシタ、處カ其後追々ト學齡兒童モ増加シテ參リマシテ、大正十一年ノ末ニ再ヒ私カ赴任致シマシタ頃ハ十三學級トナリ更ニ忘レラレナイ大震災災後ハ急激ニ膨脹致シマシテ、現在ニ及ヒ茲ニ第二尋常小學校マテ生レル盛運ニ立到リマシタコトハ我カ住ム町ノ爲、又町教育ノ爲メ祝福セスニハ居ラレマセン。想ヒ起シテ過去現在ヲ比較スレハ轉タ感慨無量ナルモノカアルノテアリマス。

事ハ經驗ヲ重ヌルニ從ツテ圓熟致シマス何レノ學校ヲ見マシテモ後カラ出來ルモノハスヘテ、改良サレタ形ニ於テ表ハレマスノテ優レタ點カ多ク見受ケラレルノテアリマス本校ノ設計ハ私カ未タコチラニ居リマス時ニ出來タモノテシタカ、只今實體ヲ仔細ニ拜見致シマシテ何トナク

言ヒ知レヌ快感ニ打タレタノテアリマス、今日マテ局ニ當ラレタ方々ノ御骨折ハ容易テナカツタコトト推察申ヒケマス、併シナカラ本校ノ設備ハ之レテ大成サレタトハ思ハレマセン、運動場ノ整地、整形ノ問題ヲ遺シテ居リマス町當事者並ニ町政ニ當ラルル賢明ナル皆様ノ將來ニ於ケル遠大ナル御計劃ヲ期待シテ止マナイ者テアリマス。

本校職員諸君ハ多田校長ヲ始メ、何レモ新進氣鋭ノ方々テアリマス。殊ニ新設校トイフ新ラシイ氣分テ事ヲ運ハレルノテ、能率ハ必ス高調スルコトト思ハレマシテ將來ヲ期待スル促々ノ情ヲ禁シ得マセン、第一、第二兩校ノ職員兒童諸氏ノ心カラナル、協調進歩充實ヲ祈ツテ止マヌノテアリマス。

私ハ當町ノ住民テアリマス上ニ大正六年カラ教育的ニ深イ連繫ヲ有シテ居リマス關係上、短カカルヘキ祝辭モ長ク綿々タル至情ヲ披瀝致シマシタ殊ニ、本日ハ町制施行祝賀ヲモ兼タ日テアリマス、我町ノ萬歳ヲ祝シテ蕪言ノ終リトシ以テ祝辭ニ代ヘタ次第テアリマス。

昭和四年四月廿九日

第二寺島尋常小學校長 武 藤 廣 吉

本町名譽職總代 祝 辭

本町第二尋常小學校ノ新築工ヲ竣ヘ、本日貴賓貴臨ノ下ニ開校ノ式典ヲ舉行スルニ當リ不肖モ此席末ニ列シ祝辭ヲ陳フルコトヲ得タルハ、實ニ最大ノ光榮ニシテ歡喜忘ルル能ハサル所ナリ古人曰ク、千里ノ道モ一歩ヨリ始マルトカ他日國家有爲ノ人材トナルモ要スルニ、其初ハ小學校ノ搖籃ノウチニアリ、即チ白糸カ種々染色ヲ施シ以テ、之レカ用途ヲ拓クモノニアラスヤ、小學校モ亦白糸ト同様ナル兒童ニ對シ初メテ教育ヲ施シ依テ其人格ヲ築キ上クルモノナリ。依是觀之レハ小學教育ノ如何ニ重且大ナルカハ容易ニ測リ知ルヲ得ヘク本町カ茲ニ、本校開校ノ盛典ヲ舉クルモ敢テ偶然ノモノニアラサルナリ。

不肖本町名譽職ノ一員トシテ、本日臨場ヲ得タル來賓各位ニ厚ク謝意ヲ表スルト同時ニ町民諸君ト相俱ニ本町自治發展ノ爲メ、大ニ努力シ以テ益々理想ノ境地ニ驀進センコトヲ切望ス。

昭和四年四月二十九日

本町名譽職總代 西 片 熊 四 郎

各町内會總代 祝 辭

茲ニ畏クモ天長ノ佳節ヲトシ、本町第二尋常小學校開校ノ式ヲ舉クルニ際シ貴賓指紳ノ臨場ヲ
忝ウシタル席上ニ於テ不肖ノ身ヲモ不顧本町各町内會總代トシテ、一言祝辭ヲ述フルヲ得タル
ハ洵ニ欣快措ク能ハサル所ナリ。

回顧スレハ、本町ニ町制施行セラレテ、以來滿一ケ年自治行政ハ益々多端ナルノ秋率先教育ノ
充實ヲ圖リ本日日出度開校ノ式典ヲ見タルハ、之レ偏ニ本町理事者及ヒ、名譽職員其ノ他有志
各位ノ熱誠ナル盡力ニ依ルモノニ外ナラス只管感謝スル所ナリ。

願フニ健全ナル自治ノ發達ヲ望マントセハ、先ツ以テ教育ノ改善ニカメサルヘカラス、之レ町
村行政上、常ニ其緊切ナルヲ叫ハレツ、アル所以ナリ、幸ヒニシテ爰ニ本校ヲ新築シ着々教育
ノ充實ヲ圖リ以テ民心統一ノ基礎ヲ確立シ得タルハ、豈町民トシテ喜ハサルヲ得ンヤ。

於茲乎不肖此席ヨリ謹ンテ臨場ヲ賜リタル東京府知事閣下並ニ各位ニ深く謝意ヲ表シ併セテ本
祈ノ益々隆盛ナランコトヲ祈ル、聊カ愚志ヲ述ヘテ祝辭トナス。

昭和四年四月二十九日

本町各町内會總代 加藤 徳次郎

町内六團體總代 祝 辭

本日ノ佳辰ヲトシ本町町制祝賀並ニ本町第二小學校開校ノ式ヲ舉ケラルルハ誠ニ慶賀ニ堪エサ
ル所ナリ。思フニ本町ノ發展ハ將來尙駸々トシテ止マサルヘク、之レニ應スル諸般ノ施設ハ前
途ニ山積シ就中教育ノ設備ハ最も重要ニシテ今後ノ擴充ヲ要スルコト大ナルモノアリ、茲ニ町
制ヲ布カレタルハ即チ町村進運ノ表現ニシテ、第二小學校ノ新設ハ即チ重要施設ノ一進歩ナリ
若夫今後ニ於ケル町政ノ向上進展ト學校内容ノ充實進歩トハ一ニ町理事者並ニ關係名譽職及學
校教職員以上各位ノ努力ニ待ツハ勿論ナリト雖モ、吾人諸團體亦互ニ協力シテ俱ニ其ノ責ヲ分
チ以テ本日ノ祝賀ヲシテ最も有意義ナラシムヘキナリ。
一言以テ祝辭トス。

昭和四年四月二十九日

本 町 教 育 會
帝 國 在 鄉 本 町 分 會
軍 人 會
本 田 町 青 年 團

本 田 町 消 防 組

本 田 小 學 校 同 窓 會

本 田 町 婦 女 會

以 上 總 代

本 田 町 教 育 會 長

吉 澤 又 治 郎

本 田 尋 常 高 等 小 學 校 長 祝 辭

町制祝賀ノ佳日ヲトシ本日茲ニ、本田第二尋常小學校ノ新築開校式ノ盛儀ヲ舉ケラルルニ際シ臨席ノ光榮ニ浴スルヲ得マスコトハ、私ノ最モ欣快トスルトコロテアリマス。

扱テ教育ノ必要ナルコトハ今更贅言ヲ費ス迄モナイコトテアリマシテ、國家ノ隆盛ハ人材ノ有無ニ關係シ人材ノ有無ハ教育ノ盛衰ニ由ルト云フキヘテアリマセウ。而モ小學校ノ教育タルヤ東隅桑榆ニ至ルマテ學校ヲ設置シ、邑ニ不學ノ徒ナク村ニ無識ノ輩無カラシメントノ聖旨ニ基クモノテアリマシテ、今ヶ月ニ年ニ駸々乎トシテ止マサル進歩ヲナシツツアルコトハ誰シモ信シテ疑ハサル所テアリマス。

然レトモ教育ノ進歩ニ伴フ町村費ノ膨脹ハ、實ニ管ナラサルモノカアルノテアリマス。殊ニ人口ノ増加シツツアル東京府下ニ於テ然リ特ニ吾カ本田町ニ於テ然リテアリマス。

本町裏ニ多額ノ費ヲ投シテ校舍ノ大増築ヲ行ヒシト雖モ近時ニ於ケル本町ノ發展寔ニ著シキモノアリ、兒童數ノ激増ト共ニ疾クモ全兒童ノ收容ニ尠カラサル支障ヲ來シツツアツタノテアリマス。幸ナル哉、此處ニ喧騒ト塵埃トヲ避ケ極メテ閑寂ナル校地ヲ選定シ壯大善美ナル校舍ノ落成ヲ見ルニ至ツタノテアリマス。サレト築構ノ功ヤ一日ニシテ鳩ラス町當事者ノ苦心並ニ町民諸賢ノ後援實ニ尠カラサルモノノ存スルヲ知ラネハナラスノテアリマス。然シナカラ此ノ事タルヤ本町兒童ノ上ニ甚大ナル幸福ヲ招來セリト云フヘキテアリマセウ、若シモコノ校舍ノ誕生ニシテ一年ヲ後レタランカ殆ト全學年ヲ通シテ二部教授ヲ施スノ止ムナキニ至ツタコトテアリマセウ、日々本町ノ教育ニ從事シツツアル私トシテ特ニ感ヲ深ウスル所以テアリマス、町制施行サレテ一年有餘着々トシテ發展シツツアル本町文化ノ惠澤ニ浴シ本日此ノ盛儀ニ陪ス、誠ニ欣喜ニ堪ヘス以上蕪言ヲ述ヘテ祝辭トナス次第テアリマス。

昭和四年四月二十九日

本 田 尋 常 高 等 小 學 校 長 望 月 正 治

本田第二尋常小學校長 答 辭

學制布カレテ五十有餘年長キ歴史ト文化ノ燦然タル發達ニ須ツコト多キ、教育事業ノ近時ニ於ケル著シキ進歩ハ敢テ言ヲ弄スルニ足ラスト雖モ就中初等教育ノ目覺シキ、整美ハ蓋シ世界注目ノ的タルモノアリ、之ヲ本町ニ願ルニ人口ノ自然増加ニカテテ關東大震災後ノ、移住者激増ノ結果ハ就學兒童ノ收容ニ就キテ實ニ今昔ノ感ニ堪エサルモノアリ。

當局是レニ見ルアリ、着々ノ計劃ハ茲ニ一段ヲ告ケテ、本日ノ佳辰ヲトシ町制實施並ニ、第二尋常小學校開校ノ式ヲ舉クルニ當リ知事閣下ノ告辭並ニ來賓祝辭ヲ辱ウス同慶何ソ堪エン

之一重ニ町民ノ戮力協營ト町當局者ノ盡力ノ賜ニ非スシテ何ソ我々教育ノ責ニ任スル者ノ誠心誠意、兒童保育ノ任ニ當ラサルヲ得サル所以茲ニアリ。思フニ教育ノ成果タルヤ直接ソノ道ニ就ク實務者ノ一人克クスル所ニアラス。要ハ町民諸賢ノ理解ト後援ヲ須タサルヘカラサルモノアルヲ信ス。本日舉式ノ精神ヲ永遠ニ保持シ伸張セシムルハ一ニカカツテ、我等本校職員ノ覺悟ト努力如何ニ在ルコトハ、今更喋々ヲ要セサルコトニ屬ス、幸ニ町民諸賢ニモ我等ニ協心協力ノ實ヲ垂レ斯道ノ發展ニ資セラレンコトヲ切望スル次第ナリトス。

聊カ所見ヲ述ヘテ答辭トス。

昭和四年四月廿九日

本田第二尋常小學校長 多 田 菊 次 郎

第三項 町治功勞者表彰

本町々治に對し從來献身的努力を以て、直接間接町政に參與せられし人々は尠からぬ。仍てこの舉式に際し之等功勞者に對し本町は感謝狀並に紀念品を贈呈して、感謝の微意を表すると同時に將來益々町發展に貢獻せらるやう期待してゐる。其表彰者氏名は左の通りである。

元本田村長	小林 傳 治	學務委員	十 名
元本田町長	西片 熊 四 郎	各町内會	十八ヶ町會
元本田村助役	森谷 健 次 郎	耕地整理組合	六ヶ組合
町會議員	二 十 名	各團體	七ヶ團體
區長	二 十 五 名	建築委員	三 十 名
本田町囑託醫	稻 葉 穆 三	本田町立第二尋常小學校舍	
本田町立小學校醫	雨 谷 達 三	建築工事請負人	株式會社 竹 田 組
同	津 金 信 司	同土木工事請負人	稻 垣 榮 吉
同	田 中 正 巳	同工事監督	小 坂 照 太 郎

感謝狀

現時國民衛生思想ノ向上ニ關シテハ當路者ノ均シク苦慮スル所ナリコノ時ニ當リ君ハ本町町醫
トシテ常ニ町民ノ保健衛生並ニ學校衛生ニ就テ不斷ノ努力ヲ拂ヒ偶々傳染病發生時季ニ際會ス
レハ卒先之レカ根絶ニ專念セラレタルカ故ニ今日町民ヲシテ其堵ニ安スルコトヲ得セシムルニ
至リタルハ實ニ君ノ力ニ依ルモノニシテ其功勞ヲ深ク感謝スル所ナリ
於茲町制施行祝賀式ヲ舉行スル本日ヲトシ本町ハ町會ノ議決ヲ以テ金一封並感謝狀ヲ贈リ聊カ
微意ヲ表ス

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本町長代理助役 伊 東 孝 一

町醫 稻 葉 稔 殿

感謝狀

現時國民衛生思想ノ向上ニ關シテハ當路者ノ均シク苦慮スル所ナリコノ時ニ當リ君ハ本町校醫
トシテ常ニ町民ノ保健衛生並ニ學校衛生ニ就テ不斷ノ努力ヲ拂ヒ偶々傳染病發生時季ニ際會ス
レハ卒先之レカ根絶ニ專念セラレタルカ故ニ今日町民ヲシテ其堵ニ安スルコトヲ得セシムルニ
至リタルハ實ニ君ノ力ニ依ルモノニシテ其功勞ヲ深ク感謝スル所ナリ
於茲町制施行祝賀式ヲ舉行スル本日ヲトシ本町ハ町會ノ議決ヲ以テ金一封及感謝狀ヲ贈リ聊カ
微意ヲ表ス

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本町長代理助役 伊 東 孝 一

校 醫 雨 谷 達 三 殿 外二名

感謝狀

天長ノ佳辰ヲトシ本日町制施行祝賀式ヲ舉行スルニ際シ本町町會議員小林傳治君ニ對シ其功勞
ヲ感謝スルト同時ニ之ニ報センカ爲メ聊カ微誠ヲ表セント欲ス
回顧スレハ君ハ大正四年五月町會議員ニ當選セラレ爾來町政ニ參與シ夙夜孜々トシテ其ノ施設
改善ニ献身努力セラレタルカ故ニ現時本町ノ向上發展ハ大イニ見ルヘキモノアリ其功績ハ永ク
後世ニ傳フヘキナリ仍テ本町ハ町會ノ議決ニ基キ茲ニ銀盃壹組及感謝狀ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意

ヲ表ス

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本田町長代理助役 伊 東 孝 一

小林 傳 治 殿 外十九名

感謝 狀

天長ノ佳辰ヲトシ本日町制施行祝賀式ヲ舉行スルニ際シ本町學務委員奥田重兵衛君ニ對シ其功勞ヲ感謝スルト同時ニ之ニ報センカ爲メ聊カ微誠ヲ表セント欲ス

回顧スレハ君ハ大正十四年十月學務委員ニ當選セラレ爾來町政ニ參與シ夙夜孜々トシテ其ノ施設改善ニ献身努力セラレタルカ故ニ現時本町ノ向上發展ハ大イニ見ルヘキモノアリ其功績ハ永ク後世ニ傳フヘキナリ仍テ本町ハ町會ノ議決ニ基キ茲ニ銀盃壹個及感謝狀ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本田町長代理助役 伊 東 孝 一

奥 田 重 兵 衛 殿 外 九 名

感謝 狀

天長ノ佳辰ヲトシ本日町制施行祝賀式ヲ舉行スルニ當リ本田町大字四ツ木區長加藤德次郎君ニ對シ其功勞ヲ感謝スルト共ニ聊カ微意ヲ表セントス

願フニ君ハ大正十四年十月區長ニ當選セラレ爾來精勵一日ノ如ク町内ノ幸慶ヲ増シ其功勞赫々トシテ顯著ナリ殊ニ一朝有事ノ場合ハ毫モ私心ヲ抱カス益々隣保相助ノ實ヲ揚ケラレタルハ洵ニ感謝ニ堪エヌ仍テ本町ハ町會ノ議決ニ基キ茲ニ銀盃壹個及感謝狀ヲ贈リ以テ感謝ノ意ヲ表ス

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本田町長代理助役 伊 東 孝 一

四ツ木區長 加 藤 德 次 郎 殿 外 二 十 四 名

感謝 狀

君ハ本田町立第二尋常小學校新築ニ際シ昭和三年二月同校ノ建築委員ニ擧ケラレ爾來終始寢食

ヲ忘レ銳意工事ノ竣工ニ努力セラレタル結果今日此盛觀ヲ呈スルニ至ル其功勞多大ニシテ洵ニ感謝ニ堪エサル所ナリ

仍テ本日町制施行祝賀並ニ第二尋常小學校開校式ヲ舉行スルニ當リ本町ハ町會ノ議決ニ基キ茲ニ銀盃壹個及感謝狀ヲ贈リ以テ聊カ微意ヲ表ス

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本田町長代理助役 伊 東 孝 一

建築委員 大 和 眞 太 郎 殿 外二十九名

感謝狀

本田町教育會外六ヶ団体並ニ十八ヶ町内會

天長ノ佳節ヲトシ本日町制施行祝賀式ヲ舉行スルニ當リ貴會ノ其功勞ニ對シ深ク感謝スルト共ニ聊カ微意ヲ表セントス

惟フニ貴會ハ爾來本町土地開發ノ爲メ終始最善ノ努力ヲ拂ヒ今日迄ニハ幾多施設改善セラレタル所尠カラス蓋シ本町現今ノ繁榮ヲ見ルニ至リタルハ之レ偏ニ貴會ニ於ケル努力ノ賜ニシテ只管感銘スル所ナリ

仍テ本町ハ町會ノ議決ニ基キ茲ニ金一封及感謝狀ヲ贈呈シ以テ感謝ノ意ヲ表ス

昭和四年四月二十九日

南葛飾郡本田町長代理助役 伊 東 孝 一

第十八章 社寺及名所舊蹟

第一節 神社

本町に在する神社は十三社にして、内二社は村社で他は何れも無格社である。之れを大字別に見れば寶木塚に一、四ツ木に一、澁江に一、上木下川に一、川端に一、原に一、梅田に一、中原に一、淡ノ須に一、篠原に一、立石に三となり、殆んど各字に一社と云ふ状態になる。

しかして之等各社は氏子を有し、氏子よりは氏子總代を選出して常に神社の維持に努めてゐるが未だ數百の氏子を有するものはない。

抑々神社の氏子たることは各々その神社に歸興して氏神となし、不斷に神の崇敬を深からしめ、強いては忠君愛國の念を培養し、以て健全なる國民思想の涵養に資するに至らしむべきものであ

る。蓋し我國は開闢以來神國として、二千五百八十余年の古き歴史を有し、政府も之れには年々
 尠からぬ費用を投じて神の森嚴を保持するのも敢て偶然のことではない。
 本町も亦年々經常部豫算には神社費を計上し、社中村社たる、白鬚、熊野の兩神社の祭典には、
 神饌幣帛料並に供進費を供參し、また町長は町民を代表して參拜するのみならず、小學校兒童を
 も參拜せしめ、充分に敬神の精神發揚に努力してゐる。

第一項 神社及其の祭神

神社名	所在地	社格	祭神名	神職名
白鬚神社	澁江村	村社	猿田彦命外六神合社	春日秀郎
熊野神社	立石	同	伊邪那岐大神速王男神	小宮山嘉一
八幡神社	寶木塚	無格社	譽田別神	春日秀郎
稻荷神社	篠原	同	宇迦之御魂命	同
白鬚神社	四ツ木	同	猿田彦命	同
王子神社	上木下川	同	貞辰親王命	松林
諏訪神社	川端	同	建御名方命	春日秀郎
稻荷神社	原	同	宇迦之御魂命外三神合社	小宮山嘉一

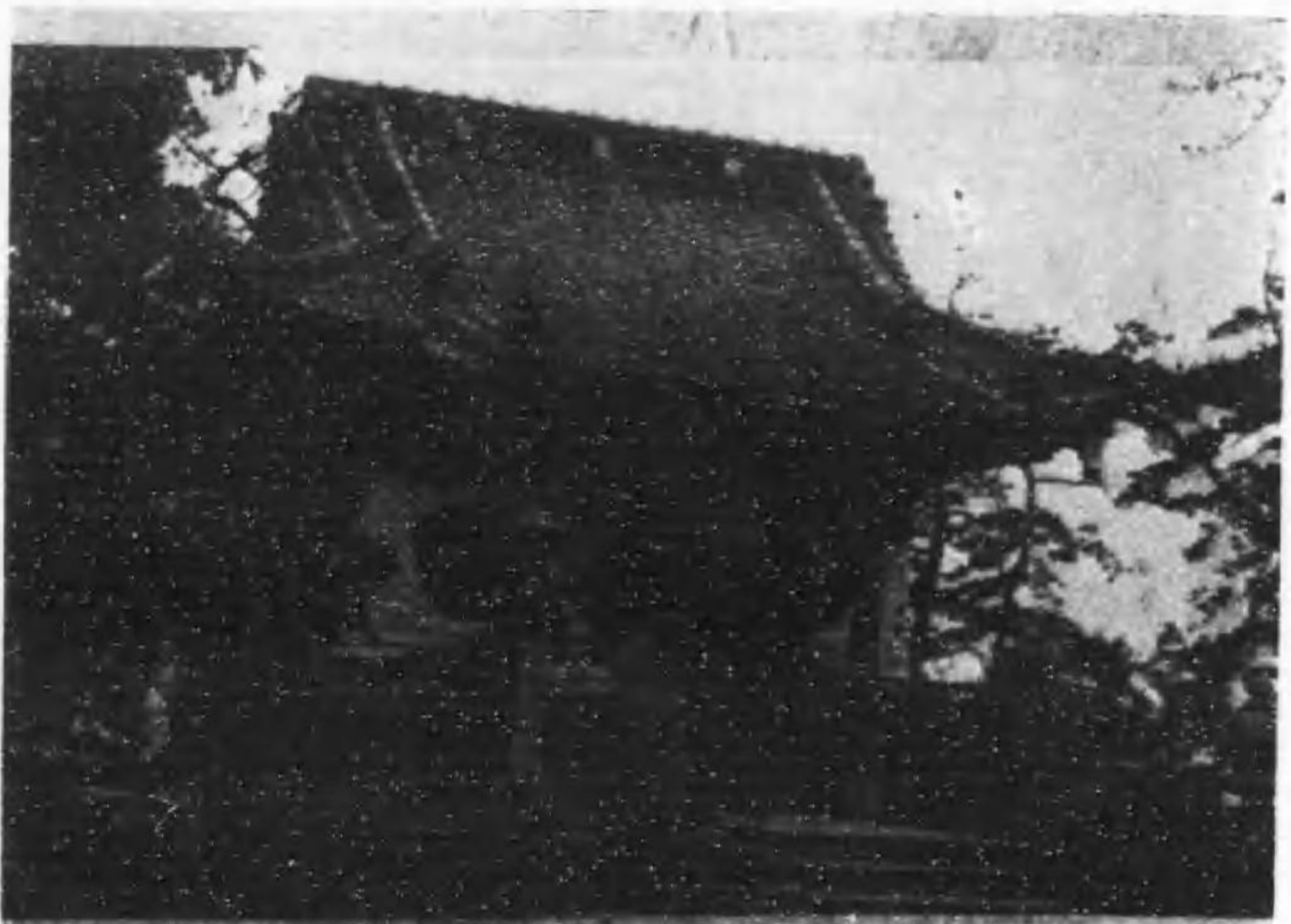
稻荷神社	梅田	同	宇迦之御魂命	同
八幡神社	中原	同	譽田別命	春日秀郎
稻荷神社	淡之須	同	蒼稻魂神	關豐榮
諏訪神社	立石	同	建御名方命	小宮山嘉一
稻荷神社	同	同	蒼稻魂神	同

第二項 主なる神社の沿革

何れの神社と雖も沿革なきにあらざるも、徴すべき文献なく甚だ残念であるが、古書や神社秘
 藏の文書によつて、その沿革を判明したる二三の神社の沿革を示す。

一、白鬚神社

當社は本町大字澁江三百八十番地に鎮座存ます村社である、創建年月は詳かならざるも、東鑑
 に依れば今より七百四十餘年前の治承年間頃より存したるものならんを察せらる。
 古へは客人大権現と稱し、文化文政の頃より天保年間に至る頃までは、特に新吉原の崇敬甚だ篤
 く當時之等崇敬せる人々より奉納せられたるものは今猶現存す。
 その主なるものは次の通りである。



- 古社村
客白
大鬘
權神
現社
- 一、文政五年三月岡本屋長右衛門親子より道しるべ全部、
 - 一、同六年癸未に磯部瀬左衛門義保の補助にて成る石鳥居一基、
 - 一、同年六月江戸日本橋中菊屋榮藏より石燈籠一對、
 - 一、天保九年戊戌五月本所一ツ目辨天屋鋪水茶屋若狭屋三次外十名より火金一ヶ所、
 - 一、同年三月新吉原講中より石橋及敷、
 - 一、安政二年三月江戸橋本町南澤正兵衛より額二面、
 - 一、同年秋屋丹郷屋鋪三倉祐外四名より額一面、

一、同三年辰九月江戸郷國産油仲買世話人より唐獅子一對、

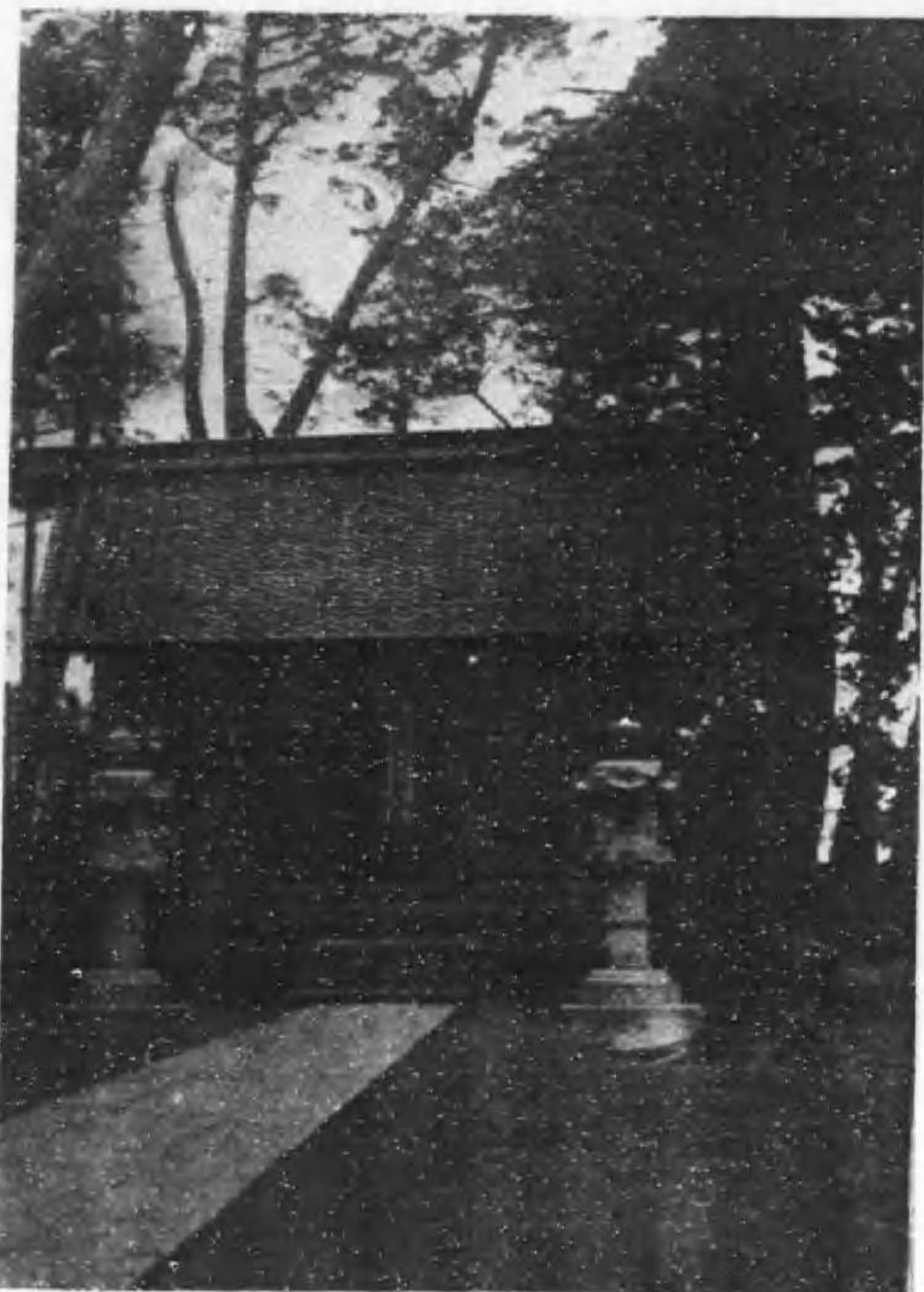
これ等多数の奉納品は何れも境内に夫れ／＼配置され境内の面目は一新し當時の俤を偲ばるゝ。しかして當社の社殿は嘉永元年即ち今より八十一年前に建築したるものなりしが、建築後八年目の安政二年に於ける大地震に見舞れたるも程なく復舊した、その後高欄の建設をなしたるが大正六年十月一日の大暴風雨の爲め境内の松樹倒壊と共に破壊され一時境内は惨たる情景を呈した。然るに三たび來たる大正十二年九月一日の關東大震の災害を蒙り石燈籠を初めとし石鳥居及び社殿等は倒壊又は破損したるもの尠からざりしが、間もなく修理を施し舊體に復するを得て現今なほその古社を拜することが出来る。これ近世に於ける當社の移變である。

因に當社の社務は元觀正寺の別當之に當りたるが、明治二年よりは現社掌春日秀郎の祖父春日定格社掌となり、専ら社務を挾掌したのである。當社祭神の御威徳を慕へ奉るもの多く、江戸時代は新吉原を首めとし、近郷近在よりの参拜者四季堪ゆることなかりしと云ふ。

二、熊野神社

熊野神社は今より凡そ九百二十年前、一條天皇の長保年間安部仲磨の曾孫、四位主計頭陰陽博士安部晴明が此地に立ち寄り、清淨なるところを撰び、五行即ち木、火、土、金、水に象取り、

境内を三十間五角となし五方山と號し、熊野三社を勸請し神代の石劔を以て御神體と定めた。以來土民の崇敬篤く、從五位下壹岐守葛西三郎清重は特に之れを崇敬したと云ふ、又徳川三代將



— 社 神 野 熊 社 村 —

軍家光や八代將軍吉宗等も再三參拜し、當社よりは金鳥の御符及び御守を献じたとも云ふ。元文四年三月には松福寺を通じて、起立録を當時の代官伊奈半右衛門に提出せしめ正保、慶安の頃には本殿社殿ともに神明造りであつたが、天明六年七月の大洪水に、無慘にも社殿大破せられ御扉に

至るまで流出した、超えて寛政六年七月普請奉行柏原田右衛門御目付役室田富三郎、並に備中國岡田町の地質學者として當世に知られた、古川平治兵衛等が地理御糺に來り、御神體を伏し拜み之れは日本に稀れに見る石劔なりとて、其保管方に付き細々に注意せられたので早速代官菅沼安十郎に訴へ出で、大破せる社殿の改築を行ふのみならず、石造の内陣をも造らしめ御神體の安全を期した、時は寛政八年の十一月である。

しかるに安政の大地震の爲め再び大破損をなし、御神體の先にも少しく損傷を來した。それが爲め同四年二月に至り社殿に大修繕を施し、明治七年四月には村社に指定せられ、同十二年二月復又社殿の改築を行ひたるもので、今日の熊野神社の社殿及び拜殿はそれである、明治四十年五月には神饌幣帛料供進神社に指定せられた。

因に當社に於ては特別祭事として、毎年四月一日神饌講の大祈念祭を執行するが、當日は町内は勿論隣接町村より集ふ植木商人によつて開かるゝ、植木市は頗る盛賑である。尙當社の社掌は初代篠崎村祠官長屋右近にして、今日の社掌小宮山嘉一は第四代目である。

三、王 子 神 社

當社の古傳舊記に據れば、第五十六代清和天皇の元應年間、同天皇第七皇子貞辰親王を奉りたるもので、往古は王子權現と稱し一つの塚のみであつた。

しかして之れには當時淨光寺が奉仕したが、後社殿を建設し澁江白鬚神社の預りとなつた。

按ずるに當社祭神、貞辰親王は東國葛飾の里に遷され給ひ、天慶元年丁酉九月十五日此の地に於



清和天皇第七皇子王子神社
——社神子王——
奉リ祀ヲ皇子皇七第皇天和清

て薨去し給ふ、時に天台慈覺大師東國弘法の頃、深く之れを歎かれ、良本阿闍梨をして、こゝに葬り奉り王子權現と稱し爾來土民は大いに崇敬し無格社に列して今日に至るものである。當社の初代社掌は高橋信盛にして、現今の松村亘は第三代目の社掌である。

註、當社には往古は相當詳細に亘る古傳舊記があつたが明治年間の大洪水の爲め其詳細が不明となつたことは遺憾である。

第二節 寺院

元來佛教たることや吾人祖先の尊敬するの念を涵養すると同時に衆生の善導を爲す根源であるこの佛教の初めて我國に渡來したのは欽明天皇の御代にして今より約一千三百七十余年前にして爾來佛教は數多の宗派に岐れて來たのである。

現在本町には十二寺院あるが、その大部分は桓武天皇の御代に開創せられたもので、約七百有餘年前のものである。之等寺院を宗派別にすれば真言宗豊山派が最も多く、他は天台宗一、真宗大谷派一臨濟宗妙心寺派一等で檀徒も從つて真言崇に自然吸收せらるゝの傾向を有してゐる。惟ふに社會教育上宗教思想の鼓吹を以て世に裨益したること甚大にして、現今神社の保持と相俟つて國民思想の養成には益々宗教の振興を圖ることは、社會政策上の見地よりしても肝要至極であるのみならず、國民の尊祖精神作興を期するにも決して、忽せにすべきものではない。

第一項 寺院及其の本尊

寺院名	宗派	開創年月	本尊	寶物	所在地	住職名
西光寺	真言宗 豊山派	不詳	阿彌陀如來	古書外四點	寶木塚	山田 惠全
慈眼院	真言宗 同派	不詳	不詳	ナ	篠原	岩田 秀圓
善福院	同	永正十六年	十一面觀世音	ナ	若宮	磯山 頼仙
西光寺	天臺宗	元久元年五月	阿彌陀如來	長刀外五點	濫江	富山 道雄
淨光寺	同	不詳	不詳	ナ	上木下川	伊東 孝延
真禪寺	臨濟宗 妙心寺派	元祿四年	釋迦如來	ナ	川端	高橋 宣教

正覺寺	眞言宗 豐山派	天正元年	阿彌陀如來	ナ	川端	吉野榮玄
勝養寺	同	不詳	大日如來	ナ	中原	小林了範
寶泉寺	同	不詳	不詳	ナ	淡之須	佐藤光峰
南藏院	同	不詳	大日如來	古文	立石	三浦義傳
西園寺	同	不詳	不詳	ナ	同	關澄道
德念寺	眞宗 大谷派	慶安年間	阿彌陀如來	古	書	金森諦成

第二項 主なる寺院の由來

寺院も亦各寺とも由來のなきものはなく、その開創の年月より察すれば、相當古事來歴のあることは、神社の場合と同様であるが、これまた頼るべき文献に接せず、爲めに茲に記することを得ざるは遺憾である。然れ共判明したる二三の寺院の由來を左に記述して參考に供す。

一、寶木塚澁江山 西 光 寺

當寺は今より凡そ七百有餘年の古き歴史を有する寺院にして、本尊には見眞大師御眞筆に依る三方正面阿彌陀如來畫像を安置す。澁江山清重院西光寺と云ひ寶木塚の靈蹟として有名である



親鸞聖人ニ依テ知ラセラルル寶木塚西光寺

今その縁起を尋ねるに當寺所藏の畧縁起録に曰く、

債ら當院の來縁を按ずるに人皇五十代桓武天皇の御孫無品大宰大武高見王の嫡男上總介高望八代の正嫡豊島左衛門尉平清光（東京六阿彌陀大本願人なり）の二男葛西壹岐守清重とて葛西一圓の領主なりしが、鎌倉三代將軍實朝公に仕へて軍功最も多かりしが、茲に見眞大師即ち親鸞聖人常州稻田に在りて専ら他力易行の念佛を弘め遠近の道俗を化益ましますおり宿縁の催しにや元仁元年五月澁江の館に大師御齡（五十二歳）を請し土民と共に法縁に連り専ら二心なく、無疑の深